令和３年度　第１回岐阜県環境審議会

日時：令和４年２月２２日（火）１３：３０～
場所：岐阜県議会西棟３階第１会議室及びWEB

次　　第

１　挨　拶

２　議　事

（１）第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び
　　総量規制基準の設定について（諮問）

３　その他

（１）「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組みについて（報告）
（２）清流の国ぎふ　海洋ごみ対策地域計画について（報告）
（３）岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画について（報告）

配布資料

資料１－１　第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（諮問）
資料１―２　総量削減制度の概要
資料１－３　第９次水質総量削減の在り方について
資料１－４　第８次総量削減計画の実績（岐阜県）
資料１－５　汚濁負荷量の推移（岐阜県）
資料１－６　総量削減計画の策定について
資料１－７　第９次総量削減基本方針（伊勢湾）
資料１－８　第９次総量削減計画（岐阜県）（案）
資料１－９　総量規制基準の設定について
資料１－10　総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲の一部を改正する告示について
資料１－11　第９次総量規制施行までのスケジュール
資料１－12　第８次総量削減計画（岐阜県）
資料２－１　「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組み
資料３－１　清流の国ぎふ　海洋ごみ対策地域計画（案）の概要
資料３－２　清流の国ぎふ　海洋ごみ対策地域計画（案）
資料３－３　（参考）計画を踏まえた新規事業概要（予定）
資料４－１　岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画（案）の概要
資料４－２　岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画（案）

令和４年２月１８日現在

岐阜県環境審議会委員　出欠名簿

敬称は略させていただきます。

	令和３年度 第１回岐阜県環境審議会（令和４年２月２２日開催）		
	氏　　名	出欠	役　　職　　等
議会	高殿　尚	出席（WEB）	岐阜県議会厚生環境委員会委員長
学識経験者	朝田　憲祐	出席（WEB）	中日新聞社岐阜支社報道部長
	池田　尚美	出席（WEB）	長良・自然とくらし楽校
	伊藤　理佐	出席（対面）	生活協同組合コープぎふ理事
	大場　伸也	欠席	岐阜大学応用生物科学部教授
	奥村　佳子	欠席	県商工会女性部連合会理事
	加藤　淳司	出席（WEB）	県市長会（土岐市長）
	神谷　浩二	出席（WEB）	岐阜大学工学部教授
	河田　賢次	欠席	県工業会専務理事
	國島　まき	出席（WEB）	ぎふ農業委員会女性ネットワーク副会長
	小林　由紀子	出席（WEB）	公募委員
	小森　孝美	欠席	岐阜新聞社統合編集局報道部副部長
	佐治木　弘尚	出席（対面）	岐阜薬科大学教授
	澤　秀俊	出席（WEB）	公募委員
	田中　露美	出席（WEB）	県生活学校連絡協議会副会長
	デュアー　貴子	出席（WEB）	東海学院大学健康福祉学部教授
	中村　幸子	出席（WEB）	(株)野生鳥獣対策連携センター事業部長
	新川　美紀	出席（WEB）	岐阜薬科大学客員共同研究員
	廣岡　佳弥子	出席（WEB）	岐阜大学流域圏科学研究センター准教授
	廣中　健太	欠席	公募委員
	別宮　理恵	出席（WEB）	日本労働組合総連合会岐阜県連合会執行委員
	守富　寛	出席（WEB）	守富環境工学総合研究所所長
	矢野　ちぐさ	欠席	グリーンエコごうど代表
	山田　直実	出席（WEB）	弁護士
	渡邊　公夫	欠席	県町村会副会長（御嵩町長）
行政機関	稲葉　恭正	代理（WEB）	東海農政局生産部長
	髙橋　賢一	出席（WEB）	岐阜地方気象台長
	築島　明	代理（WEB）	中部地方環境事務所長
	豊島　賢治	代理（WEB）	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
	林　正道	欠席	中部地方整備局企画部長
	委員30名	出席:22名	

※　区分毎に、50 音順に掲載

令和４年２月１８日現在

岐阜県環境審議会委員 代理出席者名簿

敬称は略させていただきます。

区分	令和３年度　第１回岐阜県環境審議会（令和４年２月２２日開催）		
	委員氏名	所属・役職名	代理出席者の役職・氏名
国行政機関	稲葉　恭正	東海農政局生産部長	生産技術環境課長　里方　弘祐
	築島　明	中部地方環境事務所長	統括自然保護企画官　坂口　隆
	豊島　賢治	中部経済産業局 資源エネルギー環境部長	環境・リサイクル課長　吉岡　和彦

令和３年度第１回岐阜県環境審議会　配席図

日時　令和４年２月２２日（火）
　　１３：３０～１５：３０
場所　岐阜県議会西棟　３階
　　第１会議室

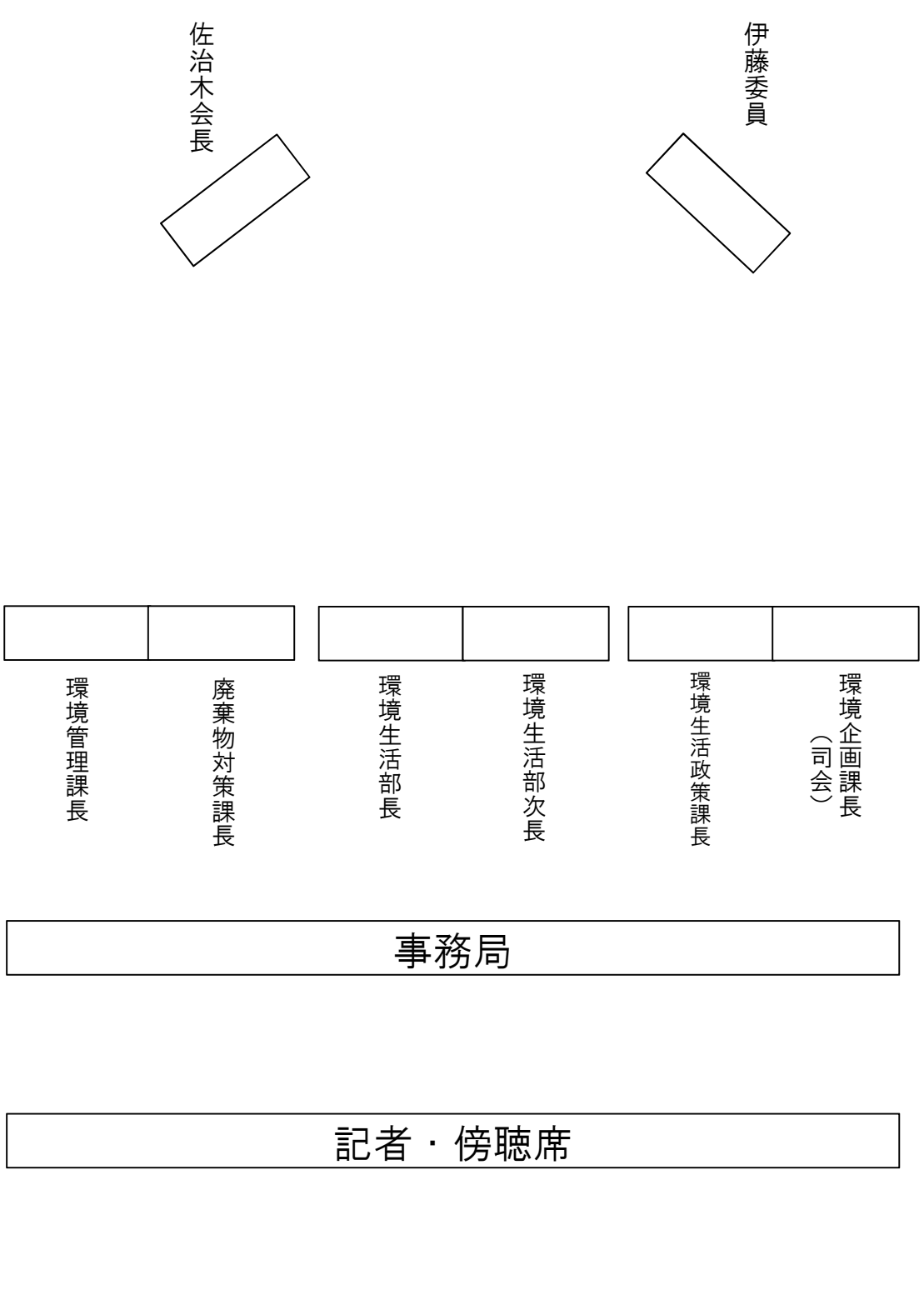

資料１－１

環管第５０４号
令和４年２月２２日

岐阜県環境審議会
会長　　佐治木　弘尚　様

岐阜県知事　　古田　肇

第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定
及び総量規制基準の設定について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２１条第１項の規定に基づき、第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について貴審議会の意見を求めます。

諮　　問　　理　　由

水質総量削減制度は、水質汚濁防止法に基づき伊勢湾等の広域的な閉鎖性水域について、排水基準のみによっては環境基準の達成が困難な水域の水質改善を図るため、総合的・計画的に汚濁負荷量の削減を目指す制度です。昭和５４年に総量削減制度が導入され、８次にわたり化学的酸素要求量（ＣＯＤ）を対象に、さらに第５次からは窒素及びりんを追加して総量規制基準を定め、水質総量削減の推進に努めてきたところであり、現行の第８次水質総量削減は、令和元年度を目標年度として汚濁負荷量の削減を進めてきました。

国は、閉鎖性水域（伊勢湾）の水質改善がいまだ十分ではないことから、今後も引き続き水質総量削減を実施する必要があるとして第９次水質総量削減を実施することとしました。

これに伴い、県は同法第４条の３第１項の規定に基づき、第９次水質総量削減における総量削減計画の策定を、同法第４条の５第１項の規定に基づき、第９次水質総量削減における総量規制基準の設定を行います。

水質総量削減は、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現に向けて、安全・安心で健康的な生活が送れる環境を確保し、豊かで美しい清流を新たな世代に引き継いでいくための施策の一つであり、岐阜県の河川の水質を守るのみならず、海のない本県から伊勢湾の水環境の保全に資するものとして期待されます。

ついては、第９次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について貴審議会の意見を求めるものです。

総 量 削 減 制 度 の 概 要

資料１－２

１ 法的根拠

水質汚濁防止法第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の5

２ 総量削減とは

水質の総量削減制度は、人口、産業等が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、一律排水基準等のみによっては水質環境基準の確保が困難である場合、当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、S53年に水質汚濁防止法等の一部改正により導入され、S54年以降、８次にわたり実施されています。

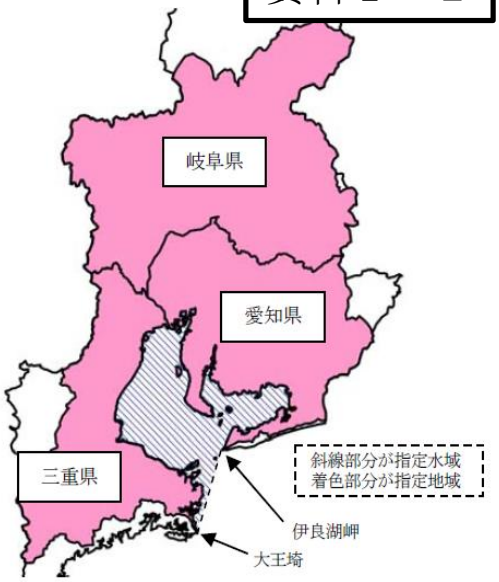

【指定水域】 東京湾、伊勢湾(愛知県、岐阜県、三重県)、瀬戸内海

【指定項目】 化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素含有量（Ｎ）、りん含有量（Ｐ）

【指定地域※】 指定水域に流入する汚濁発生源を有する地域

※指定地域：岐阜県は４０市町村が対象

（県内総量規制対象外地域）
飛騨市、白川村、郡上市白鳥町石徹白、郡上市高鷲村大字ひるがの、中津川市旧山口村、及び旧久々野町、朝日村、高根村を除いた高山市内町域

３ 総量削減計画と総量規制基準

【総量削減基本方針】(法第4条の2)
- 指定水域ごとに環境大臣が策定（「第9次総量削減基本方針（伊勢湾）」策定　令和4年1月24日付）
- 目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

①【総量削減計画】(法第4条の3)
- 総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- 発生源別（生活系、産業系、その他系）の削減目標量
- 削減目標量の達成の方途
- その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

【事業の実施】
- 下水道の整備
- し尿処理施設の整備　等

【総量規制基準による規制】
- 排水量が50m^3/日以上の工場・事業場が対象
- 排水濃度（**総量規制基準＊**）×排水量の規制

【削減指導等】
- 小規模事業場
- 畜産、農業
- 一般家庭　　等

②＊総量規制基準(法第4条の5)

算出式 $L=C(mg/L)\times Q(m^3/日)\times 10^{-3}$

L:1日あたりに許容される汚濁負荷量　　Q:1日あたりの排出水量

C(総量規制基準＊):環境大臣が業種の区分ごとに定める濃度の範囲内で知事が定める値

⇒本審議会の審議項目は2つ ①総量削減計画の策定 及び ②総量規制基準の設定

第９次水質総量削減の在り方について

資料１－３

（環境省中央環境審議会の答申より抜粋）

〇伊勢湾

・窒素、りんの環境基準達成率は向上したが、COD 濃度レベルは横ばい。

・大規模な貧酸素水塊も発生し経年的に発生規模が拡大。
底層環境には明確な改善傾向なし。

・栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。

⇒**窒素、りんについては、現状の取組を維持**しつつ貧酸素水塊等の問題に対する局所的な対策を実施。
生活排水対策に力点を置いた、ＣＯＤの更なる負荷削減を実施。

CODの環境基準達成率の推移

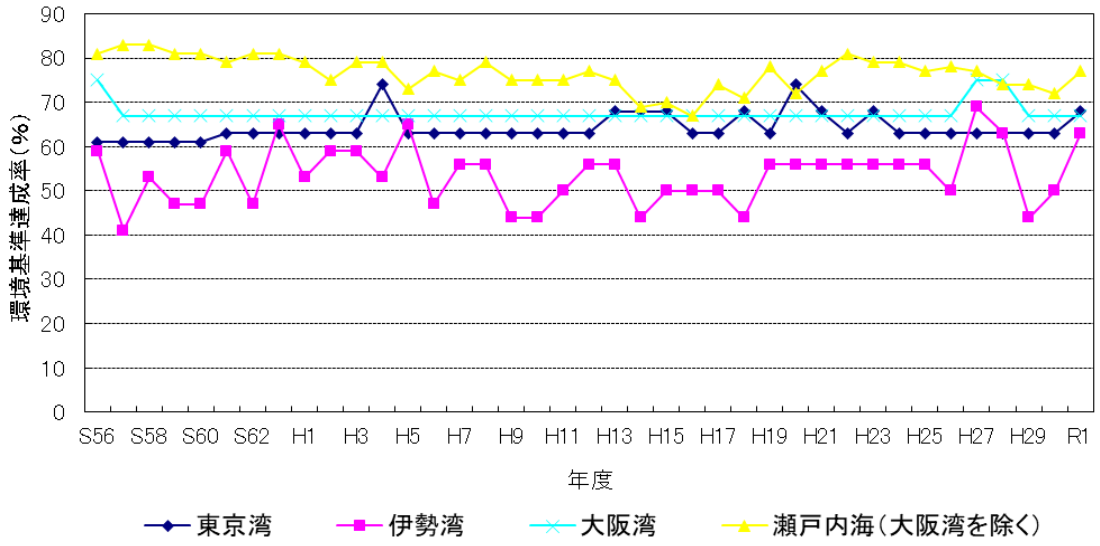

窒素及びりんの環境基準達成率の推移

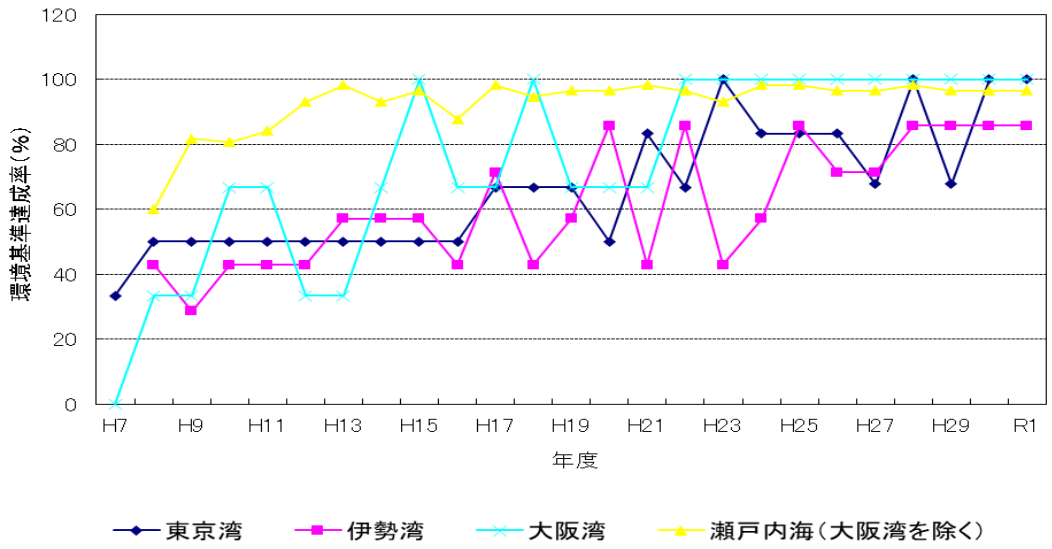

第8次総量削減計画の実績(岐阜県)

資料１－４

<発生源別目標量と令和元年度実績>

	COD(t/日)			窒素(t/日)			りん(t/日)		
	H26目標	R1実績	R1目標	H26目標	R1実績	R1目標	H26目標	R1実績	R1目標
生活排水	14	13	12	8	7	7	0.9	0.8	0.7
産業排水	17	16	16	4	3	3	0.5	0.5	0.4
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.7
合計	37	34	34	31	29	29	2.1	1.9	1.8

・第8次総量削減目標量の達成に向け各種施策を着実に進めてきた。
・実績として、CODと窒素は第8次総量削減目標（R1目標）を達成し、
りんは0.1t/日目標量を上回る結果となった。

<各種取組の実績>

	第8次総量削減計画 削減目標量達成のための方途	施策の実施状況（R1実績）	指標		H26実績	R1実績	R1目標
生活系	●下水道の整備等	○高度処理の導入 ・各務原浄化センターにてR1年度までに処理池を24池から25池に増設 ○合流式下水道の改善 ・該当市で合流改善事業を計画し砂ろ過器設置や高速沈殿池等を整備	下水処理場	事業場数＊	76	75	
				行政人口（千人）	1,964	1,915	1,925
				処理人口（千人）	1,222	1,247	1,263
	●浄化槽の整備	○浄化槽の整備促進 ・浄化槽整備事業実施市町村に対し、国や県が補助している （R１：1,222基の浄化槽を新たに整備）	合併浄化槽 （201人槽以上）	事業場数＊	228	211	
				処理人口（千人）	112	97	103
	●家庭における生活排水対策	○生活排水対策の啓発リーフレットの配布等					
産業系	●総量規制基準の設定	○各事業場への立入検査 各事業場への立入検査を実施し、必要に応じて指導を実施 （R1：812件に立入検査）	指定地域内 事業場	事業場数＊	479	452	
その他	●農地からの負荷削減対策	○環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業の推進 ・エコファーマの認定（R1：14件認定） ○水田魚道の整備（~R1：20か所を整備）					
	●河川・水路における 汚濁負荷削減	○桑原川での河川水質浄化を実施。 ○新荒田川・境川で河川環境の保全や浄化機能の回復につなげるため、浄化用水を導入					
	●監視体制の整備	○県内70河川において水質調査を実施					
	●県民に対する普及啓発	○水質保全や河川愛護の重要性を図る「カワゲラウオッチング」の開催 （R1：参加団体95、参加者数5524人） ○河川水質の改善のため家庭排水対策等に取り組む「清流調査隊」を募集 （R1：参加団体22、参加者数1265人）					
	●調査研究体制の充実	○化学肥料の使用抑制 ホウレンソウにおいて被覆尿素肥料による省力的かつ効率的な栽培技術を確立					

＊排水量50m3以上の指定地域内事業場を指す。

汚濁負荷量の推移（岐阜県）

資料１－５

【COD】

CODについて、R1年度実績は34t/日となっており第8次目標値（34t/日）を達成した。

		目標量	実績			
			生活系	産業系	その他	合計
	H17		21	19	6	46
	H18		19	19	6	44
	H19		18	18	6	42
	H20		17	17	6	40
第6次目標年度	H21	42	17	17	5	39
	H22		15	16	6	37
	H23		16	17	6	39
	H24		15	16	6	37
	H25		14	16	6	36
第7次目標年度	H26	37	14	16	6	36
	H27		14	16	6	36
	H28		14	17	6	37
	H29		13	15	5	33
	H30		13	16	5	34
第8次目標年度	R1	34	13	16	5	34

【窒素】

窒素について、R1年度実績は29t/日となっており第8次削減目標量（29t/日）を達成した。

		目標量	実績			
			生活系	産業系	その他	合計
	H17		10	4	19	33
	H18		10	4	19	33
	H19		9	4	19	32
	H20		9	4	18	31
第6次目標年度	H21	33	9	4	19	32
	H22		8	4	19	31
	H23		8	5	19	32
	H24		8	4	19	31
	H25		8	4	19	31
第7次目標年度	H26	31	8	4	19	31
	H27		8	3	19	30
	H28		8	4	19	31
	H29		8	3	19	30
	H30		7	3	19	29
第8次目標年度	R1	29	7	3	19	29

【りん】

りんについて、R1年度実績は1.9t/日となっており第8次削減目標量（1.8t/日）を0.1t/日上回った。

		目標量	実績			
			生活系	産業系	その他	合計
	H17		1.2	0.6	0.6	2.4
	H18		1.2	0.6	0.6	2.4
	H19		1.1	0.6	0.6	2.3
	H20		1.0	0.6	0.6	2.2
第6次目標年度	H21	2.3	1.1	0.5	0.6	2.2
	H22		0.8	0.6	0.7	2.1
	H23		0.9	0.5	0.6	2.0
	H24		0.8	0.5	0.6	1.9
	H25		0.8	0.5	0.7	2.0
第7次目標年度	H26	2.1	0.8	0.5	0.6	1.9
	H27		0.8	0.5	0.6	1.9
	H28		0.8	0.5	0.6	1.9
	H29		0.8	0.5	0.6	1.9
	H30		0.8	0.4	0.7	1.9
第8次目標年度	R1	1.8	0.8	0.5	0.6	1.9

（t/日）

⇒ **現行第8次総量規制に至るまで、県内の汚濁負荷量の削減は着実に進んでいるが、**
りんについてはR1年度実績が目標量を0.1t/日上回っており、更なる削減を図る必要がある。

総量削減計画の策定について

資料１－６

総量削減基本方針 （国）

1.削減の目標

		R6 目標	R1 実績	R1 目標
COD	伊勢湾	127	131	133
	岐阜県	33	34	34
	愛知県	70	73	74
	三重県	24	24	25
窒素	伊勢湾	106	106	108
	岐阜県	29	29	29
	愛知県	55	56	57
	三重県	22	21	22
りん	伊勢湾	7.9	8.0	7.8
	岐阜県	1.8	1.9	1.8
	愛知県	4.4	4.5	4.4
	三重県	1.7	1.6	1.6

（t/日）

2.目標年度

令和6年度

3.削減の方途

・窒素、りんの環境基準の達成状況を維持し、生物多様性等の観点においても望ましい水質を目指す
・生活排水対策については地域の実情に応じ、生活排水処理施設の整備等の対策を計画的に推進
・事業場については、これまでの汚濁負荷対策の実績等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図る

4.その他

・環境基準達成や貧酸素水塊の発生抑制等「豊かな海」を目指す
・よりきめ細やかに海域の状況に応じた取組を推進し、総合的な水環境の改善を図る
（例）藻場、干潟の再生や創出　　等

総量削減計画 （案）（岐阜県）

1.削減の目標

		R6 目標	R1 実績	R1 目標
COD	生活系	11	13	12
	産業系	16	16	16
	その他	6	5	6
	合計	33	34	34

		R6 目標	R1 実績	R1 目標
窒素	生活系	7	7	7
	産業系	3	3	3
	その他	19	19	19
	合計	29	29	29

		R6 目標	R1 実績	R1 目標
りん	生活系	0.7	0.8	0.7
	産業系	0.4	0.5	0.4
	その他	0.7	0.6	0.7
	合計	1.8	1.9	1.8

（t/日）

2.目標年度

令和6年度

3.削減の方途

・自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現に向けて、各種施策を実施
・生活排水対策については、市町村と協力して地域の実情に応じ、下水道や浄化槽の整備等を計画的に推進
　家庭における生活排水対策の普及啓発等の取組を継続
・伊勢湾における水環境状況等を考慮のうえ、**<u>従前の総量規制基準を維持</u>**
・事業場対する立入検査、汚濁負荷量調査を通じた引続きの基準の遵守指導、及び目標の達成に向けた
　対象事業場が排出する汚濁負荷の状況等を踏まえたきめ細やかな指導・助言

4.その他

・河川、水路の汚濁負荷削減
・普及啓発
・調査研究体制の充実　　等

第9次総量削減基本方針
（令和4年1月24日策定）

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針

(伊勢湾)

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第４条の２の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第２第２号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成28年９月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）は、なおその効力を有する。

１．削減の目標

発生源別及び県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表１ 発生源別の削減目標量

（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	６０	６３
産業排水	４９	５０
そ の 他	１８	１８
総　　量	１２７	１３１

表２ 県別の削減目標量

（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
岐 阜 県	３３	３４
愛 知 県	７０	７３
三 重 県	２４	２４
総　　量	１２７	１３１

(2) 窒素含有量について

表３ 発生源別の削減目標量

（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	４１	４０
産業排水	１８	１８
そ の 他	４７	４８
総　　量	１０６	１０６

表４ 県別の削減目標量

（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
岐 阜 県	２９	２９
愛 知 県	５５	５６
三 重 県	２２	２１
総　　量	１０６	１０６

(3) りん含有量について

表５ 発生源別の削減目標量

（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	3．5	3．5
産業排水	2．0	2．2
そ の 他	2．4	2．3
総　　量	7．9	8．0

表６ 県別の削減目標量

（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
岐 阜 県	1．8	1．9
愛 知 県	4．4	4．5
三 重 県	1．7	1．6
総　　量	7．9	8．0

２．目標年度

目標年度は令和６年度とする。

３．汚濁負荷量の削減の方途

伊勢湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水について、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備、適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進すること。なお、水質の季節変動や湾奥部における栄養塩類の偏在等海域の状況に留意し、必要な場合は、高度処理化の促進を図ること。

加えて再生水の利用を推進するとともに、合流式下水道における越流水による負荷等への対策の重要性に鑑み、改善の取組を推進すること。

(2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。

また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。

(3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、堆肥の高品質化やその広域流通及びエネルギー利用の推進、養殖漁場の環境改善、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発や適正給餌等の施策を推進すること。

(4) 情報発信とその周知及び普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

４．その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

これまでの汚濁負荷削減の取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組が重要となる。

藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要であり、特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効であることから、次に掲げる各種対策から実施可能な取組を検討し、関係者の連携のもと複層的に実施することにより、総合的な水環境の改善を図る。

(1) 水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有する藻場・干潟について、残された藻場・干潟を保全するとともに、失われた藻場・干潟の再生・創出の推進を図るため、行政計画に具体的な目標や実施計画（ロードマップ）を盛り込むことを検討し、定期的に藻場・干潟の分布状況及び機能等に関する調査を行うこと。その際、ＯＥＣＭ[1]のような国際的な潮流も意識し、価値観を共有して取り組むことが望ましい。

[1] Other Effective area-based Conservation Measures ：生物多様性の損失を止め、回復させることを意図した、保護地域以外の重要地域をベースとする効果的な保全手段のこと

(2) 栄養塩類の偏在や底質からの窒素及びりんの溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、湾奥部等における流況改善対策及び浚渫・覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ推進を図ること。

(3) 貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている窪地について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻し等の対策に努めること。

(4) 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修･更新時には､施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用すること。

(5) 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視､漁場清掃等の保全活動による漁場環境の改善を一層推進すること。

(6) このような対策の実施に当たっては、行政機関、ＮＰＯ、漁業者、民間企業等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、地域の実情に応じて、そのための仕組みづくり等の推進を図ること。

(7) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な諸施策を講ずること。

(参　考)

伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

令和元年度における総量　　１１９トン／日

目標年度における総量　　１１６トン／日

(2) 窒素含有量について

令和元年度における総量　　１００トン／日

目標年度における総量　　１００トン／日

(3) りん含有量について

令和元年度における総量　　７．１トン／日

目標年度における総量　　６．９トン／日

資料１－８

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）
（案）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第４条の３の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第２第２号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、令和４年１月 24 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた目標とする削減後の汚濁負荷量の総量（以下「削減目標量」という。）を達成するため、必要な事項を定めるものである。

１　削減の目標

令和６年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

（１）　化学的酸素要求量について

表１　発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 令和元年度の削減目標量（トン／日）	(参考) 令和元年度の排出量（実績）（トン／日）
生活排水	１１	１２	１３
産業排水	１６	１６	１６
その他	６	６	５
合計	３３	３４	３４

（注）１　生活排水とは、日常生活に伴い排出される、し尿や炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。

２　産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水をいう。

３　その他とは、生活排水及び産業排水以外に排出されるもので、山林、農地等の土地や家畜等に由来するものをいう。

（２）　窒素含有量について

表２　発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 令和元年度の削減目標量（トン／日）	(参考) 令和元年度の排出量（実績）（トン／日）
生活排水	７	７	７
産業排水	３	３	３
その他	１９	１９	１９
合計	２９	２９	２９

（3） りん含有量について

表３ 発生源別の削減目標量

	削減目標量（ﾄﾝ／日）	(参考) 令和元年度の削減目標量（ﾄﾝ／日）	(参考) 令和元年度の排出量（実績）（ﾄﾝ／日）
生活排水	０．７	０．７	０．８
産業排水	０．４	０．４	０．５
その他	０．７	０．７	０．６
合計	１．８	１．８	１．９

２ 削減目標量の達成のための方法

当県では、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現に向けて、県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境の確保を目指している。

当県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいくための施策の一つとして水質総量削減に取り組むことにより、削減目標の達成を図り、伊勢湾の水環境改善につなげていくものとする。

（1） 生活系排水対策

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備及び高度処理化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道については、流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、その整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりん除去の高度処理の導入について、伊勢湾の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施を図るものとする。

下水再生水の利用を推進するとともに、合流式下水道については、既存施設を活用した越流水の貯留等により越流水の低減に努めるものとする。

表４　下水道に関する見込み

	令和６年度	(参考) 令和元年度末実績
行政人口（千人）	１，８５２	１，９１５
処理人口（千人）	１，２６８	１，２４７

（注）指定地域内各市町村の積上げにより算出。

イ　その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業費補助制度の活用等により、その整備を促進するものとする。また、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換等を促進し、生活雑排水対策を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備を進めるとともに、水洗化の促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、適切に整備するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ　家庭における生活排水対策

家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法第 14 条の５の規定に基づき、市町村と協力し、従来から進めている調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等の家庭でできる発生源対策についての普及啓発に努めるものとする。

また、特に生活排水対策の実施が必要な地域として指定している生活排水対策重点地域においては、引き続き市町村が主体となり、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

（２）　産業系排水対策

ア　総量規制基準の設定及び指定地域内事業場に対する対策

指定地域内事業場（指定地域内に立地し、一日当たりの平均排水量が 50 立方メートル以上のものをいう。以下同じ。）については、汚濁負荷量の削減のために取られた対策の実績やその難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定めるものとし、新・増設の施設については、既存の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることから、より厳しい総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

Cc 等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 134 号、令和３年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 135 号、平成 28 年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 136 号、平成 28 年一部改正）により定め、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して設定するものとし、国が示した総量削減基本方針（伊勢湾）の趣旨その他伊勢湾における水環境状況などを考慮したうえで、従前の総量規制基準を維持するものとする。

また、指定地域内事業場に対する立入検査、汚濁負荷量調査等を通じて引続き総量規制基準の遵守を指導するとともに、目標の達成に向けて、対象事業場が排出する汚濁負荷の状況等を踏まえて、きめ細やかな指導・助言を行うものとする。

イ　総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年岐阜県条例第 33 号）及び「岐阜県公害防止条例」（昭和 43 年岐阜県条例第 35 号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査又は水質検査を行い汚濁負荷量の削減についての指導を行うものとする。

また、水質汚濁防止法等法令の排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排出水の実態等を考慮し、水質汚濁防止法第 14 条の４の事業者の責務規定に基づき、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成 13 年３月環境省環境管理局）等により適正な排水処理について指導等を行うとともに、講習会等を通じて、汚濁負荷量の削減につながる取組を普及するものとする。

（３）　その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細やかな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、当県は、県土の 80%以上を山林が占めており、森・川・海のつながりや、健全な水循環に果たす森林の働きを意識することも重要である。

ア　山林からの負荷削減対策

山林は、相対的に当県の窒素発生源の多くを占めているが、一方で、山林は、雨水中の窒素分を吸収し、河川への流出を抑制する役割も果たしていることから、山林の機能を適切に維持・管理することが重要である。

このため、渓間工や山腹工等の実施や間伐等の適切な森林整備を促進し、水源

かん養機能や山地災害の防止及び土壌保全機能の維持・向上を図るものとする。

イ　農地からの負荷削減対策

「ぎふクリーン農業推進基本方針」（平成７年３月策定）等に基づき、農業が本来持つ環境保全機能を維持・増進しながら、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援、土壌診断等に基づく施肥量の適正化等を推進する。環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、生物の生息環境に配慮した農業水路の整備や水田魚道の設置等を推進し、生物による地域的な物質循環の回復につなげるとともに、農業水路の泥上げ等の地域ぐるみでの農地や農業水路等の適切な保全活動を推進するものとする。

ウ　畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」（昭和 49 年５月 22 日策定）等に基づき、家畜排せつ物の適正管理等の指導を行うとともに家畜排せつ物処理施設へのふん尿分離装置の導入等の補完的又は性能向上を目指した整備等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の強化による堆肥の利用を推進するものとする。

３　その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

（１）　河川・水路における汚濁負荷削減

ア　河川・水路の自然環境に配慮した整備

河川を改修する際には、水辺に生息する動植物への影響に配慮した工法を用いて、自然環境の保全及び回復に努め、生物による自然な浄化機能の回復につなげるものとする。

イ　河川・水路の浄化施設の活用

直接浄化施設による河川及び水路の水質浄化を継続するものとする。

ウ　浄化用水の導入

停滞性の河川水域等へ浄化用水を導入し、河川環境の保全及び河川が本来持っている浄化機能の回復につなげるものとする。

エ　底質汚泥の除去

底質汚泥からの栄養塩類の放出抑制につながるため、副次的な底質汚泥の除去となる河川の土砂除去を行うものとする。

（2） 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

（3） 普及啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するためには、事業者及び県民の理解と協力が必要であるため、関係市町村と協力し、自治体の広報紙やホームページ等により水質総量削減の主旨及び内容について理解を求めるとともに、協力体制の強化を図るものとする。

また、海のない当県においては、県民の一人ひとりが、森・川・海のつながりを意識するとともに、汚濁負荷量の削減に取り組むことが重要である。

ア 事業者に対する普及啓発

各種団体が実施する研修会等を通じ、本計画の主旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

イ 県民に対する普及啓発

農地や農業用水等の大切さを学ぶ「ぎふ水土里のプロジェクト」に関連した事業や、水生生物を観察し、河川の水質を調べる「カワゲラウオッチング」、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的とした「森と木と水の環境教育推進事業」、県内小中学生及びその保護者が、森・川・海のつながりや環境問題について理解を深め、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーの実施、多様な主体が持つ環境学習の体験プログラム、教材、人材などの情報をワンストップでアクセスできるポータルサイト等の環境学習を推進するとともに、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」（長良川システム）について広く発信することを通じ、水質保全意識の普及啓発に努めるものとする。

また、家庭での生活排水対策を目的とした「ブルーリバー作戦」、各家庭での生活排水対策の実践と地域住民への啓発を行う「清流調査隊」等や、河川清掃等の県民協働による地域活動への参加等、負荷削減の実践に努めるよう啓発を行うものとする。

（4） 調査研究体制の充実

環境保全型農業を推進するため、化学肥料の使用量を減らした栽培技術、肥料や農薬の減量につながる生育が強健で病気に強い品種の育成、及び畜産排せつ物

の有効利用技術等の確立を目指すなど、調査研究等の充実に努めるものとする。

（5） 中小企業者等への支援措置等

資金の融資及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。

資料１－９

総量規制基準の設定について

○総量規制基準

総量規制基準は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法の規定に基づき指定地域内の一定規模以上の事業場に対し、濃度規制に加え、化学的酸素要求量（COD)、窒素含有量及びりん含有量について１日あたりの許容排出量について規制基準を定めるもの。

○総量規制基準が適用される事業場

指定地域内の特定事業場で１日あたりの平均的な排出水の量が 50m³以上の事業場（指定地域内事業場）

○総量規制基準の算定式

$L=C\times Q\times 10^{-3}$

L：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

Q ： 特定排出水の量（m³／日）

C ： 環境大臣が業種等の区分ごとに定める濃度の範囲内で知事が定める値（mg／Ｌ）（いわゆる「C 値」）

○時期区分について

C（総量規制基準値（mg/L））の適用時期区分

指定項目 / 時期区分別水量	COD	窒素	りん
原則 S55.6.30 までに設置された特定施設に適用される基準値	Cco	Cno	Cpo
原則 S55.7.1～H3.6.30 の間に特定施設の設置・変更により水量が増加した特定施設に適用される基準値	Cci		
原則 H3.7.1～H14.9.30 の間に特定施設の設置・変更により水量が増加した特定施設に適用される基準値	Ccj		
原則 H14.10.1 以後に特定施設の設置・変更により水量が増加した特定施設に適用される基準値		Cni	Cpi

○環境省中央環境審議会答申　第９次総量削減の在り方

・窒素、りんについては現状の取組を維持しつつ、貧酸素水塊等の問題に対する局所的な対策を実施。

・生活排水対策に力点を置いた、COD の更なる削減を実施。

○環境省告示　総量規制基準の設定範囲の変更点（第８次→第９次）

・環境省区分２２１項の備考１「し尿浄化槽」の Ccj の上限を４５から４０に引き下げ。（下限は３０を維持）

○岐阜県の第９次総量規制基準案

・総量規制基準の設定範囲の変更があった環境省区分２２１項の備考 １「し尿浄化槽」について、県の区分では２２１項（本項）「し尿浄化槽」に該当。

・県の区分２２１項（本項）「し尿浄化槽」では、従前から国の設定範囲の下限値「３０」を採用。

・よって、第９次総量規制基準については、第８次総量規制基準を維持。

・総量削減にあたっては、工場、事業場において基準遵守に向け引き続き指導を行う。

・**対象事業場について**
　水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する指定地域内の事業場のうち、
　平均排水量が５０m3/日以上の事業場
・**時期区分について（※1）**
　Cco：昭和55年６月30日以前に設置の場合
　Cci：昭和55年７月１日以降、平成３年６月30日以前に設置の場合
　Ccj：平成３年７月１日以降に設置の場合

◎環境省設定　基準値幅の変更点（COD、伊勢湾）

整理番号		業種その他の区分	Ccの区分 ※1	第８次における C値の幅		第９次における C値の幅	
				下限	上限	下限	上限
221		し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	Cco	30	50	30	50
			Cci	30	50	30	50
			Ccj	30	50	30	50
	備考（１）	第２欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあっては	Cco	40	50	40	50
			Cci	30	45	30	45
			Ccj	30	45	30	**40**
	備考（２）	第２欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであって、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては	Cco	40	50	40	50
			Cci	40	50	40	50
			Ccj	30	40	30	40
	備考（３）	第２欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	Cco	10	40	10	40
			Cci	10	40	10	40
			Ccj	10	40	10	40
	備考（４）	平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては	Cco	30	30	30	30
			Cci	30	30	30	30
			Ccj	30	30	30	30
	備考（５）	（４）のうち、建築基準法施行令第32条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するするものにあっては	Cco	10	25	10	25
			Cci	10	25	10	25
			Ccj	10	25	10	25

◎岐阜県設定　基準値（COD）

整理番号		業種その他の区分	Ccの区分 ※１	第8次総量規制基準値	第9次総量規制基準値(案)
		し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が５０１人以上のものに限る。）	Cco	35	35
			Cci	30	30
			Ccj	30	30
	備考(1)	昭和６２年６月３０日以前に設置したし尿浄化槽にあっては	Cco	40	40
			Cci	40	40
			Ccj	30	30
221	備考(2)	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第３２条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	Cco	30	30
			Cci	30	30
			Ccj	30	30
	備考(3)	平成１８年２月１日以降に設置したし尿浄化槽にあっては	Cco	30	30
			Cci	30	30
			Ccj	30	30
	備考(4)	備考（３）のうち建築基準法施行令第３２条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	Cco	20	20
			Cci	20	20
			Ccj	20	20

資料１－１０

環水大水発第 2110052 号
令 和 ３ 年 １０ 月 ５ 日

岐阜県知事　古田　肇　　殿

環境省水・大気環境局長
（　公　印　省　略　）

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示について

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部改正が、令和３年 10 月５日環境省告示第 61 号により告示された。

ついては、本告示、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 28 年９月５日環境省告示第 81 号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 28 年９月５日環境省告示第 82 号）に基づき、下記の事項に留意して適正に総量規制基準を設定されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1　Ｃ値の設定について

第９次水質総量削減の実施に向けては、令和３年３月の中央環境審議会答申「第９次水質総量削減の在り方について」（以下「答申」という。）において、大きな方向性が示されたところである。このことを踏まえ、水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第２号。以下「規則」という。）第１条の５に規定する都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、第１条の６に規定する都道府県知事が定める一定の窒素含有量及び第１条の７に規定する都道府県知事が定める一定のりん含有量（以下これらを「Ｃ値」という。）を定めるに当たっては、次のことに留意されたい。

（１）東京湾及び伊勢湾に係るＣ値の設定

答申において、東京湾及び伊勢湾については、ＣＯＤは引き続き汚濁負荷量の削減を進め、窒素及びりんは、総量規制としての更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持することが妥当であるとされた。さらに、ＣＯＤの負荷削減に当たっては、特に生活排水対策に力点を置き、従来の工場・事業場の排水対策など産業系汚濁負荷に対する対策は現状の各種施策の維持とし、効率的に汚濁負荷量を削減することが必要であるとされた。

今回の告示の一部改正では、こうした考え方を踏まえ、東京湾及び伊勢湾におけるＣＯＤについて、特定排出水の水質を現状よりも悪化させない観点から、し尿浄化槽に係る業種等の区分のＣ値の上限値を都府県が定めたＣ値の最大値まで引き下げ、Ｃ値の範囲の見直しを行った。

（２）瀬戸内海に係るＣ値の設定

答申において、大阪湾については、ＣＯＤ、窒素及びりんのいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化を行わず、これまでの取組を維持することが妥当であるとされた。

大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域の水質と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように留意しつつ必要な対策を継続することが妥当であるとされた。

瀬戸内海全域では、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当であるとされた。

こうした考え方を踏まえ、瀬戸内海においては、ＣＯＤ、窒素及びりんのＣ値の範囲は変更しないこととした。

総量規制基準に関するＣ値の設定に当たっては、以上のことに十分留意されたい。

２　特別の総量規制基準の適用

規則第１条の５第２項に規定するＱcj の都道府県知事が定める日は平成３年７月１日とし、同項に規定するＱci の都道府県知事が定める日は、昭和 55 年７月１日とされたい。

また、規則第１条の６第２項に規定するＱni の都道府県知事が定める日及び第１条の７第２項に規定するＱpi の都道府県知事が定める日は、平成 14 年 10 月１日とされたい。

３　総量規制基準の公示

総量規制基準の公示に当たっては、総量規制基準の算式、業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。）、業種その他の区分ごとのＣ値、適用期日等、総量規制基準の適用のために必要な事項について公示されたい。

なお、総量規制基準の適用期日に関し、各告示の附則第２項における都道府県知事が定める総量規制基準の適用の日については、別途環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室が発出する事務連絡を参照されたい。

○環境省告示第六十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月五日

環境大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量〔単位一リットルにつきミリグラム〕						備考
		(1)		(2)		(3)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
（略）								
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が	三〇	五〇	三〇	五〇	三〇	五〇	㈠　平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のもの㈢に掲げるものを

改正前

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量〔単位一リットルにつきミリグラム〕						備考
		(1)		(2)		(3)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
（略）								
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が	三〇	五〇	三〇	五〇	三〇	五〇	㈠　平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のもの㈢に掲げるものを

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

別表第二　（略）

（略）										
										五〇一人以上のものに限る。）
										除く。）にあっては、第三欄の(1)(ｲ)、(2)(ﾛ)及び(3)(ﾛ)の値は、それぞれ四〇、四五、四〇とする。ただし、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄の(3)(ﾛ)の値は、四五とする。
										(二)～(五)　（略）

別表第二　（略）

（略）										
										五〇一人以上のものに限る。）
										除く。）にあっては、第三欄の(1)(ｲ)、(2)(ﾛ)及び(3)(ﾛ)の値は、それぞれ四〇、四五、四五とする。
										(二)～(五)　（略）

第9次総量規制施行までのスケジュール

資料１－１１

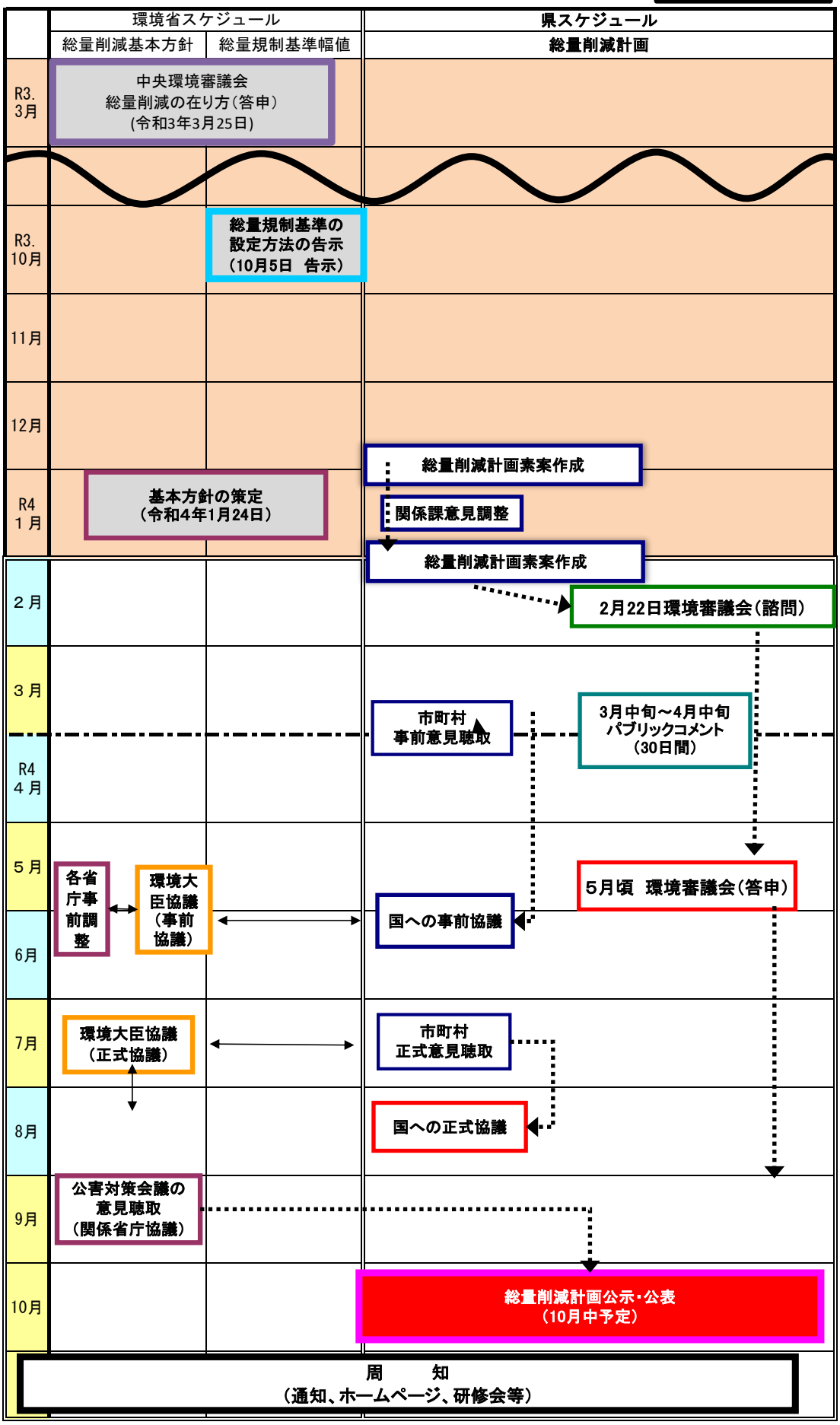

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第４条の３の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第２第２号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、平成 28 年９月 30 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた目標とする削減後の汚濁負荷量の総量（以下「削減目標量」という。）を達成するため、必要な事項を定めるものである。

１　削減の目標

平成 31 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

（1）　化学的酸素要求量について

表１　発生源別の削減目標量

	削減目標量（tン／日）	(参考) 平成 26 年度の削減目標量（tン／日）	(参考) 平成 26 年度の排出量（実績）（tン／日）
生活排水	１２	１４	１４
産業排水	１６	１７	１６
その他	６	６	６
合計	３４	３７	３６

（注）１　生活排水とは、日常生活に伴い排出される、し尿や炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。

２　産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水をいう。

３　その他とは、生活排水及び産業排水以外に排出されるもので、山林、農地等の土地や家畜等に由来するものをいう。

（2）　窒素含有量について

表２　発生源別の削減目標量

	削減目標量（tン／日）	(参考) 平成 26 年度の削減目標量（tン／日）	(参考) 平成 26 年度の排出量（実績）（tン／日）
生活排水	７	８	８
産業排水	３	４	３
その他	１９	１９	１９
合計	２９	３１	３０

（3） りん含有量について

表３ 発生源別の削減目標量

	削減目標量（ﾄﾝ／日）	(参考) 平成 26 年度の削減目標量（ﾄﾝ／日）	(参考) 平成 26 年度の排出量（実績）（ﾄﾝ／日）
生活排水	０．７	０．９	０．８
産業排水	０．４	０．５	０．５
その他	０．７	０．７	０．６
合計	１．８	２．１	１．９

２ 削減目標量の達成のための方途

当県では、県民総参加による「清流の国ぎふ」づくりに向けて、森・里・川・海が一体となった環境保全を推進している。

本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいくための清流を守る施策の一つとして水質総量削減に取り組むことにより、削減目標の達成を図り、伊勢湾の水環境改善につなげていくものとする。

（1） 生活系排水対策

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備及び高度処理化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道については、流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、その整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりん除去の高度処理の導入について、伊勢湾の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施を図るものとする。

合流式下水道については、既存施設を活用した越流水の貯留等により越流水の低減に努めるものとする。

表４ 下水道に関する見込み

	平成 31 年度	(参考) 平成 26 年度末実績

行政人口（千人）	１，９２５	１，９６４
処理人口（千人）	１，２６３	１，２２２

（注）指定地域内各市町村の積上げにより算出。

イ　その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業費補助制度の活用等により、その整備を促進するものとする。また、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換等を促進し、生活雑排水対策を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備を進めるとともに、水洗化の促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ　家庭における生活排水対策

家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法第 14 条の５の規定に基づき、市町村と協力し、従来から進めている調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等の家庭でできる発生源対策についての普及啓発に努める。

また、特に生活排水対策の実施が必要な地域として指定している生活排水対策重点地域においては、引き続き市町村が主体となり、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

（２）　産業系排水対策

ア　総量規制基準の設定

指定地域内事業場（指定地域内に立地し、一日当たりの平均排水量が 50 立方メートル以上のものをいう。以下同じ。）については、汚濁負荷量の削減のために取られた対策とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、より厳しい総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図る

ものとする。

Cc 等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 134 号、平成 28 年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 135 号、平成 28 年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 136 号、平成 28 年一部改正）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

また、事業場の立入指導の際の排出水の確認、負荷量調査等を通じ正確な値の把握に努めるものとする。

イ　総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年岐阜県条例第 33 号）及び「岐阜県公害防止条例」（昭和 43 年岐阜県条例第 35 号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査又は水質検査を行い汚濁負荷量の削減についての指導を行うものとする。

また、水質汚濁防止法等法令の排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排出水の実態等を考慮し、水質汚濁防止法第 14 条の４の事業者の責務規定に基づき、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成 13 年３月環境省環境管理局）等により適正な排水処理について指導等を行うとともに、講習会等を通じて、汚濁負荷量の削減につながる取組を普及するものとする。

（3）　その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、「清流の国ぎふ森林・環境税」も活用しながら、地域における発生特性を踏まえきめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、当県は、県土の 80%以上を山林が占めており、森・里・川・海のつながりや、健全な水循環に果たす森林の働きを意識することも重要である。

ア　山林からの負荷削減対策

山林は、相対的に当県の窒素発生源の多くを占めているが、一方で、山林は、雨水中の窒素分を吸収し、河川への流出を抑制する役割も果たしていることから、山林の機能を適切に維持・管理することが重要である。

このため、渓間工や山腹工等の実施や間伐等の適切な森林整備を促進し、水源かん養機能や山地災害の防止及び土壌保全機能の維持・向上を図るものとする。

イ　農地からの負荷削減対策

「ぎふクリーン農業推進基本方針」（平成７年３月策定）、「岐阜県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成 11 年 11 月策定）、「岐阜県有機農業推進計画」（平成 27 年３月策定）等に基づき、農業が本来持つ環境保全機能を維持・増進しながら、生産性と環境の調和を考慮し、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、生物の生息環境に配慮した農業水路の整備や水田魚道の設置等を推進し、生物による地域的な物質循環の回復につなげるとともに、農業水路の泥上げ等の地域ぐるみでの農地や農業水路等の適切な保全活動を推進するものとする。

ウ　畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」（昭和 49 年５月 22 日制定）等に基づき、家畜排せつ物の適正管理等の指導を行うとともに家畜排せつ物処理施設へのふん尿分離装置の導入等の補完的又は性能向上を目指した整備等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の強化による堆肥の地域内利用を推進するものとする。

３　その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

（１）　河川・水路における汚濁負荷削減

ア　河川・水路の自然環境に配慮した整備

河川を改修する際には、水辺に生息する動植物への影響に配慮した工法を用いて、自然環境の保全及び回復に努め、生物による自然な浄化機能の回復につなげるものとする。

イ　河川・水路の浄化施設の活用

直接浄化施設による河川及び水路の水質浄化を継続するものとする。

ウ　浄化用水の導入

停滞性の河川水域等へ浄化用水を導入し、河川環境の保全及び河川が本来持っている浄化機能の回復につなげるものとする。

エ　底質汚泥の除去

底質汚泥からの栄養塩類の放出抑制につながるため、副次的に底質汚泥を除去することとなる河川の土砂除去を行うものとする。

（2）　監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

（3）　普及啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するためには、事業者及び県民の理解と協力が必要であるため、関係市町村と協力し、自治体の広報紙やホームページ等により水質総量削減の主旨及び内容について理解を求めるとともに、協力体制の強化を図るものとする。

また、海のない当県においては、県民の一人ひとりが、森・里・川・海のつながりを意識するとともに、汚濁負荷量の削減に取り組むことが重要である。

ア　事業者に対する普及啓発

各種団体が実施する研修会等を通じ、本計画の主旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

イ　県民に対する普及啓発

農地や農業用水等の大切さを学ぶ「ぎふ水土里のプロジェクト」に関連した事業や、水生生物を観察し、河川の水質を調べる「カワゲラウオッチング」、森・里・川・海のフィールドで環境学習をした子ども達の交流を図る「ぎふ清流未来の会議」、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的とした「森と木と水の環境教育推進事業」、「清流の国ぎふ上下流交流ツアー」等の環境学習を推進するとともに、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」（里川システム）について広く発信することを通じ、水質保全意識の普及啓発に努めるものとする。

また、家庭での生活排水対策を目的とした「ブルーリバー作戦」、各家庭での生活排水対策の実践と地域住民への啓発を行う「清流調査隊」等や、河川清掃等の県民協働による地域活動への参加等、負荷削減の実践に努めるよう啓発を行う。

（4）　調査研究体制の充実

環境保全型農業を推進するため、化学肥料の使用量を減らした栽培技術、肥料や農薬の減量につながる生育が強健で病気に強い品種の育成、及び畜産排せつ物

の有効利用技術等の確立を目指すなど、調査研究等の充実に努めるものとする。

（5） 中小企業者等への支援措置等

資金の融資及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。

資料２－１

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組み

令和４年２月２２日

岐阜県環境生活部

環境管理課

国の動きを踏まえた岐阜県の「脱炭素社会ぎふ」実現に向けた取組み

〇県では、令和３年３月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」（以下、「県全体計画」）を策定。５月に「岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部」を設置するとともに、県の事務事業に関する「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」（以下、「県率先実行計画」）を策定。
〇一方、国では、２０３０年度の温室効果ガス排出削減目標を「２０１３年度比４６%減」とすることを表明。「地球温暖化対策推進法」の改正、「地球温暖化対策計画」や「政府実行計画」の改定、「地域脱炭素ロードマップ」の策定等、脱炭素の動きを加速化。
〇これらを踏まえ、昨年１１月に「県率先実行計画」を一部改定。「県全体計画」も令和４年度に改定し削減目標の見直しと施策の充実を図る。

国の動き

地球温暖化対策推進法改正（2021.5）
- 2050カーボンニュートラルを目標として規定
- 2030温室効果ガス削減目標の決定（国全体46%、政府50%）

政府実行計画（2021.10）
- 太陽光発電：設置可能な建築物等の50%に設置［2030］
- 新築建築物：原則ZEB Oriented相当以上、新築建築物の平均で ZEB Ready相当［2030］
- ＬＥＤ照明：100%導入［2030］
- 再エネ電力：60%以上調達［2030］
- 公用車：全て電動車［2030］

地域脱炭素ロードマップ（2021.6）
- ７分野・８つの重点対策を実施

再エネ、住宅・建築物、まちづくり・交通・観光、産業（商工業・農林水産業）、循環経済、自然の力を活かした脱炭素、インフラ

事業者としての県の取組み

■2030削減目標の維持（岐阜県70%）

■「県率先実行計画」の改定
- 太陽光発電設備：設置可能な施設等の50%に導入［2030］
- 新築施設　：原則ZEB Oriented（省エネ40%）相当以上、新築平均でZEB Ready（省エネ50%以上）［2030］
- ＬＥＤ照明：100%導入［2030］
- 再エネ電力：調達計画策定（100%［2030］）
- 公用車：導入計画策定（全乗用車［2030］）

推進本部の所掌拡大

岐阜県全体の取組み

■「県全体計画」の改定（2022年度中）
2030削減目標の見直し（33%→46%以上）

■地域脱炭素ロードマップの７分野をベースに岐阜県として重点的に取り組む９分野を整理

再生可能エネルギー、住宅・建築物、まちづくり・交通・運輸、商工業・観光、農畜水産業、森林・林業、循環経済、社会インフラ、普及啓発・県民運動

- この９分野を県全体計画改定の骨子と想定し各分野の取組みを最大限加速化
- 来年度の計画改定を先取りし、2022年度から可能な限り早期対応を実施

令和４年度当初予算　「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた主な取組み

「◎」は新規事業

１　再生可能エネルギー

（県による率先実施）
◎県有施設等への太陽光発電設備導入に向けた計画策定
○県有施設への再エネ電力の導入
（県民・事業者による再エネ創出への支援）
◎市町村と連携した住宅用太陽光発電設備等の設置支援
（地域資源を活用したエネルギーの地産地消の促進）
◎自立・分散型エネルギーシステム構築に向けた地域でのワークショップ形成・運営や活用可能性調査等の支援
◎地熱の利活用に向けた地域での理解促進のためのセミナーや研修会の開催
○小水力発電施設の整備・運用支援
○木質バイオマス利用施設の導入支援

２　住宅・建築物

（県による率先実施）
◎新県庁舎へのＢＥＭＳ（ビルエネルギー管理システム）の導入によるエネルギー使用状況の管理・分析
○県有施設の照明設備のＬＥＤ化・空調設備更新による省エネの推進
（建築物の木造化の促進）
○県産材を活用した木造住宅の新築・改築支援
○非住宅建築物等の県産材による木造化・内装木質化促進
（住宅の省エネ化の推進）
◎国の省エネ基準に適合する住宅への県独自制度による取得支援

３　まちづくり・交通・運輸

（県による率先実施）
○公用車への次世代自動車の導入
◎新県庁舎へのＥＶ（電気自動車）充電設備整備
（水素社会の推進）
◎ＦＣＶ（燃料電池自動車）の普及促進に向けた事業者への導入支援
○民間事業者による水素ステーション整備への支援
（ＥＶの普及拡大）
◎宿泊施設等へのＥＶ充電インフラ設備の導入支援
（地域公共交通の維持・活性化）
○地方鉄道、バス交通網の維持確保対策の促進
○市町村によるＡＩオンデマンド交通やＭａａＳ等の新モビリティサービス導入事業への支援

４　商工業・観光

（温室効果ガス排出削減計画等評価制度の導入）
◎条例に基づく同評価制度の導入による事業者の排出削減の取組み促進
◎中小排出事業者の同制度参加に向けた業種別セミナーの開催や専門家派遣等の技術的支援
（自動車の電動化に伴う対応）
◎次世代自動車関連事業への参入に向けた県試験研究機関における高度な試験研究設備の整備
◎自動車関連企業の電動化への対応に向けた相談窓口設置
（企業の脱炭素化に向けた取組みの促進）
◎企業のＥＭＳ（エネルギーマネジメントシステム）や蓄電設備の導入支援
○次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる調査・研究の推進
◎県制度融資による事業者への脱炭素関連設備資金の支援
（サステイナブル・ツーリズムの本格展開）
○地域資源のブラッシュアップ等、持続可能な観光地域づくりに資する取組みの支援

５　農畜水産業

（国の「みどりの食料システム戦略」実現に向けた取組み）
◎有機農業の推進体制整備に向けた営農モデルづくりや有機農業に必要な資材導入等の支援
◎ぎふ清流ＧＡＰの取組みに必要な施設改修や消費者ＰＲ活動の支援
（持続可能なスマート農業の展開）
◎省力化技術に環境へ配慮した栽培技術を組み合わせたグリーンな栽培体系への転換推進

６　森林・林業

（吸収源としての森林整備の推進）
◎森林吸収源対策の岐阜県モデル構築に向けた調査・研究
○主伐・再造林への重点的支援
○CO_2吸収量が多い早生樹の導入促進に向けた実証実験
○環境保全林や木材生産林等の森林配置区分に応じた森林整備への支援等
○未利用材の有効活用のための搬出促進
（Ｊ－クレジットの活用）
◎Ｊ－クレジットの認証取得に関する普及・啓発の実施
◎県営林におけるＪ－クレジットの認証取得

７　循環経済

（プラスチックごみ削減対策の推進）
◎プラスチック資源の循環促進に向けたモデルショップ登録制度の創設
○石油由来プラスチック代替製品の普及促進
（食品廃棄物・食品ロス削減対策の推進）
◎岐阜県食品ロス削減推進計画に基づく普及啓発の実施
○事業者等と連携した「ぎふ食べきり運動」の推進
◎市町村と連携したフードドライブモデル事業の実施

８　社会インフラ

（県管理インフラの脱炭素化の推進）
◎県営水道施設への高効率省エネ設備の導入及び太陽光発電施設の導入検討
◎木曽川右岸流域下水道施設の温室効果ガス削減計画の策定
○県管理道路のトンネル照明、信号機のＬＥＤ化の推進

９　普及啓発・県民運動

（県全体計画の改定）
◎「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」の改定
（「オール岐阜」による推進体制）
◎「脱炭素社会ぎふ」推進協議会（仮称）の設置
◎ＳＤＧｓ推進ネットワークを活用した普及啓発
（「ぎふ清流COOL CHOICE」の展開）
○ライフスタイルの変容を促すYouTube啓発動画広告配信
（「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくり）
◎「環境学習ポータルサイト」や地域・学校への出前講座を通じた環境学習の支援
◎小中学生を対象としたツアー型体験プログラムの実施
◎住民向け環境教育や環境保全活動を行う市町村の支援
○温暖化対策の伝え手としての学生アンバサダーの育成
◎小水力発電施設を利用した環境教育の推進
（カーボン・オフセットの理解促進）
◎Ｊ－クレジットの活用促進を目的としたセミナーや普及啓発イベントの開催
（地域循環共生圏構想の促進）
◎地域の特性・資源を活かして諸課題を解決する地域循環共生圏構想に取り組む団体への支援

２０１９年度（令和元年度）岐阜県温室効果ガス排出量（速報値）
温室効果ガス総排出量

岐阜県の温室効果ガス排出量の推移

		排出量(万t-CO2)（小数点以下を四捨五入）							削減率※（小数点以下第2位を四捨五入）	
		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2019年度	
									2013年度比	2018年度比
合計		**1,878**	**1,759**	**1,838**	**1,659**	**1,642**	**1,591**	**1,577**	**-16.0%**	**-0.9%**
エネルギー起源	小計	1,607	1,491	1,568	1,422	1,395	1,340	1,325	-17.5%	-1.1%
	産業部門（工場等）	577	506	491	499	513	499	479	-17.0%	-4.0%
	業務部門(サービス・事業所等)	364	333	434	289	256	259	272	-25.3%	5.0%
	家庭部門	322	320	307	303	295	259	259	-19.6%	0.0%
	運輸部門（自動車等）	344	332	335	331	331	322	317	-7.8%	-1.6%
非エネルギー起源	小計	169	166	165	132	140	142	140	-17.2%	-1.4%
	工業プロセス部門	105	103	100	101	108	110	107	1.9%	-2.7%
	廃棄物	63	63	65	32	32	31	33	-47.6%	6.5%
その他ガス		101	102	105	105	107	110	113	11.9%	2.7%

※森林吸収量を含まず

※温室効果ガス排出量の分析及び森林吸収量については、 次回の懇談会で「令和３年度報告書」として報告

清流の国ぎふ　海洋ごみ対策地域計画～山、川、海をつなぐ私たちの「清流」を次の世代へ～　概要

資料3－1

Ⅰ　基本的事項

1　策定の背景

○　海洋ごみは、沿岸部や海上において発生したごみのほか、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するなどした陸域で発生したごみであり、私たちの日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡ともいえるもの。

○　豊かな自然環境に育まれた「清流」が流域圏の自然と人々の暮らしを支え、海に豊かな恵みをもたらしてきた。この「清流」は県民にとって身近な存在であるとともに、本県を代表する匠の技や伝統文化を育むなど、私たちの生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない財産。

○　一方、県内では多くのプラスチックを含むごみの散乱が確認されており、自然環境だけでなく、生活や地域経済に与える影響も懸念されており、特に河川等を介した流出対策が課題。また、災害時には流木等大量の自然物が河川等を介して下流の海岸等に堆積し、海岸の景観や漁業活動等に影響を及ぼすことがある。

○　「清流」を保全し次の世代へつなぐことは、私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないことであり、海洋ごみ対策に資する具体的な行動に取り組むことが、ひいては地域の魅力づくりにつながる。

内陸県として本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するため、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進するための計画

2　計画の位置づけ

海岸漂着物処理推進法に基づき県が策定する地域計画／「岐阜県環境基本計画」及び「岐阜県廃棄物処理計画」との整合性を確保

3　計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間／令和7年度（2025年度）に見直し

Ⅱ　本県を取り巻く海洋ごみ等の現状と課題

1　内陸県と海洋ごみ

2　本県の特性

3　本県の流域における海洋ごみの現状と課題

現状　**①漂着ごみの状況（重量ベース）**

・自然物（灌木や流木等）が約6～9割を占める
・自然物を除くと生活系ごみが約6割を占め、プラスチックの割合が高い

②漂流ごみ及び海底ごみの状況

・富山湾、伊勢湾の沿岸海域ともに、プラスチックの割合が高い

課題　**①発生抑制の対策**

・自然物（特に流木）はできる限り流出させないことが重要
・プラスチックごみをはじめ生活系ごみは特に対策の強化が必要

②海洋プラスチックごみの対策

・一度流出すると細分化し回収困難となることから、発生抑制を中心とした対策を特に強化することが必要

4　県内の散乱ごみ等の現状と課題

現状　**①発生状況**

・生活系ごみ・不法投棄系ごみ（全域）、レジャー系ごみ（一部地域）の散乱
・河川ごみではプラスチックごみが高い割合を占める

②対策実施状況

・関係機関の連携不足等が課題
・普及啓発や環境教育に関する取組（市町村・河川等管理者）は1割程度

③環境に関する県民意識

・清掃活動等に取り組む県民は3割で、特に若年層での参加割合が低い
・県民が行動を実践する上での困難として「何をどう行動すればよいか分からない」、「行動による効果が実感できない」といった理由が明らかになった

課題　**①県内全域での生活系散乱ごみ・不法投棄系ごみの対策**
②重点的・モデル的なレジャー系ごみの対策
③プラスチックごみの対策
④関係者の連携
⑤県民の環境に配慮した行動の推進

Ⅲ　計画の方向性

1　目指すべき将来像

豊かな自然に育まれ、山、川、海へとつながる「清流」が、私たちの暮らしの源となっていることを、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等の各主体が深く認識し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するために必要な行動を実践する社会。

私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないよう、プラスチックごみの流出抑制をはじめ、内陸県としての役割を各主体が認識し、相互連携協力のもと流域圏と一体的な取組を展開する社会。

2　本計画における基本目標（令和4年度（2022年度）～12年度（2030年度）

本県の清流が織りなす豊かな自然環境の保全と継承につながるよう、ひいては海洋プラスチックごみをはじめとする新たな海洋汚染を引き起こさないために、内陸に暮らす私たちが果たすべき役割を県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が各々に認識し、相互連携して散乱ごみ対策をはじめとする具体的行動に取り組みます。

3　基本的方向性

（1）海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策　全県
①散乱ごみ等の発生抑制・②散乱ごみ等の流出対策・③環境教育・普及啓発

（2）河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの重点的・モデル的な対策　重点モデル区域
①地域特性に応じた対策・②重点モデル区域間で連携して実施する対策

（3）多様な主体の適切な役割分担と連携確保　全県　重点モデル区域
①役割分担・②相互協力

（4）海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）　全県　重点モデル区域
・　県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等の定期的な把握
・　新たな課題の洗い出しや対策項目の検討への活用

Ⅳ 全県的な推進施策 全県

1 海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

(1)散乱ごみ等の発生抑制 生活系・不法投棄系 プラごみ

① ごみの減量化及びリサイクルの推進 （3R／プラスチック・スマート）
② 製品等の適正管理 （所持する物や土地の適正管理）
③ ごみの適正な回収処理 （一般廃棄物／事業者における対策／災害廃棄物）
④ 不法投棄の防止 （監視指導等による未然防止）

(2)散乱ごみ等の流出対策 行動促進 連携

① 清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援
② 流木の河川等への流出防止 （森林整備／砂防えん堤整備／河川管理）

(3)環境教育・普及啓発 プラごみ 行動促進

① ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発 （ポータルサイト等での情報発信）
② 内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進
（海洋プラスチックごみ問題への理解／教育機関等での普及啓発）
③ 散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進
④ 環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援
（オンラインによる主体的な学び／体験を重視した環境教育の充実）

2 多様な主体の適切な役割分担と連携確保 連携

（1） 団体間での情報共有や情報発信の推進
（2） 下流県を含む流域での連携の推進

3 海洋ごみ対策に関する状況把握 生活系・不法投棄系 レジャー系 プラごみ

県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等の定期的な把握

Ⅴ 対策を重点的・モデル的に推進する区域と内容 重点モデル区域

1 対策を重点的・モデル的に推進する区域

(1)重点モデル区域設定の考え方

① 河川等及びその周辺での社会的利用が現に進んでおり、ごみの散乱を防止するための対策を積極的に推進する区域
② 河川等及びその周辺での社会的利用拡大が見込まれ、ごみの散乱を未然防止するための対策を積極的に推進する区域
③ その他、海洋ごみ対策のため特に対策が必要であると県が認める区域

①～③のいずれかを満たす区域において、自然と人が共生するエリアとして関係者が連携して重点的・モデル的な取組を行い、県内他地域への波及効果が見込まれる対策を講じる

(2)重点モデル区域の設定

区域 高山市古い町並周辺 ／ 垂井町相川河川敷広場

※ 本計画策定後も新たな区域の設定に向け市町村等と継続的に連携を図ることとし、区域の追加については協議会で検討の上、決定。

期間 令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)末まで

2 重点モデル区域における対策

(1)各重点モデル区域の地域特性に応じた対策 レジャー系

高山市：特に観光に起因する散乱ごみの発生抑制対策を中心に推進
垂井町：地域住民や公園利用者と連携し、環境教育的視点を入れた清掃活動や公園利用に伴うルールづくりの検討など発生抑制対策を中心に推進

(2)重点モデル区域間で連携して実施する対策 レジャー系 連携

(3)重点モデル区域における役割分担と連携確保 連携

(4)重点モデル区域における海洋ごみ対策に関する状況把握

散乱ごみや清掃活動等の状況把握／地域住民・利用者への意識調査 レジャー系

Ⅵ 対策の実施に当たって配慮すべき事項

1 災害等の緊急時における対応
2 地域住民及び関係団体等の参画と情報提供
3 本計画に関連する調査等の検討

(1)新たな課題への対応 (2)マイクロプラスチックに関する調査等の検討

Ⅶ 計画の推進

1 推進体制の整備 （岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会／岐阜県海岸漂着物等対策推進庁内連絡会議／各重点モデル区域における連携会議）
2 計画の進行管理
3 計画の進捗管理

指標	県内全域	重点モデル区域
散乱ごみの状況	県内全域の散乱ごみの散乱状況（令和７年度（2025年度）末まで） 県内全域の散乱ごみの量及び種類（令和12年度（2030年度）末まで）	区域内の散乱ごみの量及び種類（年１回）
清掃活動の状況	環境美化活動の実施件数と参加人数（毎年度） 見える化ページに登録された清掃活動の参加人数及び回収個数（毎年度）	区域内で実施された環境美化活動の実施件数と参加人数（毎年度）
地域住民に対する意識調査	県民に対する海洋ごみの発生源に関する認知度調査（３年度毎）	当該市町村の住民に対する意識調査（毎年度）
利用者に対する意識調査	－	利用者に対する意識調査（毎年度）

※なお、指標については計画に基づく対策の進捗状況を踏まえ、始期から4年後の中間年に見直し

資料3－2

清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画

～山、川、海をつなぐ私たちの「清流」を次の世代へ～

案

令和　年　月

岐阜県

清流の国ぎふ　海洋ごみ対策地域計画　目次

Ⅰ　基本的事項……1

1　策定の背景……1

2　計画の位置づけ……4

3　計画の期間……4

Ⅱ　本県を取り巻く海洋ごみ等の現状と課題……6

1　内陸県と海洋ごみ……6

2　本県の特性……7

3　本県の流域における海洋ごみの現状と課題……11

4　県内の散乱ごみ等の現状と課題……16

Ⅲ　計画の方向性……22

1　目指すべき将来像……22

2　本計画における基本目標（令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度））　22

3　基本的方向性……22

Ⅳ　全県的な推進施策……27

1　海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策……27

2　多様な主体の適切な役割分担と連携確保……39

3　海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）……39

Ⅴ　対策を重点的・モデル的に推進する区域及びその内容……40

1　対策を重点的・モデル的に推進する区域……40

2　重点モデル区域における対策……42

Ⅵ　対策の実施に当たって配慮すべき事項……46

1　災害等の緊急時における対応……46

２　地域住民及び関係団体等の参画と情報提供..... 46
３　本計画に関連する調査等の検討..... 46
Ⅶ　計画の推進..... 47
１　推進体制の整備..... 47
２　計画の進行管理..... 47
３　計画の進捗管理..... 48
参考資料..... 51
１　県内河川ごみ実態調査結果..... 51
２　県内環境保全活動団体へのアンケート結果（概要）..... 62
３　下流県における海洋ごみの状況..... 66
４　計画策定経過..... 70
５　岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会委員名簿..... 71

【コラム】

① 伊勢湾流域圏での連携..... 7
② アウトドア需要の高まり..... 9
③ マイクロプラスチックの発生メカニズム..... 14
④ マイクロプラスチックの影響・被害について..... 15
⑤ 世界農業遺産「清流長良川の鮎」と海とのつながり..... 26
⑥ 事業者によるリサイクルの取組..... 28
⑦ ぎふ清流ＧＡＰ評価制度..... 29
⑧ 市町村におけるごみ集積所等での取組..... 30
⑨ 事業者団体によるプラスチックごみ回収の取組..... 31
⑩ 事業者による不法投棄抑止のための見守り活動..... 32
⑪ 管理者による不法投棄に関する啓発..... 33
⑫ 事業者と地域住民等が連携した清掃活動..... 34
⑬ 環境保全団体による取組..... 35
⑭ 高校生による清掃活動の取組..... 35
⑮ 良好な河川環境等を維持するための取組..... 36
⑯ 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組..... 37
⑰ 事業者・事業者団体による環境教育の取組..... 38

Ⅰ　基本的事項

１　策定の背景

（１）世界的な動き

近年、海洋に流出するプラスチック（以下「海洋プラスチックごみ」という。）やマイクロプラスチック[1]による、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、世界規模の課題となっています。経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の報告書[2]によれば、海洋プラスチックごみの影響による観光客の減少、漁業への悪影響等による損害は総額年間 130 億ドルに上るとも言われています。

特に、プラスチックごみは分解されにくく、一度流出した海洋プラスチックごみは潮流にのって世界中の海洋を漂流等することから、世界全体の喫緊の課題として認識されています。

また海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの発生要因に関する研究が進んでおり、海洋プラスチックごみの約８割は陸域からの流入との報告[3]もみられます。

このような状況の中、平成 27 年（2015 年）には国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことが持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）[4]のターゲットの一つとして掲げられました。

また令和元年（2019 年）にわが国で開催されたＧ20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン[5]」が共有されました。

（２）国内の動き

平成 21 年（2009 年）７月、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が制定されました。

しかし、その後もわが国の海岸には多くのごみが漂着しており、また、漂流ごみや海

---

[1] 微細なプラスチック類。一般的に５㎜以下のものをいう。

[2] OECD：Improving Plastics Management: Trends, policy responses, and the role of international co-operation and trade (2018)

[3] 「海洋ごみ問題について」（環境省　令和２年 11 月５日）

[4] 平成 27 年（2015 年）９月、ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された開発目標。2030 年を期限とする 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、格差の問題や持続可能な消費・生産、気候変動対策など、すべての国に適用される普遍的な目標となっている。地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っており、すべてのステークホルダー（政府、企業、ＮＧＯ、有識者等）による取組が求められている。

[5] Ｇ20 大阪サミットにおいて「共通のグローバルビジョン」として共有されたもの。

底ごみが船舶の航行の障害や漁業操業の支障となって海洋環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成 30 年（2018 年）６月の法改正により、法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）となりました。

海岸漂着物処理推進法に基づく国の基本的な方針では、国内に由来して発生する海洋ごみは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであって、海岸を有する地域にとどまらず、本県のような内陸地域についても、沿岸地域と一体となった取組が必要であると定められています。

また、本県の海洋ごみ対策への取組は、地球規模での環境汚染が懸念されている海洋プラスチックごみ問題に対しても求められています。現在、わが国からの海洋プラスチックごみの流出量は年間２～６万トンと推計されています[6]。海洋プラスチックごみには、私たちの生活に伴って生じるごみが多く含まれることから、私たちがこれまで取り組んできた一般的な廃棄物対策（日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の適正な処分等）が海洋ごみ対策について考えるうえでも重要となっています。

令和元年（2019 年）５月、国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、重点戦略の一つとしてプラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指し、海洋プラスチック対策を掲げました。

（３）県内での動き

本県は古来、山紫水明の自然に恵まれ、豊かな森を源とする「清流」が県内をあまねく流れ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。

平成 22 年（2010 年）６月には、「第 30 回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」が全国初の河川で開催されました。同大会を通じて醸成された森・川・海のつながりを踏まえた自然環境保全意識の高まりと大会理念を継承・発展させるため、「清流」を本県のアイデンティティーとして打ち出すとともに、本県の誇りである「清流」を守り、活かし、次世代に伝えていく「清流の国ぎふづくり」に取り組んできました。

また、平成 27 年（2015 年）12 月には、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産[7]に認定されました。これを記念して７月の第４日曜日を「ＧＩＡＨＳ鮎の日」とするとともに、清流のシンボルである鮎を守り育て、川と人が関わる伝統と文化を発展・継承するため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の世界農業遺産保全計画（ア

[6] 「海洋ごみをめぐる最近の動向」（環境省　平成 30 年９月）

[7] 世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）が認定する制度。

クションプラン）に基づく取組を進めています。

さらに、本県は令和２年（2020 年）７月、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「ＳＤＧｓ未来都市[8]」に選定されました。

「岐阜県ＳＤＧｓ未来都市計画」では、令和 12 年（2030 年）のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に「オール岐阜」で取り組むことにより、誰もが活躍し、活力ある「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。環境分野で取り組むべき主な課題として、 プラスチックごみ対策の推進や豊かな自然環境の保全と利用、「長良川システム」の持続的な発展に向けた取組等があります。

こうした状況の中、本県では令和３年（2021 年）３月、「第６次岐阜県環境基本計画」及び「第３次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、プラスチックを含む海洋ごみ対策を推進することとしました。

（４）策定の趣旨

海洋ごみは、沿岸部や海上において発生したごみのほか、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するなどした陸域で発生したごみであり、沿岸部にとどまらず内陸県で暮らす私たちの日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡ともいえるものです。

本県は愛知県、三重県、富山県、福井県、長野県及び滋賀県とともに流域を形成し、豊かな自然環境に育まれた「清流」が流域圏[9]の自然と人々の暮らしを支え、海に豊かな恵みをもたらしてきました。この「清流」は、県民にとって身近な存在であるとともに、本県を代表する飛騨の木工、美濃和紙、関の刃物、東美濃の陶磁器などの匠の技や、1,300 年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むなど、私たちの生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない財産です。

一方で、本県が令和２年度（2020 年度）に実施した河川ごみ実態調査では、多くのプラスチックごみを含む生活系ごみ[10]や不法投棄系ごみの散乱が県内全域で確認されており、一部地域では河川等公共用水域（以下「河川等」という。）のレジャー使用に伴うごみの投棄が確認されています。私たちの暮らしから生じたごみによって、本県の

[8] 地方創生ＳＤＧｓの達成に向け、優れたＳＤＧｓの取組を提案する地方自治体。内閣府によって毎年選定が行われる。岐阜県は令和２年（2020 年）、「ＳＤＧｓ未来都市」に選定された。

[9] 流域と関連する水利用地域や氾濫原からなる水循環に関する一定の地域的なまとまり。自然の系である水系と、これに関連する森林、農用地、都市等により構成される。地域間や行政機関相互の連携を図りつつ、施策を展開することが求められている。

[10] 代表例としてペットボトルやビニール袋、空き缶など。

自然環境を損なうだけでなく、生活や地域経済に与える影響も懸念されており、特に、河川等を介した散乱ごみ等の流出対策が課題となっています。

また、洪水や台風等の災害によって流木等大量の自然物が河川等を介して下流の海岸等に堆積し、海岸の景観や漁業活動等に影響を及ぼすことがあります。

かけがえのない財産である「清流」を保全し次の世代へつなぐことは、私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないことであり、海洋ごみ対策に資する具体的な行動に取り組むことが、ひいては地域の魅力づくりにつながります。

こうした背景のもと、内陸県として本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するため、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するものです。

２　計画の位置づけ

○　海岸漂着物処理推進法第 14 条第１項及び基本方針に基づき策定する計画です。

○　また、本県の環境に関する最上位の計画にあたる「岐阜県環境基本計画」及び関連計画である「岐阜県廃棄物処理計画」との整合性を確保するとともに、「岐阜県ＳＤＧｓ未来都市計画」等の計画との調和を図るものとします。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの９年間とし、始期から４年後の令和７年度（2025 年度）に見直しを行います。

参考

本計画では海洋に流出した廃棄物を総称して「海洋ごみ」としています。

海洋ごみには、海岸に漂着したごみ（漂着ごみ）のほか、海面や水面を漂うごみ（漂流ごみ）や海底に堆積したごみ（海底ごみ）が含まれます。

なお、海岸漂着物処理推進法第２条では以下のとおり定義されています。

表 1　海岸漂着物等の定義

語　句	説　明
海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

Ⅱ　本県を取り巻く海洋ごみ等の現状と課題

１　内陸県と海洋ごみ

本県は内陸県ですが、三重県の調査によると伊勢湾に漂着したごみは流域圏から発生したものもあり、本県に由来すると考えられるごみも相当数あると推定[11]されています。

内陸県で発生したごみが海洋ごみになるまでのイメージは図　１のとおりです。流木や灌木などの自然物以外に、河川等周辺でのポイ捨てをはじめ、ごみステーション等から散乱したごみや、不法投棄、野外で使用する製品の劣化等によるごみが、河川等を介して陸域から海洋に流れ出ると考えられています。

図　１　内陸県で発生したごみ（自然物を除く）が海洋ごみになるまで

出典：海洋プラスチックごみに関する各種ガイドライン等イメージ図（環境省）を基に作成

[11] 三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 24 年３月）

２　本県の特性

（１）本県の河川と海とのつながり

本県の河川は、図　２に示す８つの流域に分かれています。このうち、木曽川水系は長野県・愛知県・三重県・滋賀県・本県、矢作川水系は長野県・愛知県・本県、庄内川水系は愛知県・本県を流域とし、太平洋に注いでいます。

また神通川水系、庄川水系は富山県・本県、九頭竜川水系は福井県・本県を流域とし、日本海に注いでいます。

図　２　本県の河川と海のつながり

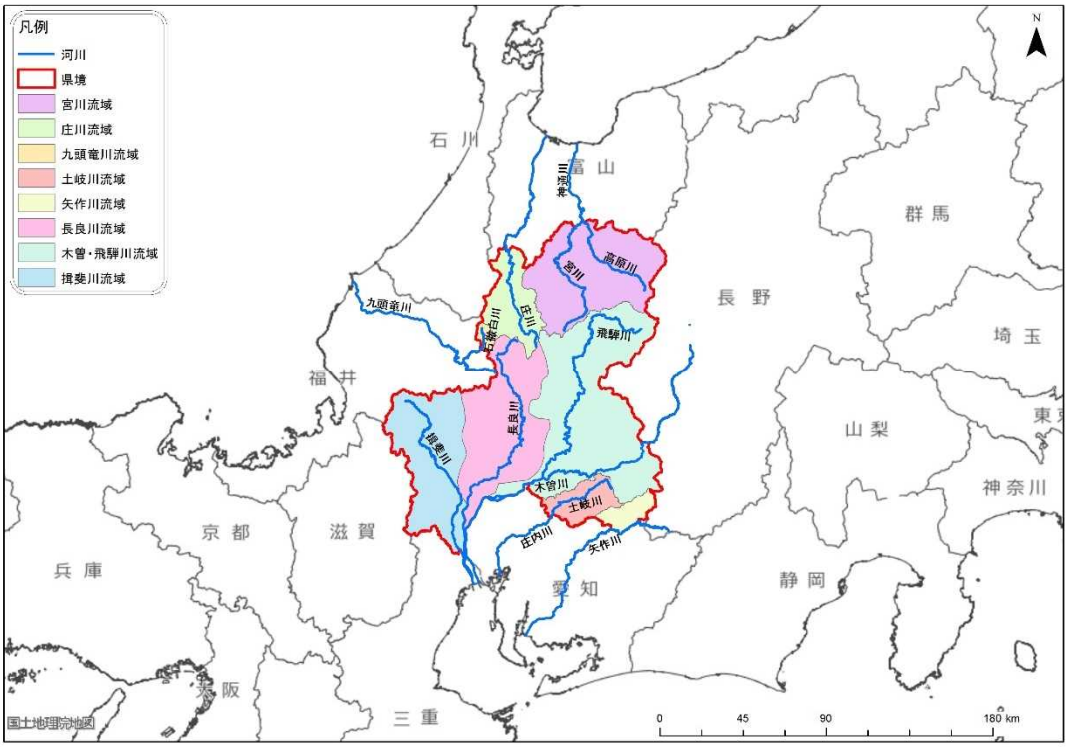

コラム　**①　伊勢湾流域圏での連携**

本県は伊勢湾流域圏を構成する愛知県、三重県及び名古屋市とともに伊勢湾総合対策協議会に参画し、「伊勢湾　森・川・海クリーンアップ作戦」をはじめとする海洋ごみの発生抑制・流出対策等、流域圏での連携・協力を図ってきました。

特に、平成 30 年（2018 年）からは、愛知県、三重県とともにプラスチックごみの削減を含む広域的な海洋ごみの発生抑制対策の推進を目的とした環境省のモデル事業に参画しました。

また、令和２年度（2020 年度）には、これまでの流域圏との連携による成果を生かし、本計画の基礎調査として県内河川ごみ実態調査を実施しました。

（２）河川等の概況

本県の河川は、太平洋へ注ぐ木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系と日本海へ注ぐ神通川水系、庄川水系、九頭竜川水系から成っています。特に木曽川水系長良川は、幹川流路延長 166km にわたる清流で、日本三大清流の一つに数えられ、岐阜市長良橋から上流約１km の水浴場は「日本の水浴場 88 選[12]」に全国で唯一河川の水浴場で選定されています。

図 ３　県内の主要河川

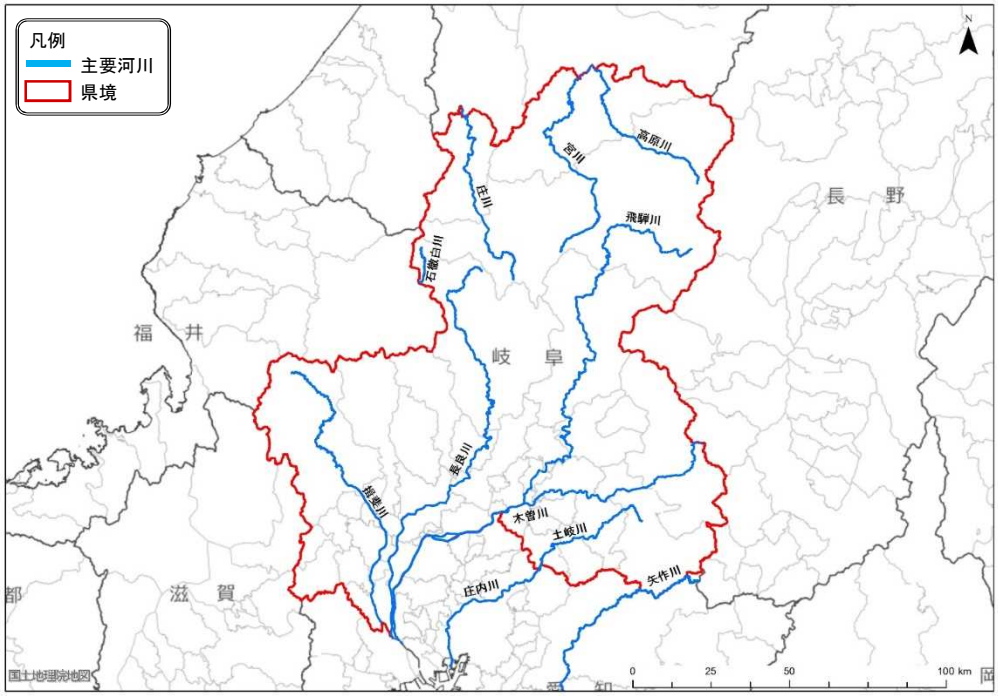

（３）河川等の社会的利用

長良川中上流域では優れた景観や自然環境から釣り、キャンプ、水浴、ラフティング等の多様な利用が行われています。中流部では、美濃市の川湊や関市の小瀬鵜飼等、歴史的・文化的に特徴のある河川利用も見られます。長良川中流支川流域では、市街地の河川として貴重なオープンスペースとなっていることから、釣りや散策、レクリエーション活動等の多様な利用が行われています。また、金華山や遠景の山並み、川沿いの史跡、田園風景等と相まって、優れた景観を醸し出しています。

揖斐川上流の河川水は主に発電に、下流の河川水は主に農業用水に利用されています。

[12] 「水質、自然環境・景観」「環境への配慮・取組の評価」「安全性」「利便性」等の基準に照らして選考が行われ、特に優れた 88 カ所の水浴場（平成 13 年（2001 年）環境省選定）。

木曽川下流部の美濃加茂市から愛知県犬山市にかけては、雄大な河川美がドイツのライン川にたとえて「日本ライン」と称され、日本八景[13]河川の部で第１位に選ばれています。

飛騨川を代表する「飛水峡」・「中山七里」は優れた渓谷美を有しており、ラフティング等が行われています。

土岐川は多治見市、土岐市、瑞浪市の中心市街地を流れており、渓谷部には虎渓山等の景勝地もあり、四季折々の自然景観が楽しめます。

高山市内を流れる宮川沿川には古い町並が残り、春と秋に行われる高山祭の時期等には特に多くの観光客が訪れます。宮川には多くの景勝地があり、大八賀川の白線流し等、河川にまつわる行事でも知られています。

コラム　② アウトドア需要の高まり

新型コロナウイルス感染症が拡大する以前から、キャンプ等のアウトドア需要は高まっており、オートキャンプ参加人数は、過去６年間で約 100 万人増加しています。また、新型コロナウイルス感染症による旅行者の変化として、３密の回避につながる、自然が多い地域への訪問意向が高まっているとの調査結果が示されています。

図表Ⅱ-38　オートキャンプ参加人数の推移（推定値）

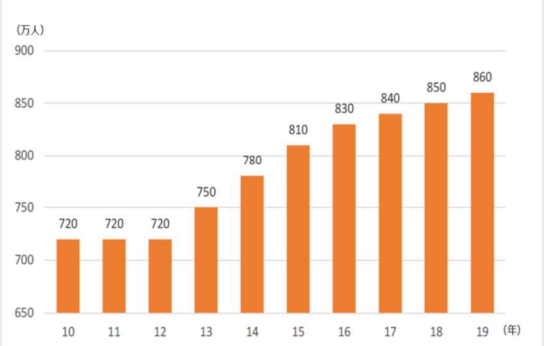

資料：（一社）日本オートキャンプ協会「オートキャンプ白書 2020」

図表Ⅱ-39　意識調査　渡航や外出自粛が緩和された場合、どんな旅行にいつ頃行きたいか（単一回答）

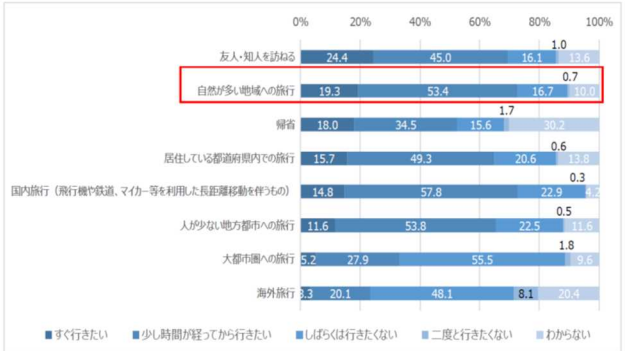

資料：JTB・JTB 総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大による、暮らしや心の変化及び旅行再開に向けての意識調査 2020」（2020 年５月）

出典：令和３年版観光白書（令和３年６月、観光庁）

[13] 昭和２年（1927 年）に、大阪毎日新聞社、東京日日新聞社主催で昭和の新時代を代表する勝景を新しい好尚によって選定したもの。山岳、渓谷、瀑布、温泉、湖沼、河川、海岸、平原の８つの部門で一般からの投票による推薦を募集し、検討委員が八景を選出した。

（４）自然的特性による海洋ごみへの影響

飛騨地域には 3,000 メートル級の山々がそびえ、美濃地域には木曽川、長良川、揖斐川の木曽三川が流れ、自然に恵まれている本県は、古くから「飛山濃水」と呼ばれています。森林面積は 86.2 万 ha（全国５位）で、県土面積の 81％（全国２位）を占めており、全国でも有数の森林県として、海につながる豊富な水を育んできました。

一方、近年では記録的な大雨による「平成 30 年７月豪雨災害[14]」、「令和２年７月豪雨災害[15]」等の豪雨災害が県内で発生しており、出水期には流木等自然物のほか、街中にあるごみや劣化した製品等が、意図せず水の流れを介して海洋に流出することも懸念されています。

[14] 平成 30（2018）年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で降った記録的な大雨による災害。

[15] 令和 2（2020）年 7 月 3 日から 7 月 31 日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、全国各地に多くの人的被害や物的被害をもたらした記録的な大雨による災害。

３　本県の流域における海洋ごみの現状と課題

（１）現状

①　漂着ごみの状況

本県の下流にあたる愛知県、三重県、富山県、福井県の海岸には様々なごみが堆積しており、沿岸自治体や海岸管理者等が回収を行っています。

海岸に漂着しているごみは、主に表２のとおり分類[16]されています。

表　２　漂着ごみの分類

	大分類	項　　目
1	プラスチック	ボトルのキャップ、ふた、ストロー、マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン、食品容器、ポリ袋、ライター、シリンジ、注射器、テープ、シートや袋の破片、硬質プラスチック破片、ウレタン　ほか
2	発泡スチロール	コップ、食器包装、発泡スチロールの破片、発泡スチロール製包装材　ほか
3	ゴム	タイヤ、玩具、ボール、風船、靴、ゴムの破片　ほか
4	ガラス、陶器	建築資材、食品容器、電球、蛍光管　ほか
5	金属	ビンのふた、アルミ缶、スチール缶、金属片、ワイヤー、針金　ほか
6	紙、ダンボール	タバコのパッケージ、花火、紙袋、紙製容器　ほか
7	天然繊維、革	ロープ、ひも　ほか
8	木（木材等）	木材（物流用パレット、木炭等含む）　ほか
9	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器　ほか
10	自然物	自然物（灌木、流木等）　ほか

出典：地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（環境省）から作成

海岸での漂着ごみの事例（四日市市吉崎海岸）
（提供：千葉　賢　四日市大学教授）

[16] 環境省がこれまでに実施したモニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目を分類。

本県の下流４県を合算すると、年間約 2,000～5,000 トンの漂着ごみが回収されています[17]。このうち自然物（灌木や流木等）は重量ベースで全体の約６～９割を占めており[18]、海岸の景観や環境を損なってしまいます。

平成 30 年７月豪雨後
四日市港に積上げられた流木
（提供　千葉　賢　四日市大学教授）

平成 30 年（2018 年）10 月
庄内川水系新川に大量漂着したプラスチック
（提供　千葉　賢　四日市大学教授）

また愛知県の調査によると、自然物を除いた漂着ごみの組成（重量）は、生活系ごみが約６割を占めており、中でもプラスチックごみの割合が高くなっています[19]。

図　４　自然物を除いた漂着ごみ組成（重量割合）

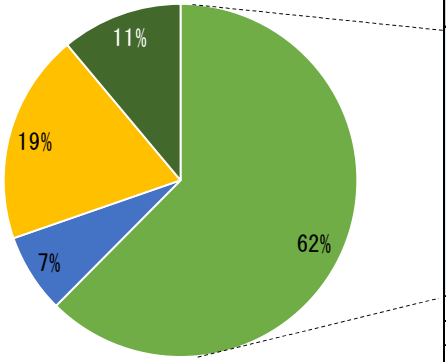

分類		重量割合	
生活系	飲料用プラボトル	8%	62%
	食品の包装・容器	9%	
	生活雑貨	5%	
	ふた・キャップ	5%	
	袋類（農業用以外）	4%	
	飲料缶	4%	
	くつ・サンダル	4%	
	飲料ガラス瓶	7%	
	おもちゃ類	5%	
	ライター	2%	
	その他生活系	10%	
漁業系		7%	
事業系		19%	
その他（人工）		11%	

※四捨五入の関係で合計が 100%に一致しない

出典：愛知県海岸漂着物対策推進地域計画（平成 27 年 12 月改定）から作成

[17] 「令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書」（環境省）。詳細は 66 頁参照。
[18] 「令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書」（環境省）。詳細は 66 頁参照。
[19] 環境省が実施した全国的な調査結果については 67 頁参照。

下流県の海岸に漂着したプラスチックごみの中には、内陸県である本県から流出したと推測されるものも確認[20]されています。

図 ５　伊勢湾（三重県側）の海岸で回収されたライターの個数（県別内訳）

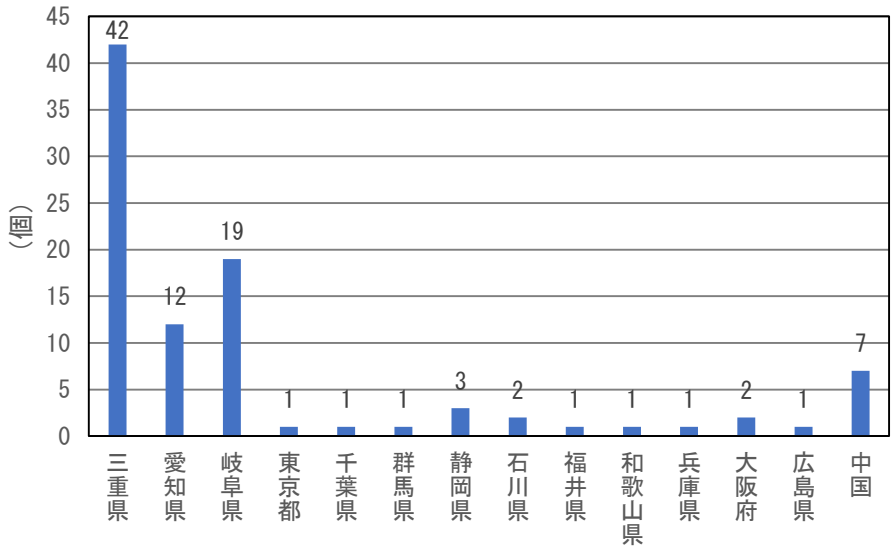

出典：三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 24 年３月）から作成

漂着ごみを回収するため、下流４県を合わせて年間約２万～３万３千人が海岸清掃に参加しています[21]。

また、海岸でのごみの回収をはじめ漂着ごみ対策事業経費としておよそ９億円を要しています[22]。

②　漂流ごみ及び海底ごみの状況

漂着ごみにとどまらず、漂流ごみや海底ごみも船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に影響を及ぼしています。中でもプラスチックは、富山湾の沿岸海域（岩瀬、新湊）で約６～９割（重量割合、以下同じ）、伊勢湾の鈴鹿沖で約２割を占めています[23]。

漂流ごみや海底ごみをはじめ、海洋ごみ（プラスチックに限定されない）による国内漁船の損失（1,000 トン未満の漁船に限る）は 66 億円との報告もあります[24]。

---

[20] 三重県が伊勢湾（三重県側）で実施した発生源推定のためのライター調査結果（H22）から。

[21] 「令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書」（環境省）。詳細は 67 頁参照。

[22] 「平成 30 年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書」（環境省）。詳細は 68 頁参照。

[23] 「平成 28 年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」及び「平成 30 年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」（環境省）。詳細は 69 頁参照。

[24] 「令和元年度 新たな種類のＪＡＳ規格調査委託事業調査報告書」（農林水産省）。

コラム **③　マイクロプラスチックの発生メカニズム**

近年問題となっているマイクロプラスチックは、その成り立ちから「一次マイクロプラスチック（洗顔料・歯磨き粉などの製品に添加されている微細なプラスチックや農業用資材として使用されている被覆肥料等）」と「二次マイクロプラスチック（自然環境の中で破砕・細分化し形成されるもの）」の２種類に分けられます。一次マイクロプラスチックは元々５㎜以下のプラスチックで、排水溝を流れ一部が下水処理場を抜けて海に流れ出ますが、サイズが微細なため一度流出すると回収するための対策が難しいとされています。二次マイクロプラスチックは、プラスチック製品が散乱ごみとして河川等を介して海に流れ出し、紫外線や風等で劣化して粉々に砕けマイクロサイズ（５㎜以下）となるものです。

プラスチック製品は、自然の中ではほとんど分解されず、マイクロプラスチックとして長期間環境に残る特徴があります。マイクロプラスチックが生態系や人の健康にどのような影響を及ぼすかは調査が進められています。

プラスチックのマイクロプラスチック化

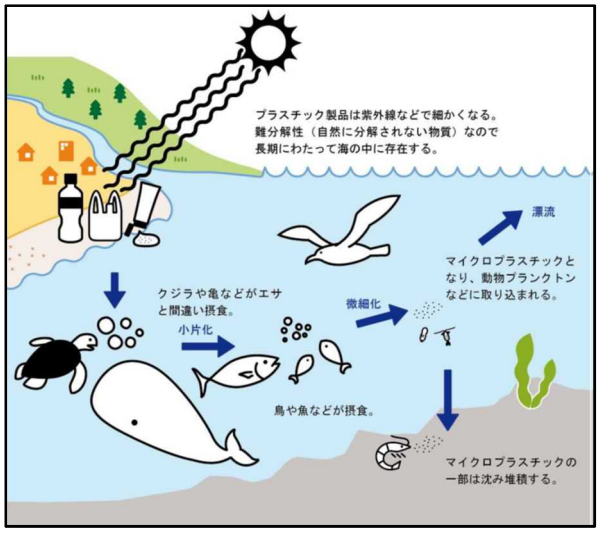

写真：日本列島から 1000km 離れた太平洋上で採取したマイクロプラスチック
（出典：東京農工大学高田秀重教授）
出典：「平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務」（環境省）

（２）課題

①　発生抑制の対策

海洋ごみは下流県において様々な被害を及ぼしています。漂着ごみの重量構成では流木等の自然物が高い割合を占めていますが、その中には本県由来のものも含まれると推測されます。特に流木は大型かつ比重が大きく、回収処理に手間と費用がかかるため、できる限り流出させないことが重要です。

また、漂着ごみのうち自然物を除くと、プラスチックごみをはじめとする生活系ごみが高い割合を占めています。生活系ごみは、一人一人が日常生活に意識を向け、使い捨てのライフスタイルの見直しやごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない）等、日々の行動を見直すことによって削減できる余地があることから、特に対策を強化する必要があります。

②　海洋プラスチックごみの対策

本県下流の海域では、海洋プラスチックごみが高い割合で存在することが確認されました。一度流出したプラスチックは自然の中でほぼ分解されないまま細分化し回収が困難となることから、陸域から河川等への飛散流出を回避するため、発生抑制を中心とした対策を特に強化する必要があります。

コラム

④　マイクロプラスチックの影響・被害について

マイクロプラスチックは、海中の有害物質を取り込みやすい傾向があります。有害物質を取り込んだマイクロプラスチックを海洋生物が摂取することで、有害物質が生体内で蓄積され、最終的に生態系や人体に対して悪影響を及ぼす可能性が懸念されています。また、遠くの海で有害物質を取り込んだマイクロプラスチックが港や海岸に到着する恐れもあります。

有害物質を取り込むマイクロプラスチック

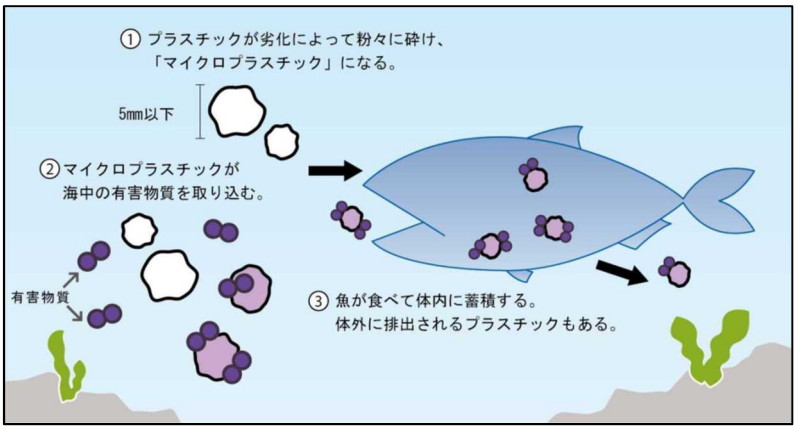

出典：「平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務」（環境省）

4　県内の散乱ごみ等の現状と課題

海洋ごみは大きく「自然物」と「自然物以外」に分けられ、自然物では流木等が洪水や台風等の災害によって大規模に漂着等することがあります。

一方で、自然物以外のごみは日常生活から発生するものがほとんどで、管理が不十分な製品の散乱や、ごみステーション等からの散乱、ポイ捨て・不法投棄等が原因と考えられ、これらはまとめて「散乱ごみ」と呼ばれています。

図　6　海洋ごみの発生経路

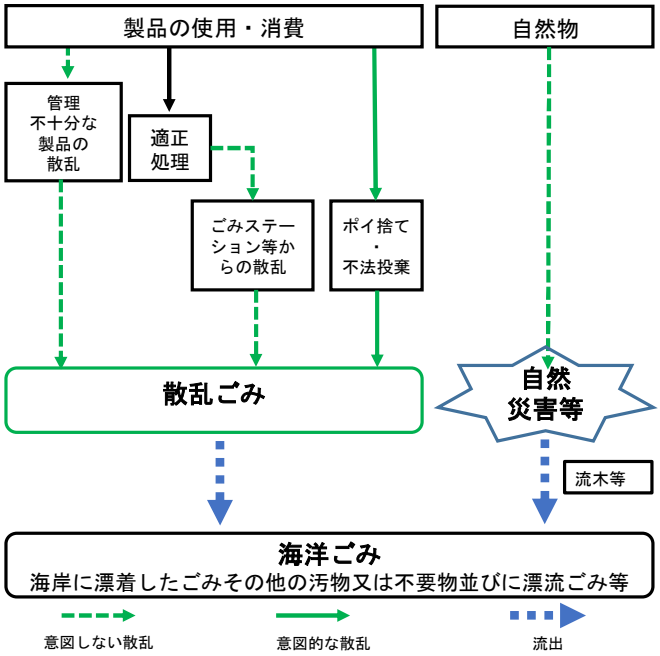

出典：散乱ごみ実態把握調査マニュアル（環境省）を一部加工

本県においても、陸域で発生した散乱ごみや流木等の自然物が河川等を介して海洋流出していますが、特に散乱ごみについては、一人一人が日々の行動を見直すことによって削減できる余地があることから、対策を強化する必要があります。

そこで、本県が実施した「河川ごみ実態調査[25]」（令和３年（2021 年）３月）、「市町村及び河川等管理者[26]に対するアンケート調査[27]」（令和３年（2021 年）５月）及び「環境に関する県民等意識調査」（令和元年（2019 年）11 月～12 月）の結果から、「①県内の散乱ごみ等の発生状況」、「②対策実施状況」及び「③環境に関する県民意識」の現状と課題を整理しました。

[25] 調査結果詳細は 51 頁から 61 頁参照。

[26] 「市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査」（令和３年）は河川管理者及びダム管理者を対象に実施。

[27] 本調査における「市町村」とは市町村の廃棄物所管部署とする（市町村の河川管理者は「河川等管理者」の区分で整理）。

（１）現状

①　発生状況

県内全域で、生活系ごみと不法投棄系ごみの散乱が問題となっており、一部地域ではレジャー系ごみ[28]の散乱も問題となっています。

このうち河川ごみ実態調査においてごみが確認された調査地点のごみ組成では、３水系ともにプラスチックごみが高い割合を占めています。

図　７　散乱ごみの種類

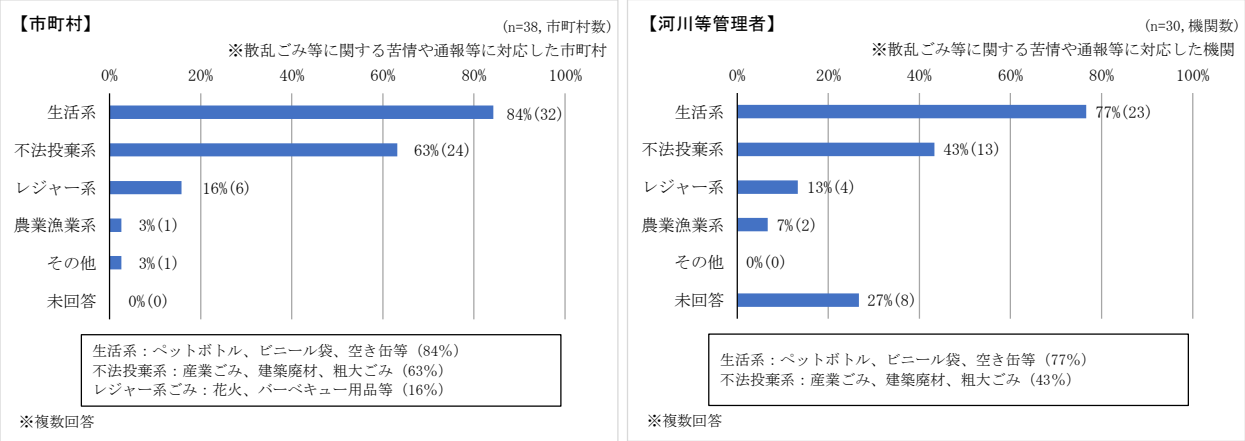

出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和３年５月)

表　３　ごみが確認された調査地点の割合（ごみ組成別）

ごみ組成	木曽川水系						庄内川水系	神通川水系
		長良川下流	長良川上流	水門川	天王川	板取川		
プラスチック類	76%	(88%)	(40%)	(100%)	(20%)	(100%)	70%	90%
紙類	31%	(30%)	(40%)	(0%)	(60%)	(0%)	10%	0%
金属類	27%	(23%)	(50%)	(40%)	(0%)	(50%)	10%	60%
缶類	11%	(5%)	(10%)	(40%)	(40%)	(0%)	10%	0%
ゴム類	8%	(10%)	(10%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	0%
布類	5%	(3%)	(20%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	10%
発泡スチロール類	5%	(8%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	0%
木材類	3%	(3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(50%)	0%	0%
ガラス類	2%	(3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	10%
陶磁器類	2%	(3%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	60%	0%

※調査地点で確認されたごみ（容量）の上位２分類を記録し、分類毎に記録された調査地点数の割合を示す

出典：河川ごみ実態調査結果（令和３年３月）

[28] 河川敷等でのレジャー後に出される花火、バーベキュー用品等のごみ。

②　対策実施状況

散乱ごみ等に関する苦情や通報等の多くは市町村に寄せられており、河川等管理者と比較して苦情や通報等への対応頻度が高い傾向にあります。

散乱ごみ等の主な発生抑制対策として、市町村、河川等管理者ともにポイ捨て・不法投棄防止等の啓発を行っていますが、関係機関の連携不足、啓発の効果が得られない等の課題があります。

流出対策として、苦情や通報等の対応時以外にも市町村の約６割、河川等管理者の約４割は散乱ごみを回収しており、一部の河川等管理者では、必要に応じ施設管理に支障が出ないようスクリーン設置等の対策を講じています。しかし、市町村では対応する職員不足や処理費用などの負担、河川等管理者では、他機関・関係部局等との連携不足や処理費用などの負担等の課題を抱えています。

また、普及啓発や環境教育に関する取組は、市町村、河川等管理者ともに全体の１割程度にとどまっています。

図　８　散乱ごみ等に関する苦情や通報等の対応状況

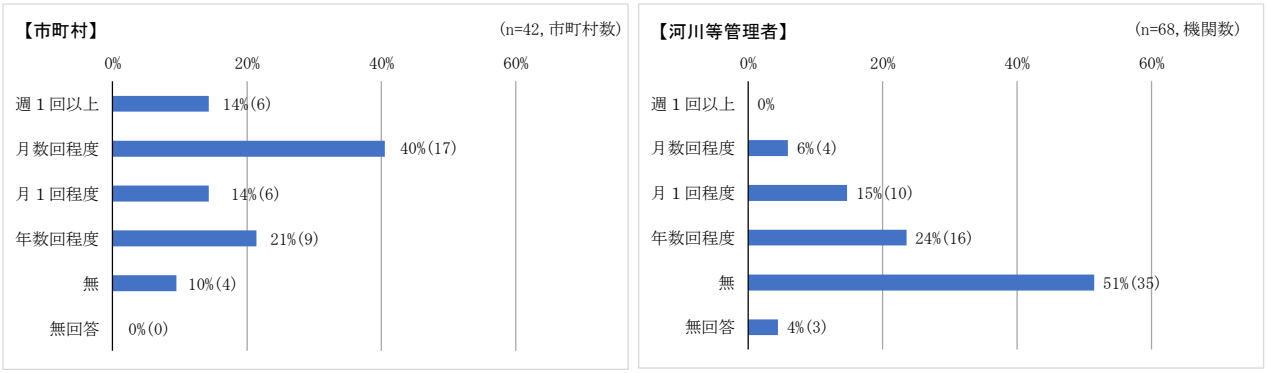

出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果（令和３年５月）

図　９　　散乱ごみ等の対策に関する取組

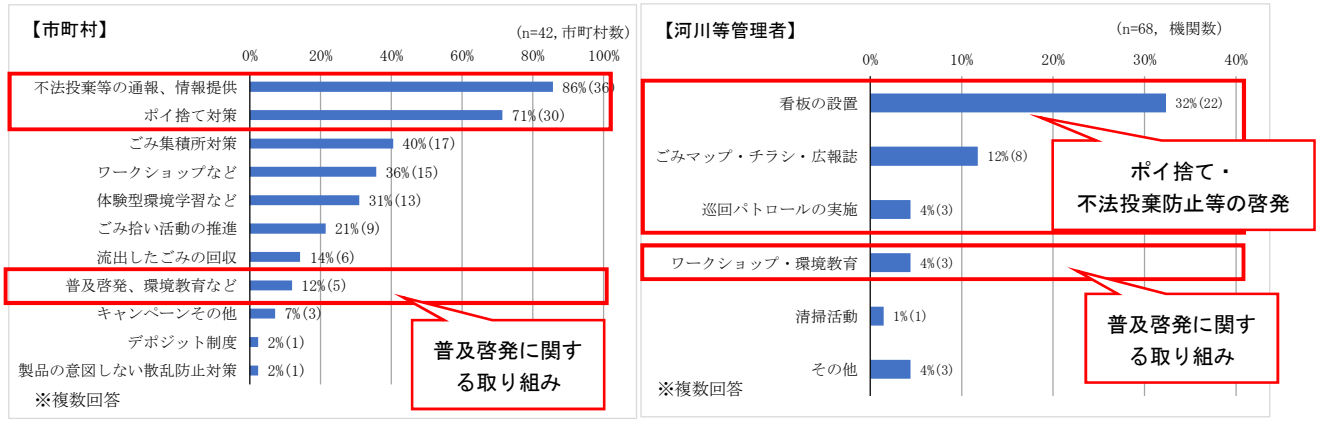

出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果（令和３年５月）

図　１０　　散乱ごみの発生抑制対策を実施する上での課題

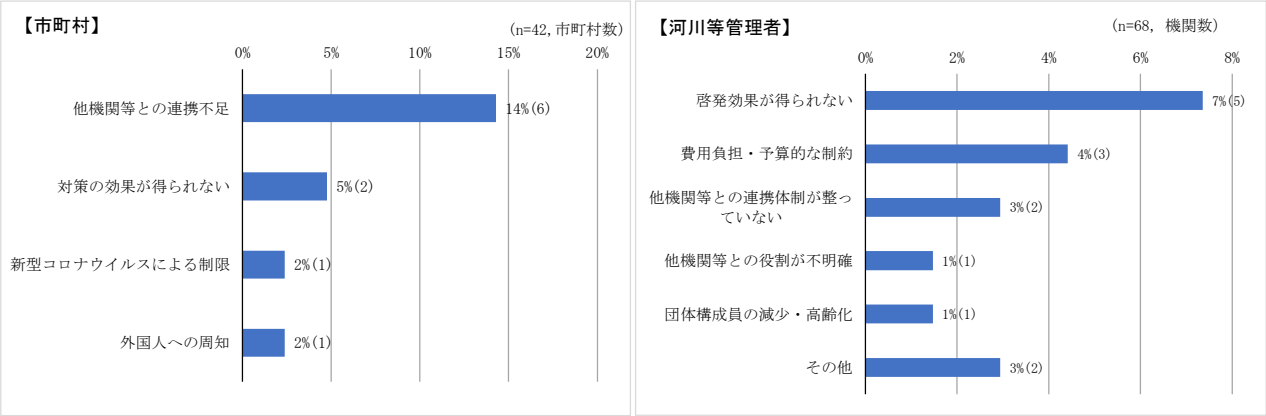

出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和３年５月)

図　１１　　管内での散乱ごみの回収状況（苦情及び通報等による対応を除く）

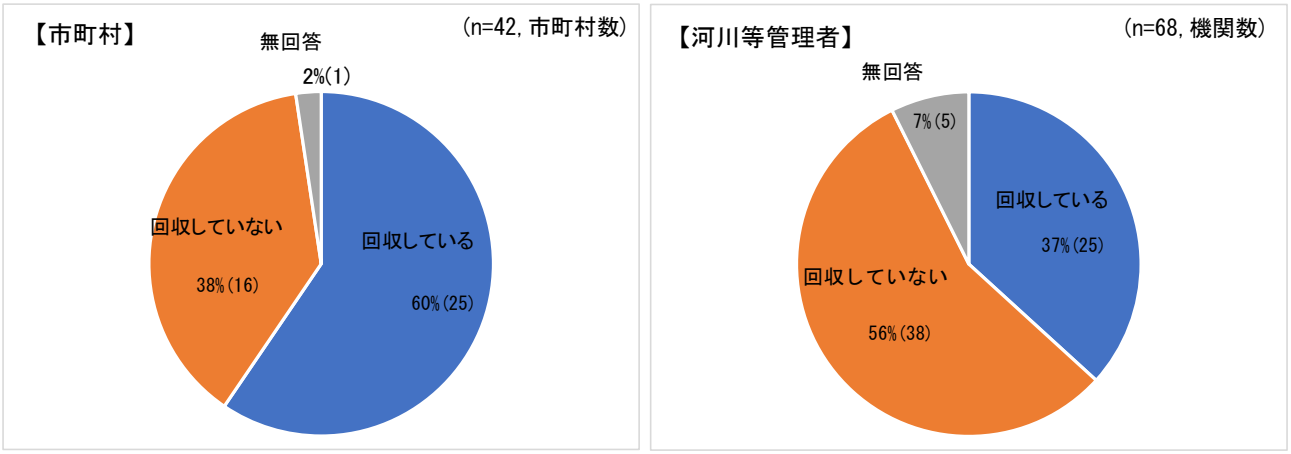

出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和３年５月)

図　１２　散乱ごみの回収・流出対策を実施する上での課題

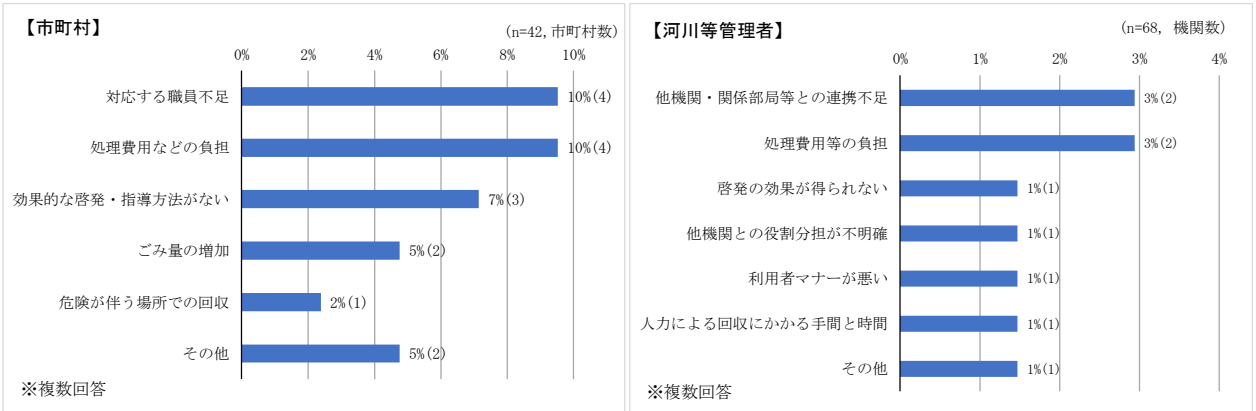

出典：市町村及び河川等管理者に対するアンケート調査結果(令和３年５月)

③　環境に関する県民意識

県民の９割以上は何らかの環境にやさしい行動に取り組んでいますが、清掃活動等に取り組む県民は３割にとどまり、特に若年層での参加割合が低い傾向にあります。

また、県民が環境にやさしい行動を実践する上での困難として、「何をどう行動すればよいか分からない」ほか、「行動による効果が実感できない」、「環境問題の現状が分からない」といった理由が明らかになりました。

図　１３　環境にやさしい行動として取り組んでいること（年齢別）

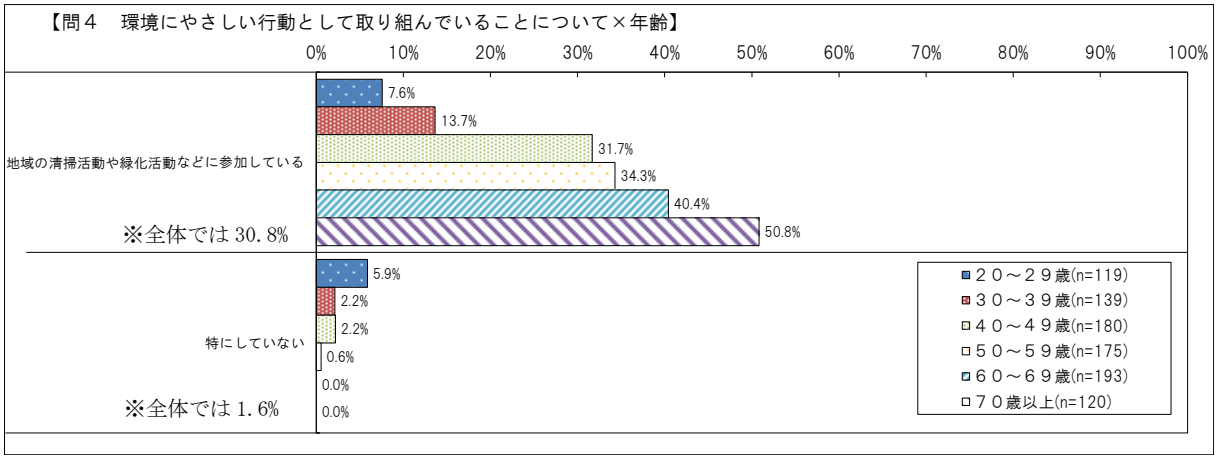

出典：環境に関する県民等意識調査結果（令和元年 11～12 月）を一部加工

図　１４　環境にやさしい行動を実践する上での困難

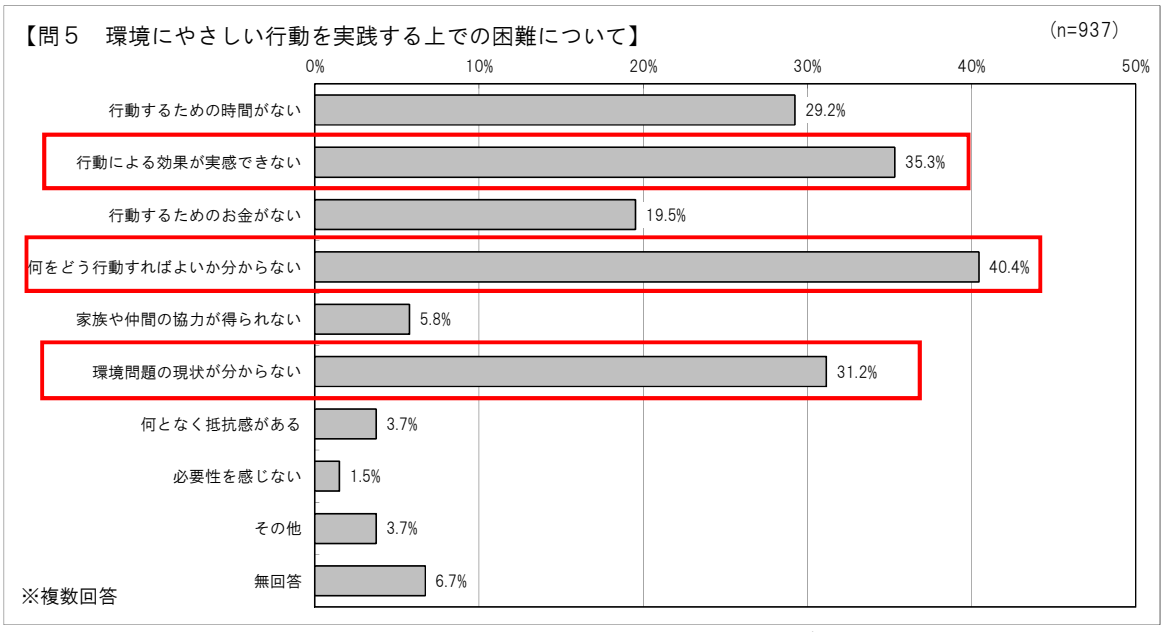

出典：環境に関する県民等意識調査結果（令和元年 11～12 月）を一部加工

（２）課題

①　県内全域での生活系散乱ごみ・不法投棄系ごみの対策

本県で問題となっている散乱ごみの多くは生活系ごみや不法投棄系ごみです。これらは一般的な廃棄物対策として既に様々な対策が講じられているものの、既存の取組では十分な効果が得られておらず、対策の見直しや強化が必要です。

また、対策にあたっては一人一人が日常生活に意識を向け、使い捨てのライフスタイルの見直しやごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない）等、日々の行動を見直すための啓発が必要です。

②　重点的・モデル的なレジャー系ごみの対策

河川等及びその周辺での社会的利用に伴い、レジャー等に起因する散乱ごみも一部地域で問題となっています。このようなレジャー系ごみは人為的なごみであり、一人一人の意識や行動変容が重要です。また、アウトドア需要の高まりに伴い、レジャー等の需要は引き続き高まると見込まれることから、今後社会的利用が拡大すると見込まれるエリアにおける散乱ごみの未然防止対策を含め、重点的・モデル的な対策を講じるエリアを設定し、優良事例を広げていくことが必要です。

③　プラスチックごみの対策

河川ごみ実態調査では、全県的にプラスチックごみの河川等周辺での散乱が確認されており、河川等を介した海洋への流出が懸念されます。

プラスチックごみは、自然環境の中で破砕、細分化してマイクロプラスチックになるとされており、一旦流出すると回収は困難です。そのため、プラスチックごみの適正処理をはじめ、プラスチックが散乱ごみとなりマイクロプラスチック化する前の発生抑制及び河川等への流出対策が必要です。

④　関係者の連携

散乱ごみの発生抑制及び流出対策は、一般的な廃棄物対策として既に各主体がそれぞれの立場で実施していますが、取組の効果をより一層上げるためには県民、事業者、民間団体、学校・研究機関、行政等の連携が必要です。

⑤　県民の環境に配慮した行動の推進

地域の清掃活動等は、他の環境にやさしい行動と比較して取組割合が低い状況にあり、特に若年層では割合が低くなっています。

環境に配慮した行動として、何をどう行動していいか分からない、現状や効果が分からない、実感できないといった要因を踏まえ、県内の散乱ごみ等の状況や清掃活動等の取組の効果の「見える化」など、海洋ごみ問題を自分事として捉え、具体的な行動につながるような啓発等の対策が必要です。

Ⅲ　計画の方向性

１　目指すべき将来像

○　豊かな自然に育まれ、山、川、海へとつながる「清流」が、私たちの暮らしの源となっていることを、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等の各主体が深く認識し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するために必要な行動を実践する社会。

○　私たちの暮らしから新たな海洋汚染を引き起こさないよう、プラスチックごみの流出抑制をはじめ、内陸県としての役割を各主体が認識し、相互連携協力のもと流域圏と一体的な取組を展開する社会。

２　本計画における基本目標（令和４年度（2022 年度）～令和 12 年度（2030 年度））

本県の清流が織りなす豊かな自然環境の保全と継承につながるよう、ひいては海洋プラスチックごみをはじめとする新たな海洋汚染を引き起こさないために、内陸に暮らす私たちが果たすべき役割を県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が各々に認識し、相互連携して散乱ごみ対策をはじめとする具体的行動に取り組みます。

３　基本的方向性

本県から新たな海洋汚染を引き起こさないため、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が連携し、以下の４つの基本的方向性に沿って取組を進めます。

（１）海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策　全県

陸域で発生した散乱ごみ等が河川等を介して海洋流出しないよう、できる限り散乱ごみ等の発生を抑制し、それでもなお散乱ごみとなったものについては清掃活動等の対策により流出を抑制することを基本に全県的な取組を進めます。

①　散乱ごみ等の発生抑制

ア　ごみの減量化及びリサイクルの推進
イ　製品等の適正管理
ウ　ごみの適正な回収処理
エ　不法投棄の防止

②　散乱ごみ等の流出対策

ア　清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援
イ　流木の河川等への流出防止

③　環境教育・普及啓発

ア　ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発
イ　内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進
ウ　散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進
エ　環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援

（２）河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの重点的・モデル的な対策

重点モデル区域

県内では、全県的な生活系ごみ・不法投棄系ごみ等の散乱防止に加え、河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみの発生抑制が課題となっています。また、コロナ禍においてもアウトドア需要が高まっており、今後も河川等及びその周辺における社会的利用の需要は高まると見込まれます。

そこで、県内の河川等及びその周辺で社会的利用があり、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携して散乱ごみ対策に取り組み、モデル的な取組として他地域への波及効果が見込まれるエリアを「重点モデル区域」に設定し、期間を定めたうえで重点的・モデル的な対策を推進します。

①　各重点モデル区域の地域特性に応じた対策

ア　高山市古い町並周辺
イ　垂井町相川河川敷広場

②　重点モデル区域間で連携して実施する対策

（３）多様な主体の適切な役割分担と連携確保

全県　重点モデル区域

①　役割分担

国、県、市町村、河川等管理者、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関等の多様な主体が地域の実情を考慮し適切な役割分担のもと、本計画に基づき連携して海洋ごみ対策に取り組みます。

表 4　主な役割分担

主体	役割
国	○　基本方針の策定 ○　漂着ごみ等の発生状況・発生原因に係る調査の実施 ○　海洋ごみ対策の推進のための財政上の措置 ○　地方公共団体との情報共有、連携の推進
県	○　計画の策定・進行管理 ○　国、他県、市町村及び関係団体等との連携の推進 ○　関係団体の代表等で構成する協議会の運営 ○　海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る施策の実施 ○　イベント等による土地の占有者に対する適正処理等の要請
市町村	○　海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る施策の実施 ○　海洋ごみ対策に係る県、河川等管理者、管内事業者及び民間団体等との連携 ○　一般廃棄物の適正な分別収集・処理体制の構築 ○　散乱ごみに対する適切な対応 ○　ごみ処理施設の処理能力内での散乱ごみ等の受入等、処理の協力 ○　イベント等による土地の占有者に対する適正処理等の要請
河川等管理者	○　河川ごみ等の処理に必要な措置 ○　住民等による河川等美化活動への支援 ○　海洋ごみ対策に係る県、市町村、管内事業者及び民間団体等との連携 ○　環境教育・普及啓発の実施 ○　河川等の管理に必要な流木等の回収・捕捉等
県民	○　使い捨て製品の削減をはじめ資源循環型社会[29]の形成に資する取組の実施 ○　所持する物や土地の適正管理及びごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない） ○　清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援 ○　清掃活動をはじめ環境に配慮した行動の実践
事業者	○　使い捨て製品の削減をはじめ資源循環型社会の形成に資する取組の実施 ○　環境配慮設計[30]をはじめ資源循環型社会の形成に資する製品・サービスの提供 ○　所持する物や土地の適正管理 ○　廃棄物の適正処理及び海洋ごみの発生抑制 ○　清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援
民間団体	○　清掃活動を含む環境保全活動の推進 ○　海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る活動の推進 ○　県、市町村、河川等管理者及び管内事業者等との連携
学校・研究機関	○　海洋ごみの発生状況・発生原因に係る調査・研究 ○　環境教育ツールとしての清掃活動の実施 ○　環境教育の推進、協力 ○　技術的・専門的知見の提供

[29] 社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

[30] 「製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計」のことを言い、ＤｆＥ（Design for Environment）、環境適合設計、エコ･デザインなどと呼ばれることもある。

②　相互協力

多様な主体による連携を推進するため、有識者、住民及び民間団体の代表並びに行政機関等で構成する岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、具体的な対策について検討を行います。

また下流県をはじめ流域圏全体として、隣接県の自治体や民間団体など各主体とも連携を強化し、広域的な相互協力により効果的な対策を実施します。

（４）海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

全県　重点モデル区域

本計画に基づき講じた対策の効果を測定するとともに、県内における海洋ごみ対策を効果的に実施するため、県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等について全県及び重点モデル区域において定期的な把握（モニタリング）を行います。

また、モニタリングの結果について協議会に報告し、新たな課題の洗い出しや対策項目の検討に活用します。

コラム　**⑤　世界農業遺産「清流長良川の鮎」と海とのつながり**

平成 27 年（2015 年）12 月、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されました。長良川は流域に約 86 万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら、流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流から海につながる水環境の中で鮎が育っています。また、清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついています。こうした人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる里川（さとかわ）全体のシステムを「長良川システム」として捉えています。

全県

Ⅳ　全県的な推進施策

１　海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

（１）散乱ごみ等の発生抑制

①　ごみの減量化及びリサイクルの推進　生活系･不法投棄系　プラごみ

○　３Ｒ[31]等の推進

海洋ごみの発生源となる散乱ごみの発生抑制には、使い捨て製品の使用削減（マイバッグやマイボトル等の持参、リペア・リユース・リサイクル製品の購入等）などごみの減量や、環境に配慮した製品等の利用が必要であることから、市町村や事業者、関係団体等と連携し、３Ｒをはじめごみ減量化や資源の循環的利用を推進します。

また、製品等の使用や消費にあたり、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める事業者からの優先購入（グリーン購入[32]）や、人・社会・環境に配慮した消費（エシカル消費[33]）を推進します。

[31] 廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３つの取組を指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

[32] 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。

[33] 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

コラム　⑥　事業者によるリサイクルの取組

岐阜大学生協では食堂で提供する丼弁当の容器にリサイクル容器「リ・リパック」を使用しています。この容器は、食べ終わった後に表面のフィルムを剥がすだけで、容器を洗わず回収して再利用することができるものです。

当初は多くの組合員が「リ・リパック」のことを知らずにゴミとして捨てていましたが、生協の学生組織である学生委員会の活動として、回収場所の整備・拡張や回収方法の周知、啓発活動に着手するなど、大学の中で環境配慮の取組が広がっています。

○　**「プラスチック・スマート[34]」の推進**

プラスチックは生活に利便性と恩恵をもたらす素材である一方、適切な処理がなされない場合は、陸域から河川等を介した流出による環境汚染が懸念されることを踏まえ、プラスチックごみの排出抑制を推進します。

プラスチック製容器包装・製品の原料については、製造事業者等と連携して、バイオプラスチック[35]や再生プラスチック等への代替等、環境に配慮した製品の普及を推進します。

また、商品やサービスの提供に伴って無償で提供される使い捨てプラスチックについては、消費者関連団体や事業者等と連携して、使用の合理化を推進します。

さらにプラスチックごみの排出については、市町村と連携して各市町村のルールに従った丁寧な分別を推進します。

---

[34]　世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・ＮＧＯ・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするため環境省が展開するキャンペーン。本キャンペーンでは、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの〝プラスチックとの賢い付き合い方〟を全国的に推進し、取組を国内外に発信している。

[35]　原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材（バイオマスプラスチック）やプラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック（生分解性プラスチック）の総称。

②　製品等の適正管理

○ 所持する物や土地の適正管理の促進

県民及び事業者は、所持する物が河川等へ飛散流出しないよう適正に管理し、海洋ごみの発生抑制に努めることとします。特に、台風や出水期には所持する物等の流出が懸念されることから、その管理を徹底することとします。

そのうえで、県及び市町村は管理者等に対して、土地の適正管理等に必要な助言及び指導を行うとともに、農林水産業関連団体や商工会等と連携し、資材等の飛散流出防止措置を働きかけます。

コラム　**⑦　ぎふ清流ＧＡＰ評価制度**

本県では令和２年（2020 年）11 月、「食品安全」「環境保全」「労働安全」等についての農場の運営システムや手法を点数評価し、生産者が取り組みやすく、かつ上級グレードの国際水準ＧＡＰを目指せる制度として「ぎふ清流ＧＡＰ評価制度」の運用を開始しました。

同評価制度の中で、資材や廃棄物の管理についても基準を設けており、農業関連団体等と連携して制度の普及を図っています。

ＧＡＰ（ギャップ）とは

ＧＡＰとは「Good Agricultural Practice」の略称で、「農業生産工程管理」と訳されます。

具体的には、栽培記帳、廃ビニール・廃プラスチックの適正処理、農薬保管庫の設置など、農業生産に関する法令等に則して定められた点検項目に沿い、農場でのリスクを軽減するための各工程の正確な実施、記録、点検、評価を繰り返すという持続的な改善活動のことです。

③　ごみの適正な回収処理

○ 市町村における一般廃棄物の適正処理の推進

生活系ごみの散乱による河川等への飛散流出防止のため、市町村はごみ集積所等で散乱防止対策を講じることとします。

また、プラスチックごみの排出については、市町村と連携して各市町村のルールに従った丁寧な分別を推進します（再掲）。

コラム

⑧　市町村におけるごみ集積所等での取組

美濃加茂市は、人口の約１割を外国籍の方が占め、全国的にも外国人在住者の割合が高い市です。市では、全ての市民にごみ出しのルールを守ってもらうため、英語・ポルトガル語でごみ回収ルールを表記したチラシを作成し、理解を呼びかけています。

ごみ集積所にも英語・ポルトガル語の立て看板を設置することで、不法投棄抑制やごみ減量などの効果がありました。

また、必要に応じて企業へ出向き、ごみ出しのルールや生活環境の違いを講義し、多文化交流を推進しています。

○ **事業者における対策の促進**

事業者は事業活動に伴って生じたもののうち資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理により、海洋ごみの発生抑制に努めることとします。

そのうえで県及び市町村は各種関連団体等と連携して、事業者に対し所管官庁や業界団体の示す方針やガイドラインに従いごみが適正に処理されるよう働きかけます。

また、イベントの開催や露店の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者に対し、用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処理に関し必要な要請を行います。

コラム　⑨　事業者団体によるプラスチックごみ回収の取組

県内各地にあるＪＡ（農業協同組合）では、「環境に優しい農業」を目指し、地域の農業者の使用済みプラスチック（ビニールハウスのビニール、農薬の空容器、肥料袋、育苗箱、ポット、マルチなど）の回収を行っています。

これらの農業に伴うごみは産業廃棄物として処理することが求められますが、小規模の農業者では少量の廃棄物を単独で処理することが大きな負担になることから、各地のＪＡが積極的に回収することで、適正な処理につながっています。

○ **災害廃棄物処理の推進**

市町村は災害廃棄物の処理主体として適正かつ円滑迅速に処理を進めます。

県は、災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加するなど、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

④　不法投棄の防止

○ 監視指導等による不法投棄の未然防止

県及び市町村は、海洋ごみの発生源となる廃棄物の不法投棄を未然に防止し、また早期に発見措置するため、管理者や隣接県、警察等の関係機関と連携した監視パトロールや厳格な指導を行います。

また、投棄しにくい環境づくりとして、管理者、消費者関連団体及び環境保全団体等と連携を図るとともに、インターネット等を活用し通報体制を整備します。

コラム

⑩　事業者による不法投棄抑止のための見守り活動

コープぎふでは、県内 35 市町村、１社会福祉協議会と地域見守り協定を締結しています。この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりを進めることを目的に、各市町村と結んでいるもので、主として高齢者や子ども、障がい者など社会的弱者を対象に、異変や犯罪行為を発見した際に行政の窓口に情報提供を行うことを定めています。

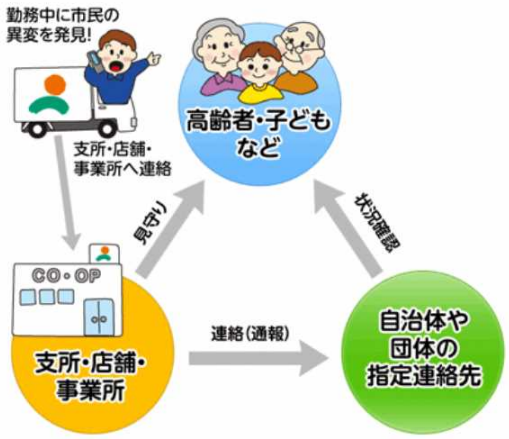

市町村によっては、この協定の内容として生協の職員が業務中に不法投棄を発見した場合には、担当部署に連絡することを定めており、不法投棄を抑止する一助になっています。

コラム　**⑪　管理者による不法投棄に関する啓発**

河川への不法投棄は、河川空間が持つ良好な景観や環境を著しく低下させ、地域住民の河川に対するイメージの低下を招くばかりでなく、火災発生や有害物質が流出する原因ともなります。

木曽川上流河川事務所では、管内の河川への不法投棄を防止するため、投棄場所や投棄されたごみの写真を示した「ごみマップ」を作成し、ホームページに掲載することで、ごみに対する意識向上と不法投棄禁止の呼びかけを行っています。

（２）散乱ごみ等の流出対策 行動促進 連携

①　清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力及び支援

○ 行政、事業者及び民間団体等が連携した清掃活動の推進

清掃活動への参加は直接的に地域のごみの散乱状況を知ることができる機会となり、散乱ごみの発生抑制につながる意識啓発の効果も期待されることから、市町村及び地域の事業者、環境保全団体並びに報道機関等と連携し、住民参加による清掃活動を推進します。

また、散乱ごみ等の清掃は主に地域住民をはじめボランティアの活動に支えられていることから、地域住民等がボランティアとして清掃活動に取り組みやすい環境整備を市町村と連携して推進します。

コラム　⑫　事業者と地域住民等が連携した清掃活動

日本を代表する清流・長良川の環境保全と美化のため、岐阜新聞社、岐阜放送が呼びかけ人となり、地域住民や企業等と連携して岐阜市の長良川周辺で清掃活動を行っています。

昭和 48 年（1973 年）から続ける本清掃活動には、地元自治会や行政等も賛同し、毎回、数千人が参加しています。

コラム　⑬　環境保全団体による取組

ＮＰＯ法人長良川環境レンジャー協会は「清流長良川を次の世代に引き継ぐ」ことを基本理念とし、河原の清掃、河川利用者に対するごみ持ち帰りの呼びかけ、環境保全・水難事故防止等の啓発活動、不法投棄等を監視するため河原のパトロールを実施しています。また、清流長良川を次の世代に引き継ぐため、小中学生を対象とした環境教育、野外体験活動等を実施しています。

さらに、「伊勢湾にゴミを流さない」との共通認識のもと、上流の郡上市から下流の桑名市までの地域住民や各種団体、企業・行政と協働して「長良川流域連携クリーン作戦」を実施し、長良川の環境保全のネットワーク化を推進しています。

コラム　⑭　高校生による清掃活動の取組

「スポＧＯＭＩ甲子園」は全国の高校生（15～18 歳の方）が各エリアでごみ拾いを競い合い、「高校生ごみ拾い日本一！」を決める大会です。３名でチームを組み、競技時間の 60 分間であらかじめ決められた競技エリア内のごみを拾い、その質と量を競い合う「地球に最もやさしいスポーツ」を掲げています。

県内では、海と日本プロジェクトｉｎ岐阜県実行委員会とスポＧＯＭＩ甲子園実行委員会の主催で、令和元年（2019 年）から長良川河川敷で予選大会が行われています。

このイベントは、一人一人が海洋ごみの問題を自分事化し、“これ以上、海にごみを出さない”という社会全体の意識を向上させていくことを目標として、日本財団が推進する海洋ごみ対策事業『海と日本プロジェクト　ＣＨＡＮＧＥ　ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＢＬＵＥ』の一環で開催するものです。

○ **住民等が主体となった環境保全活動の促進**

本県が誇る「清流」に代表される良好な河川環境を維持し、自然環境や河川等に育まれた地域の歴史、伝統文化等を次の世代につなぐため、地域住民や農林水産等事業者、環境保全団体等が主体となって行う環境保全活動を支援します。

コラム　⑮　良好な河川環境等を維持するための取組

本県では、「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、良好な河川環境等の維持を進めており、県民による自発的な堤防除草や竹木伐採、河川清掃等に支援を行っています。令和２年度（2020 年度）には、「ぎふ・リバー・サポーター」として 101 団体、延べ約 7,000 人、河川美化活動として 100 団体、延べ約 22,000 人が参加して清掃活動等を実施しました。

②　流木の河川等への流出防止

○ **森林整備による流木対策の推進**

流木の発生を抑制するため、市町村や林業事業体と連携し、間伐等の森林整備、間伐材を森林から河川に流出させないための適正処置や、土石や流木を捕捉するスリットダムの整備等、山地防災力の強化を推進します。

○ **砂防えん堤[36]整備による流木対策の推進**

土砂災害等による土石や流木等の発生及び流出を抑制するため、捕捉機能の高い透過構造を有する砂防えん堤の整備を推進します。

○ **河川管理による流木対策の推進**

流水の阻害となり、河川管理上支障となる河川内の立木を伐採することで、河川に流出する流木を軽減します。

[36] 土石流による災害を防ぐために渓流に設置する構造物。土石流を食い止める働きのほかにも、土砂を貯めて渓流の勾配を緩やかにする働きや一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ働きがある。

（３）環境教育・普及啓発　プラごみ　行動促進

①　ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発

○ ポータルサイト等を活用した情報発信

海洋ごみの発生源となる散乱ごみの発生抑制のためには、使い捨てのライフスタイルの見直し（マイバッグやマイボトル等の持参、リペア・リユース・リサイクル製品の購入等）やごみの適切な管理（ポイ捨て・不法投棄をしない、ごみの持ち帰り、収集場所での適切な分別等）など、県民一人一人の具体的な行動が重要であることから、ポータルサイト等を活用し、分かりやすい情報発信を行います。

②　内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進

○ 海洋プラスチックごみ問題への理解促進

プラスチックごみを含む海洋ごみの多くは陸域で発生したものであり、内陸である本県からもプラスチックごみを含む生活系ごみが河川等を介して流出していることを踏まえ、県民が海洋プラスチックごみ問題を自分事として理解できるよう、また海洋プラスチックごみ対策の推進と地域の環境保全とのつながりについて各種関連団体や報道機関等と連携して啓発を行います。

コラム　⑯　清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組

本県は、県土面積の約８割が森林で形成される「木の国、山の国」であるとともに、大小 400 以上もの河川が８つの流域を織りなす「川の国、水の国」でもあります。森林や河川を県民の共有財産とし、この恵みを将来にわたり享受できるよう、平成 24 年度から『清流の国ぎふ森林・環境税』を導入しており、地域の自然環境を巡る課題に対し地域団体等が自主的に行う活動の支援にも活用されています。

令和２年度には、使い捨てプラスチックの代替製品を制作するワークショップや将来の環境リーダーの育成を目的とした小学生向け講座、学校への出前講座など海洋プラスチックごみ問題への県民理解を深める活動を支援しました。

○ 教育機関等での普及啓発

次代の環境活動を担う人材を育成するため、有識者や環境保全団体等、地域に根ざして活動している環境教育の実施者等と連携し、学校等の教育機関において、海洋プラスチックごみ問題をはじめ、海洋ごみに関する理解促進のための環境教育を推進します。

③　散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進

○　散乱ごみ等の「見える化」の推進

私たちの暮らしに起因する海洋ごみ問題を地域課題として認識し、関係者間で問題意識を共有できるよう、デジタル技術を利用し、地域のごみの散乱状況を「見える化」する仕組みを構築します。

○　成果の「見える化」による清掃活動等の促進

これまで団体等が個々に実施してきた清掃活動について、事業者、環境保全団体、報道機関及び教育機関等と連携し、活動による成果を「見える化」して発信することで、県民や事業者、民間団体等各主体による清掃活動を促進します。

④　環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援

○　オンラインによる主体的な学びの促進

ワンストップでアクセスできる環境学習用のポータルサイトにおいて、海洋ごみ問題をはじめ、環境に配慮した行動の実践につながるコンテンツを提供し、オンラインによる県民の主体的な環境学習を支援します。

○　体験を重視した環境教育の充実による行動変容の促進

森・里・川・海のつながりや環境問題に関する理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識の醸成を図るため、農林水産業関連団体や環境保全団体等と連携して体験プログラムを提供し、地域資源への理解を促進するとともに、自ら考え、行動する人材を育成します。

コラム　**⑰　事業者・事業者団体による環境教育の取組**

各地域の漁業協同組合では、アユ種苗の放流時期に小学生や保育園児とともに稚魚放流を実施しています。こうした体験により、川をはじめとした自然環境を子どもたちに身近に感じてもらうとともに、川と海のつながりについて体感してもらう機会となっています。

また岐阜県漁業協同組合連合会においてもアマゴの里親教室を開催しています。里親教室では県内の希望小学校へ毎年 11 月下旬にアマゴ卵 200 粒を配付し、翌年の春にふ化したアマゴを河川放流してもらうことで、川の生き物を通じた環境教育につながっています。

（ふ化したアマゴ）

２　多様な主体の適切な役割分担と連携確保　連携

（１）団体間での情報共有や情報発信の推進

国、県、市町村、河川等管理者、事業者、民間団体及び学校・研究機関等による連携体制を確保し、相互の情報共有や関係者が一体となった情報発信を推進します。

また、各主体が効果的に取組を進めるため、県内の各主体間や地域間で情報交換の機会を確保します。

（２）下流県を含む流域での連携の推進

本県から飛散流出した散乱ごみ等が、下流県の伊勢湾等の海岸に漂着するなど様々な影響を及ぼしていることを踏まえ、下流県との広域的な相互連携を図り、流域圏共同での計画策定を推進します。

また、下流県の漂着ごみ等の実態について把握し、県内での海洋ごみに関する環境教育・普及啓発につなげるとともに、本県での清掃活動や下流県海岸での清掃活動について情報発信を行うなど流域圏で一体となった取組を推進します。

生活系･不法投棄系　レジャー系　プラごみ

３　海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

本計画の実施による効果を確認するため、県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等について定期的な把握を行います。

Ⅴ　対策を重点的・モデル的に推進する区域及びその内容

県内では、全県的な生活系ごみ・不法投棄系ごみ等の散乱防止に加え、河川等及びその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみの発生抑制が課題となっています。また、コロナ禍においてもアウトドア需要が高まっており、今後も河川等及びその周辺における社会的利用の需要は高まると見込まれます。

そこで、県内の河川等及びその周辺で社会的利用があり、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携して散乱ごみ対策に取り組み、モデル的な取組として他地域への波及効果が見込まれるエリアを「重点モデル区域」に設定し、期間を定めたうえで重点的・モデル的な対策を推進します。

また、重点モデル区域では他地域の模範となる取組を示すことにより、県内他地域での将来的な海洋ごみ対策として効果的・効率的な展開につなげます。

１　対策を重点的・モデル的に推進する区域

（１）重点モデル区域設定の考え方

以下①～③のいずれかを満たす区域において、有識者、関係自治体、管理者、関係機関及び関係団体等の意見を総合的に勘案し設定します。

① 河川等及びその周辺での社会的利用が現に進んでおり、ごみの散乱を防止するための対策を積極的に推進する区域
② 河川等及びその周辺での社会的利用拡大が見込まれ、ごみの散乱を未然防止するための対策を積極的に推進する区域
③ その他、海洋ごみ対策のため特に対策が必要であると県が認める区域

＜モデル性＞

自然と人が共生するエリアとして関係者が連携して重点的・モデル的な取組を行い、県内他地域への波及効果が見込まれる対策を講じることとします。

＜重点モデル区域における目標の考え方＞

本計画では、海洋ごみ対策を通じて地域の環境保全が図られるとともに、地域資源として活用されることを期待し目標設定を行うこととします。

（２）重点モデル区域の設定

①　重点モデル区域の設定結果

重点モデル区域設定の考え方に基づき、重点モデル区域を表 ５のとおり設定しました。

表 ５　重点モデル区域一覧

	区域名称	住所（代表地点）	延長（km） （範囲（㎢））	設定の 考え方
ア	高山市古い町並周辺	高山市川原町（中橋付近）～ 高山市大新町（連合橋付近）	1.3km （0.21 ㎢）	①及び②
イ	垂井町相川河川敷広場	垂井町表佐字圦之宮 4671 ほか	3.2km （0.41 ㎢）	①及び②

なお、県内の河川等及びその周辺における社会的利用が見込まれる区域での海洋ごみ対策を強化するため、本計画策定後も新たな区域の設定に向け市町村等と継続的に連携を図ることとし、区域の追加については協議会で検討の上、決定します。

図 １５　重点モデル区域全体位置図

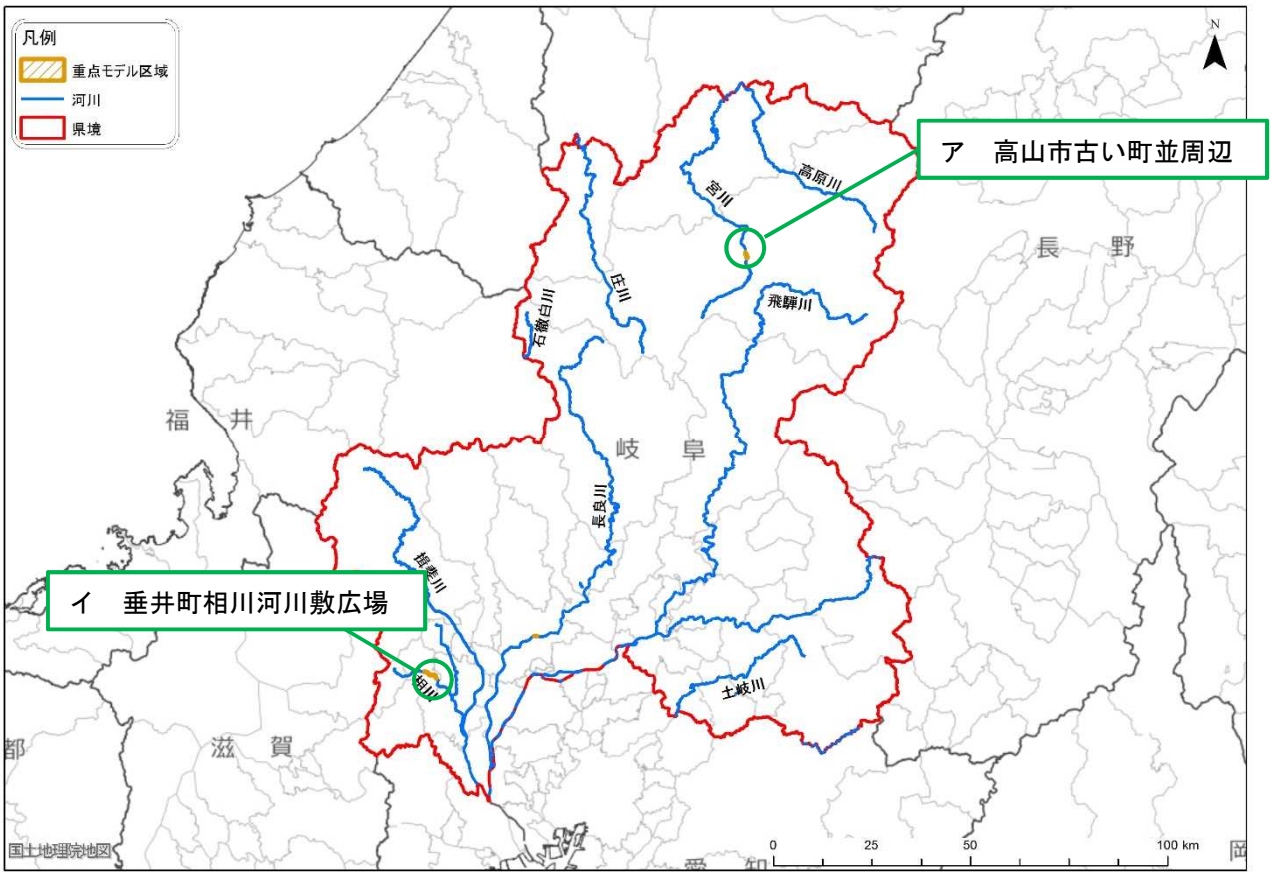

②　重点モデル区域の期間

令和４年度（2022 年度）から令和７年度（2025 年度）末までとします。

２　重点モデル区域における対策

（１）各重点モデル区域の地域特性に応じた対策　レジャー系

ア　高山市古い町並周辺

図　１６　重点モデル区域　ア　高山市古い町並周辺

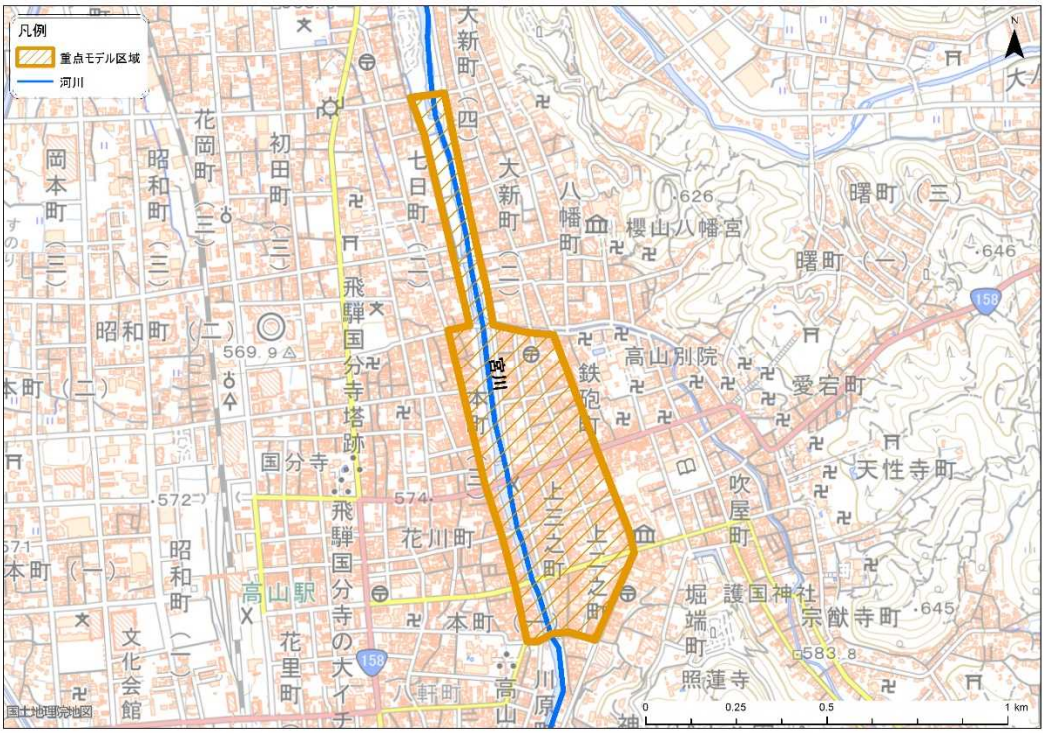

【重点モデル区域の概要】

本区域は古い町並や宮川朝市の沿川を含むエリアで、本県を代表する観光地として国内外から多くの観光客が訪れる地域です。江戸時代の面影を残す町並は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

【目標】

観光資源である町並や宮川朝市の区域を、ごみのない快適なエリアとして保全・維持します。

【取組の方向性】

本区域には年間を通じて多くの観光客等が訪れることから、ペットボトルやタバコの吸い殻などが水路に流出しており、地域住民や市職員等による清掃活動、ごみの回収を通じて散乱ごみの対策を講じています。

観光客の増加など社会的利用が拡大する中にあっても、地域資源である町並や宮川を保全できるよう、特に観光に起因する散乱ごみの発生抑制対策を中心に取組を推進します。

イ　垂井町相川河川敷広場

図　１７　重点モデル区域　イ　垂井町相川河川敷広場

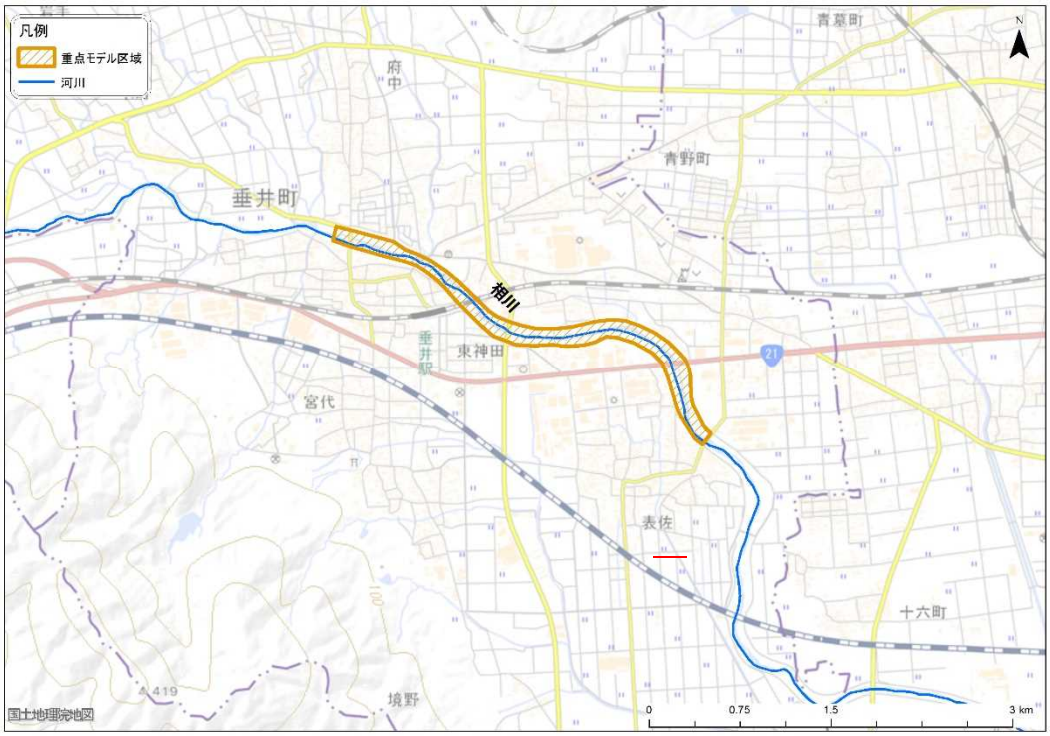

【重点モデル区域の概要】

本区域では河川敷整備が行われ、「相川水辺公園」として多くの方に親しまれています。散歩やジョギングをする方やピクニックなどを楽しむ家族連れ、バスケットボールやスケートボードを楽しむ若者など様々な年代の方が集い、河川空間を楽しむ光景がみられます。

【目標】

誰もが気持ちよく利用できる河川空間とするため、散乱ごみのない快適な環境づくりを目指します。

【取組の方向性】

本区域は身近な憩いの場として利用されていることから、レジャーごみなどが散見され、町職員等によるごみ回収や移動式カメラ設置などの対策を講じています。

身近な憩いの場として、今後も地域に愛される広場となるよう、利用の促進を図りながら、地域住民や公園利用者と連携し、環境教育的視点を入れた清掃活動や公園利用に伴うルールづくりの検討など発生抑制対策を中心とした取組を推進します。

（２）重点モデル区域間で連携して実施する対策　レジャー系　連携

○　意見交換会の開催

各重点モデル区域間で取組状況や課題について共有し、より効果的な対策につなげるため意見交換を実施します。

また各重点モデル区域での取組状況及び課題について協議会に報告し取組の改善等を図ります。

○　共同キャンペーンの実施

海ごみゼロウィーク[37]などの取組にあわせ、海洋ごみの発生抑制や流出対策、環境教育等に係る普及啓発等の共同キャンペーンを実施します。

○　環境に配慮した具体的行動を促進するための仕組みの検討

コロナ禍で団体での活動が制約される中、団体に属さない個人であっても、海洋ごみ対策として清掃活動をはじめとする環境に配慮した具体的行動を実践しやすい環境を整備するため、モデル的な仕組みづくりについて地域の実情に応じた検討を行います。

（３）重点モデル区域における役割分担と連携確保　連携

各主体による役割分担のもと、地域の実情に応じた対策を関係者間で具体化し、本計画に基づき取り組みます。

また各主体相互の情報交換等により効果的な対策の推進を図ります。

表　６　重点モデル区域における役割分担

主体	役割
市町村	事業実施・協力、連携会議事務局（企画調整含む）
地域住民 関係団体	事業実施・協力、連携会議への参画
県	モニタリングの企画・調整 協議会との調整 国、他県及び他市町村との調整 連携会議オブザーバー

[37] ５月 30 日（ごみゼロの日）から６月５日（環境の日）を経て６月８日（世界海洋デー）前後の期間を「春の海ごみゼロウィーク」、９月 18 日（World Cleanup Day）から９月 26 日までの期間を「秋の海ごみゼロウィーク」として開催される、全国一斉清掃キャンペーン。

（４）重点モデル区域における海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

○　区域内の散乱ごみや清掃活動等の状況把握

本計画の実施による効果を確認するため、区域内において散乱ごみ等の発生状況や清掃活動等の実施状況等について定期的な把握を行います。把握にあたっては、各主体が相互協力し実施することとします。

○　地域住民及び利用者に対する意識調査の実施

本計画の実施による効果を把握するため、地域住民及び区域内利用者の意識について定期的に把握を行います。把握にあたっては、各主体が相互協力し実施することとします。

Ⅵ　対策の実施に当たって配慮すべき事項

１　災害等の緊急時における対応

災害等により河川等に大量のごみが流出した場合や危険物の流出が見られる場合は、関係機関等が連携して適切に対応します。

２　地域住民及び関係団体等の参画と情報提供

県及び市町村は、本計画に基づく対策の実施にあたって、地域住民及び関係団体等の自発的な参画を促すため、インターネット等を活用し積極的な情報提供を行い、多様な主体による連携の推進に努めます。

３　本計画に関連する調査等の検討

（１）新たな課題への対応

本計画に基づく対策の推進にあたって、さらに課題が明らかになったものについては、新たな調査事項や手法等を検討します。

（２）マイクロプラスチックに関する調査等の検討

マイクロプラスチックについては、その発生状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について、国の実態把握等を踏まえ必要な対策を検討します。

Ⅶ　計画の推進

１　推進体制の整備

○　有識者、住民及び民間団体の代表並びに行政機関等で構成する協議会において各主体が連携することにより、本計画に基づく対策を推進します。

○　対策の具体的推進方策を検討し、対策を総合的かつ計画的に推進するため、部局横断による岐阜県海岸漂着物等対策推進庁内連絡会議において連携を図ります。

○　重点モデル区域においては、地域ごとの課題を解決するため各地域における連携会議において対策を検討し、協働して施策の展開を図ります。

２　計画の進行管理

本計画の期間は、令和４年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの９年間とし、始期から４年後の令和７年度（2025 年度）に見直しを行います。

なお、地域の状況の変化や施策の実施状況等に応じて計画を変更する必要があると認める場合は、速やかに協議会で検討の上、計画の変更を行います。

３　計画の進捗管理

計画の着実な推進を図るため、県は協議会に対し、海洋ごみ対策に関する状況及び全県的な推進施策に関する状況等を報告し、県と協議会が連携協力して施策の見直しや改善に取り組みます。

また、本県での施策に反映するため、下流県における漂着ごみの状況等の把握に努めます。

（１）本県における取組状況の指標

①　海洋ごみ対策に関する指標

陸域で発生した散乱ごみ等が河川等を介して海洋流出しないよう、県内全域及び重点モデル区域において、散乱ごみの量や種類の把握、清掃活動の実施件数や参加人数、海洋ごみに関する認知度などの意識調査を実施し、表７の４項目を指標として、本県における海洋ごみ対策の進捗状況を把握します。

表　７　海洋ごみ対策に関する指標

指標	県内全域	重点モデル区域
散乱ごみの状況	令和７年度（2025 年度）末までに県内全域の散乱ごみの散乱状況を調査 令和 12 年度（2030 年度）末までに県内全域の散乱ごみの量及び種類を調査	区域内で散乱ごみの量及び種類を調査（年１回）
清掃活動の状況	・環境美化活動の実施件数と参加人数を調査（毎年度） ・見える化ページに登録された清掃活動の参加人数及び回収個数を調査（毎年度）	区域内で実施された環境美化活動の実施件数と参加人数を調査（毎年度）
地域住民に対する意識調査	県民に対し海洋ごみの発生源に関する認知度調査を実施（３年度毎にモニター実施）	当該市町村の住民に対し、意識調査を実施（毎年度）
利用者に対する意識調査	－	区域内利用者に対し、意識調査を実施（毎年度）

②　その他全県的な推進施策に関する指標

海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策に関する全県的な推進施策のうち、他の計画において数値目標に位置付けられている表８の９項目を指標として、海洋ごみ対策の進捗状況の参考とします。

表　８　その他全県的な推進施策に関する指標

指標	現況値 （令和２年度）	目標値	関連する計画等の名称
１人１日当たり生活系 ごみ排出量	679g/人/日 （平成 30 年度）	629g/人/日 （令和７年度） 595g/人/日 （令和 12 年度）	第６次岐阜県環境基本計画 第３次岐阜県廃棄物処理計画
「ぎふプラごみ削減モデル ショップ」の登録店舗数	964 店舗	1500 店舗 （令和７年度）	第６次岐阜県環境基本計画 第３次岐阜県廃棄物処理計画
可燃ごみ指定袋等への バイオマスプラスチックの 導入市町村数	－	42 市町村 （令和 12 年度）	第３次岐阜県廃棄物処理計画
プラスチック容器包装の分別 を実施している市町村数	39 市町村	42 市町村 （令和 12 年度）	第３次岐阜県廃棄物処理計画
ぎふ清流ＧＡＰ実践率	－	35% （令和７年度）	「清流の国ぎふ」創生総合戦略 ぎふ農業・農村基本計画 （令和３～７年度）
災害廃棄物処理図上演習への 参加者延べ人数	84 人	200 人 （令和５年度）	第３次岐阜県廃棄物処理計画 第２期岐阜県強靭化計画
「清流長良川の鮎」 プレーヤーズ登録団体数	89 団体	100 団体 （令和５年度）	「清流の国ぎふ」創生総合戦略 第２期世界農業遺産保全計画
環境学習ポータルサイト 閲覧回数	－	20 万回【累計】 （令和７年度）	第６次岐阜県環境基本計画
清流長良川あゆパークにおけ る体験プログラム参加者数	68,660 人	100,000 人 （令和５年度）	「清流の国ぎふ」創生総合戦略 第２期世界農業遺産保全計画

なお、「（１）本県における取組状況の指標」については、本計画に基づく対策の進捗状況を踏まえ、始期から４年後の中間年に見直しを行います。

（２）下流県における漂着ごみの状況把握に関する指標

本県での施策に反映するため、下流県における漂着ごみの状況について把握に努めます。

表 ９　海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量

県	現況（令和元年度）	
	回収総量(トン)	人工物の回収量(トン)
愛知県	434.2	45.9
三重県	484.5	29.1
富山県	967.5	90.4
福井県	485.5	170.5

出典：令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

参考資料

１　県内河川ごみ実態調査結果

（１）目的

本県の主な水系である木曽川水系、庄内川水系、神通川水系を対象とした全 82 地点における河川ごみの存在量及びごみの分類を明らかにし、河川ごみの発生対策に必要な基礎情報を得ることを目的として河川ごみ実態調査を行いました。

（２）調査時期

事前踏査　　令和２年（2020 年）８月 12 日（水）～８月 15 日（土）
現地調査　　９月２日（水）～９月 15 日（火）

（３）調査地域・地点

調査対象河川及び調査地点数を表１－１に示します。

表１－１　調査対象河川及び調査地点数

水系	対象河川	調査地点数
木曽川水系	長良川下流	40
	長良川上流	10
	水門川	5
	板取川	2
	天王川	5
庄内川水系	土岐川及び支流	10
神通川水系	宮川・高原川及び各支流	10
	合計	82

（４）調査方法

①　実施フロー

各調査地点において、散乱ごみの分布状況が平均的な河川流れ方向 10ｍの範囲を代表地点として選定し、その範囲の散乱ごみの量を推計しました。また、踏査時に不法投棄ごみや散乱ごみが集積した地点を見つけた場合、散乱ごみとは別にごみの種類と量を計測しました。

図１－１　河川ごみ実態調査の実施フロー

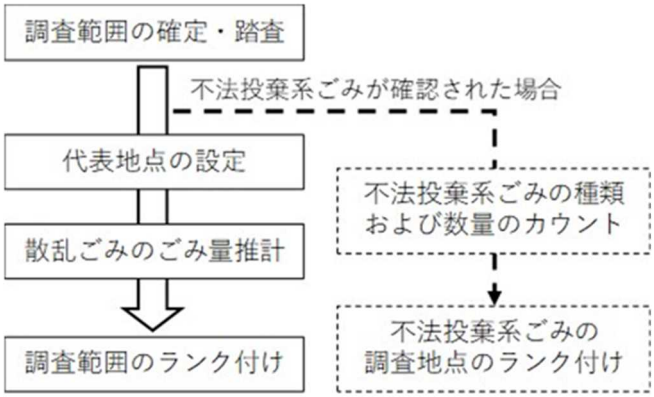

②　河川ごみ存在量の推計

目視カウント法により、代表地点のごみ袋数（一袋の容量：20L）を目視で推計しました。

出典：河川ゴミ調査マニュアル（平成 24 年３月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）から抜粋

推計されたごみ袋量の数量に応じて、調査範囲のランク付けを行いました。

表１－２　ごみ袋数とランクの対応表

ランク	20L のゴミ袋数量（範囲）	回収した際のゴミの容量のイメージ	容量（L）
0	0 袋	（自然物を除いて）全くゴミがない	0
TT	約 1/16 袋 *(1/10 袋以下)*	500mL ペットボトルが 1～2 本程度	1.25
T	約 1/8 袋 *(1/10～1/5 袋)*	2.0L ペットボトルが 1 本程度 500mL ペットボトルが 3～4 本程度	2.5
1	約 1/4 袋 *(1/5 ~1/3 袋)*	2.0L のペットボトルが 2 本程度	5
2	約 1/2 袋 *(1/3 ~2/3 袋)*	2.0L のペットボトルが 4 本程度 200～350mL の飲料缶が 15 本程度	10
3	約 1 袋 *(2/3 ~1.5 袋)*	2.0L のペットボトルが 8 本程度 200～350mL の飲料缶が 30 本程度 ポリタンクならば 1 本分程度	20
4	約 2 袋 *(1.5~3 袋)*	2.0L のペットボトルが 16 本程度 ポリタンクならば 2 本分程度	40
5	約 4 袋 *(3~6 袋)*	2.0L のペットボトルが 32 本程度 みかん箱ならば 3 箱分程度	80
6	約 8 袋 *(6~11 袋)*	ドラム缶が 1 本分未満程度	160
7	約 16 袋 *(11~23 袋)*	ドラム缶が 1.5 本分未満程度	320
8	約 32 袋 *(23~42 袋)*	ドラム缶が 3.0 本分未満程度	640
9	約 64 袋 *(42~90 袋)*	一立方メートル程度	1280
10	約 128 袋 *(90 袋以上)*	軽トラで一台分程度	2560

出典：河川ゴミ調査マニュアル（平成 24 年３月　国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）から抜粋

③　ごみの発生源の分類

確認されたごみについて以下の表のとおり分類しました。

表１－３　ごみの分類

分類		代表例
散乱ごみ		
	・生活系ごみ	ペットボトル、ビニール袋、空き缶など
	・農業系ごみ	肥料袋、マルチングフィルム、ビニールシートなど
	・漁業系ごみ	釣り糸、漁網、ウキなど
	・レジャー特有ごみ	花火、バーベキューグッズなど
不法投棄系ごみ		
	・産業ごみ・建築廃材	タイヤ、金属くず、一斗缶など
	・粗大ごみ	家具、家電など

（５）調査結果

①　ごみマップ

木曽川水系では、一部の地点でごみランクが３以上（20L ごみ袋が１袋以上）のごみ量の多い調査地点が確認されましたが、庄内川水系及び神通川水系は、比較的ごみ量が少ないことをが確認されました。

図１－２　ごみマップ（長良川下流）

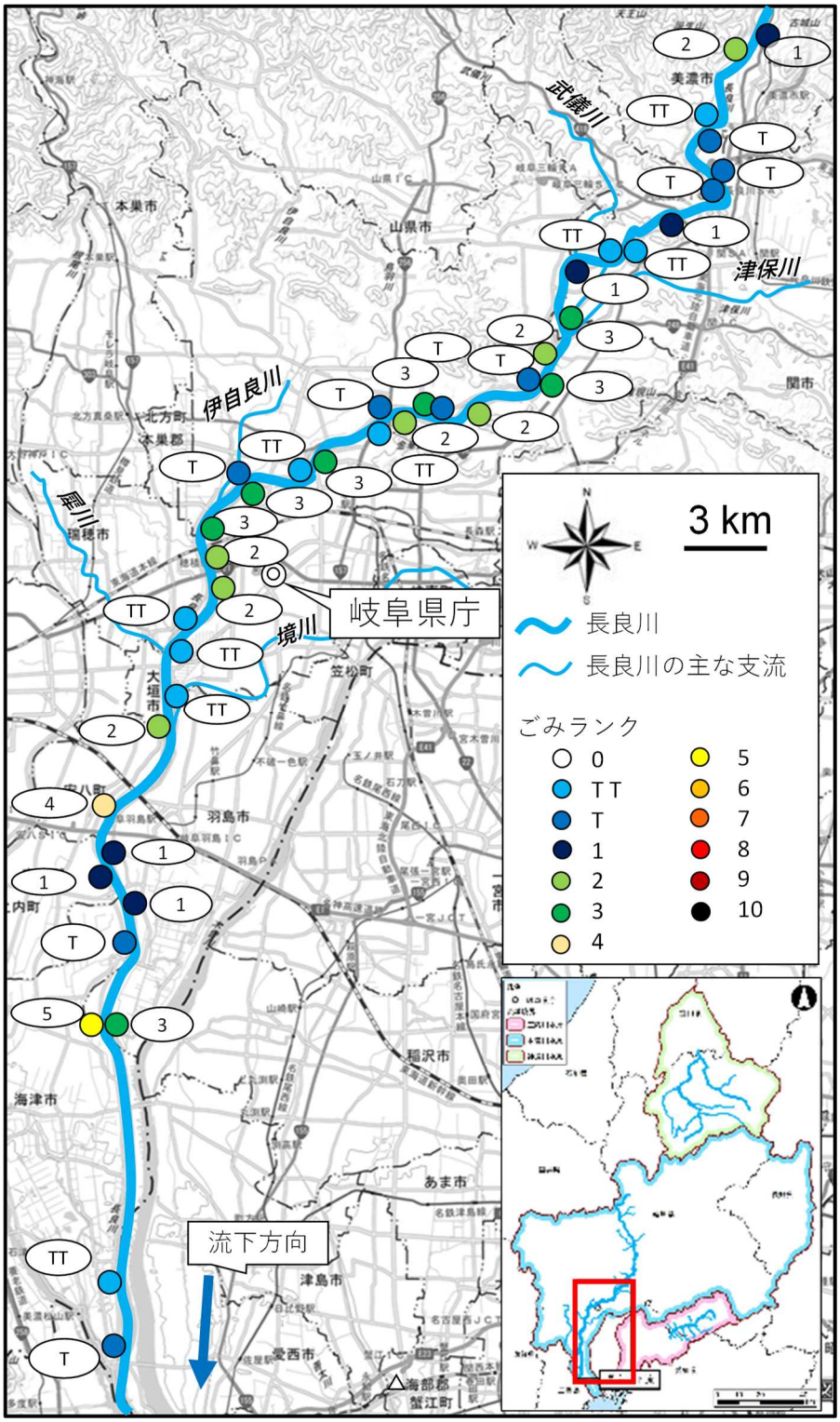

図１－３　ごみマップ（長良川上流）

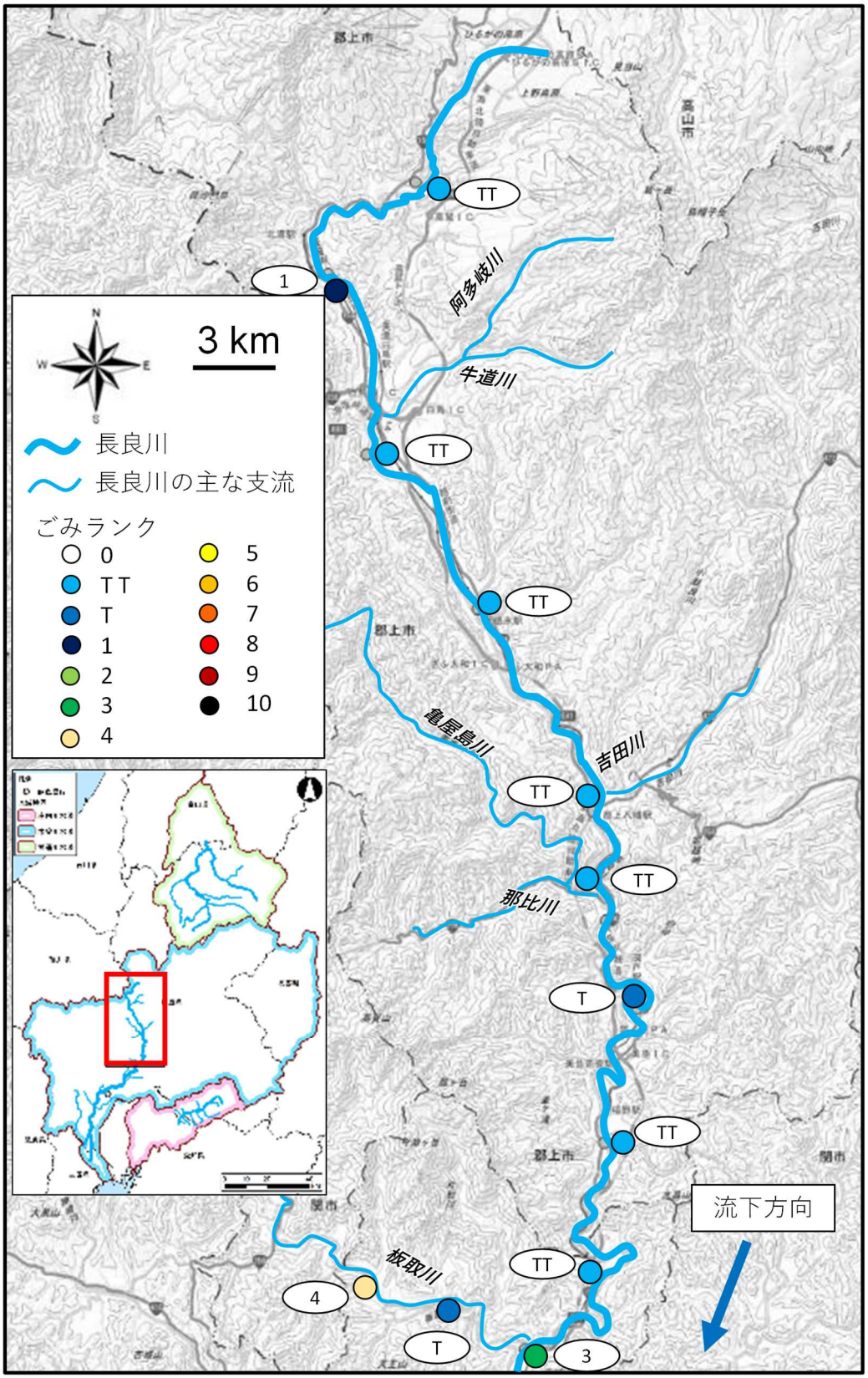

図１－４　ごみマップ（水門川）

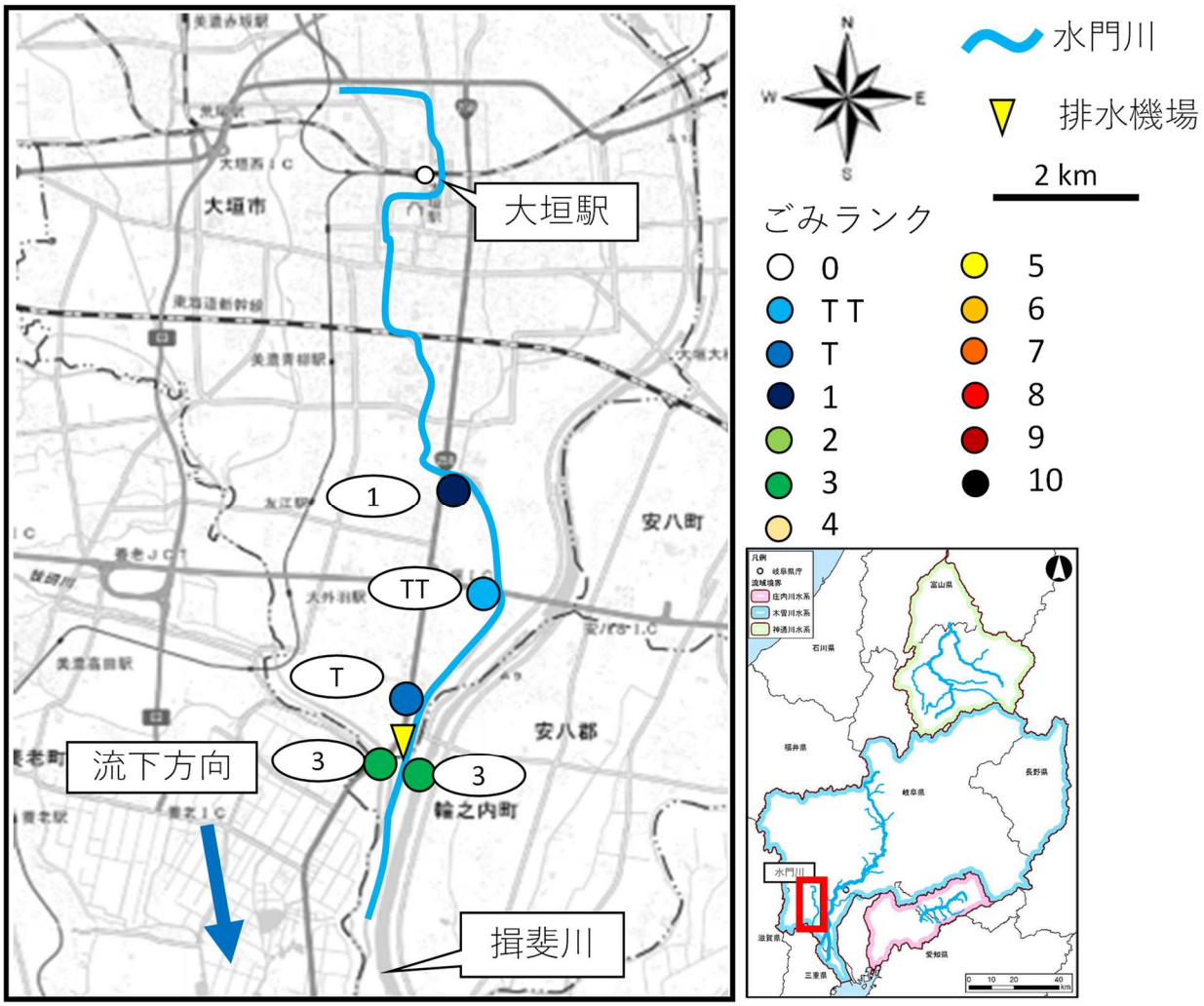

図１－５　ごみマップ（天王川）

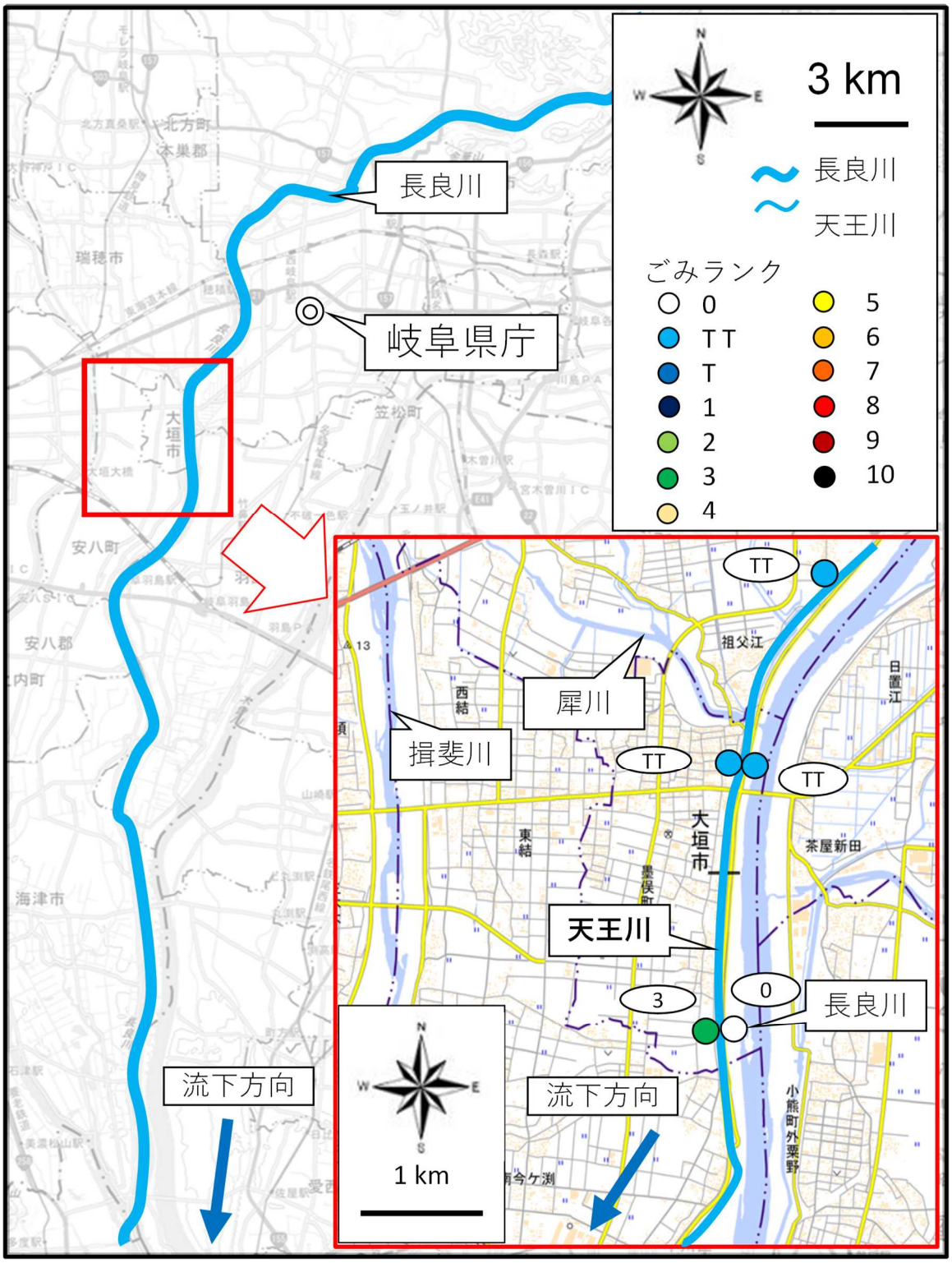

図１－６　ごみマップ（庄内川水系土岐川）

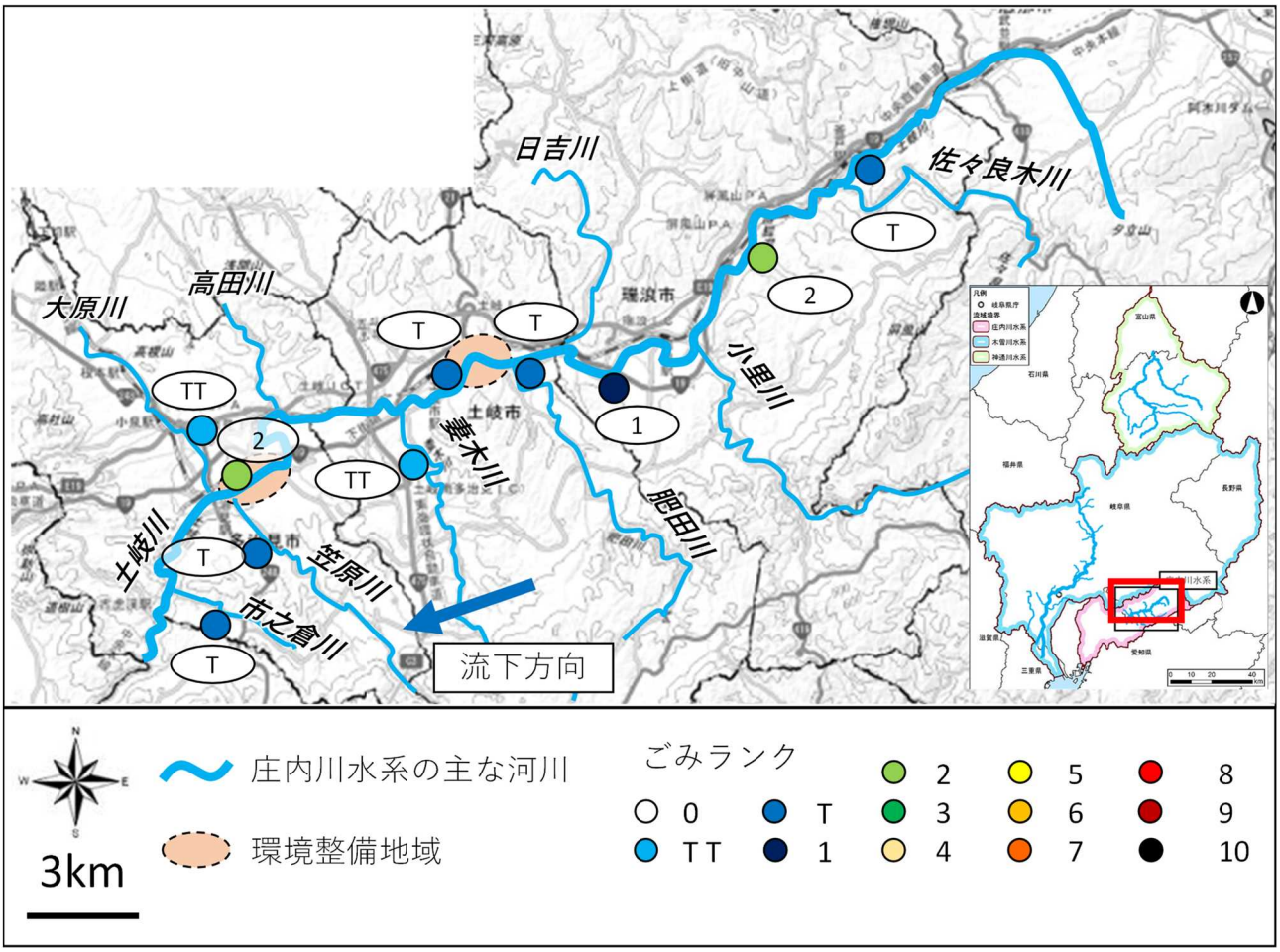

図１－７　ごみマップ（神通川水系）

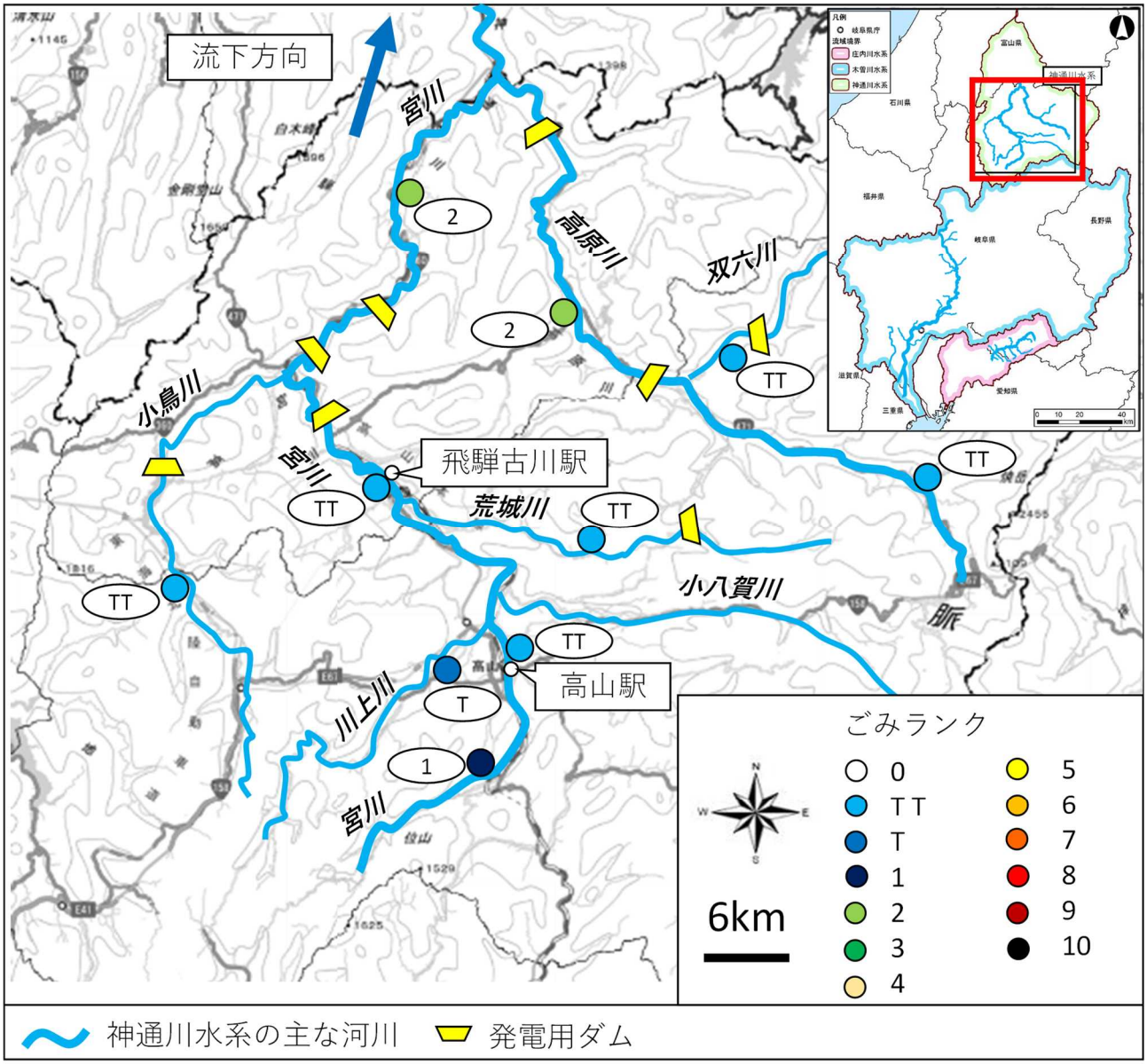

②　各水系におけるごみ量

県内の各水系における平均ごみ袋量に基づくランクは、木曽川水系が２、庄内川水系が１、神通川水系がＴであり、木曽川水系においてごみ量が多い傾向が見られました。

木曽川水系のうち、長良川下流や水門川、板取川においてごみ量が比較的多いことが確認されており、河川の周辺状況から市街地やレジャーとしての利用が活発である地域でごみ量が多い傾向が見られました。

表１－４　各調査地域における平均ごみ袋量及びランク

水系	地点数	平均ごみ袋量	ランク
木曽川水系	62	1/2	2
長良川下流	(40)	(1/2)	(2)
長良川上流	(10)	(1/5)	(T)
水門川	(5)	(1/2)	(2)
天王川	(5)	(1/5)	(T)
板取川	(2)	(11/7)	(4)
庄内川水系	10	2/9	1
神通川水系	10	1/6	T

③　ごみの発生源分類

木曽川水系でのみ漁業系ごみが確認されました。神通川水系ではレジャー系ごみが確認されませんでしたが、農業系ごみの割合が比較的高い傾向にありました。

木曽川水系において、長良川上流と板取川ではレジャー系ごみの割合が高いことが確認され、川遊びやキャンプなどのレジャー活動による影響があることが示唆されました。

図１－８　ごみの発生源分類別の割合

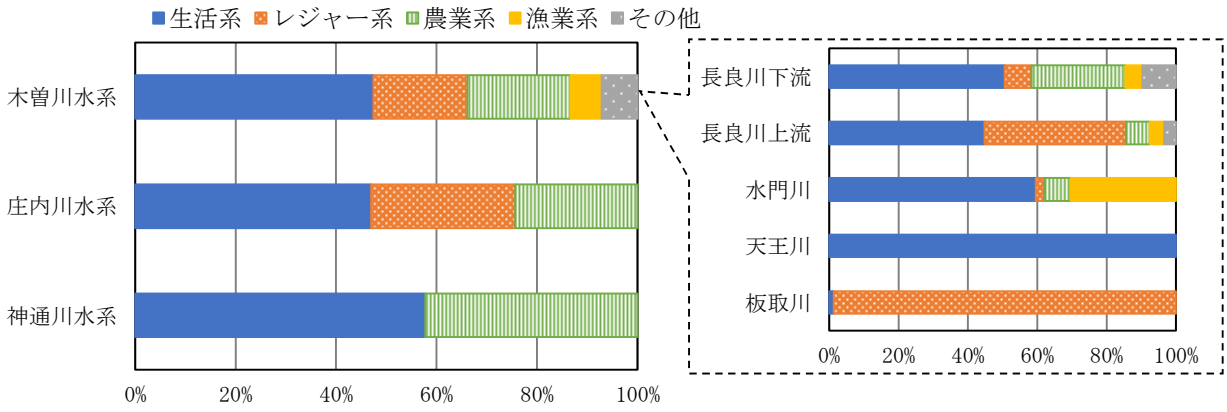

④　不法投棄系ごみ

不法投棄系ごみの一地点あたりの件数は、木曽川水系が 1.7 件／地点、庄内川水系が 0.2 件／地点、神通川水系が 0.4 件／地点で、木曽川水系に多くの不法投棄系ごみがある傾向がみられました。

表１－５　各調査地域における不法投棄系ごみの概要

水系		調査地点数	不法投棄系ごみが確認された地点数	不法投棄系ごみが確認された地点数の割合	不法投棄系ごみの件数	1 調査地点あたりの件数	平均ごみ袋量（20L袋換算）
木曽川		62	41	66%	107	1.7	4.9
	長良川下流	(40)	(27)	(68%)	(72)	(1.8)	(4.9)
	長良川上流	(10)	(7)	(70%)	(19)	(1.9)	(2.6)
	水門川	(5)	(4)	(80%)	(8)	(1.1)	(0.6)
	天王川	(5)	(1)	(20%)	(2)	(0.4)	(1.0)
	板取川	(2)	(2)	(100%)	(6)	(3.0)	(9.3)
土岐川（庄内川）水系		10	2	20%	2	0.2	5.1
宮川（神通川）水系		10	3	30%	4	0.4	0.3

２　県内環境保全活動団体へのアンケート結果（概要）

（１）調査概要

①調査目的

県内環境関連団体の活動状況等を把握し、本計画を検討するためアンケート調査を行いました。

②調査対象等

調査対象　　環境に関する意識調査（令和元年（2019 年）11 月）で対象とした環境関連団体等　136 団体
調査方法　　郵送
調査期間　　令和３年（2021 年）５月７日（金）～５月 26 日（水）
回収結果　　41 団体（回収率 30.1%）

（２）アンケート結果

①回答団体属性

■　圏域

図２－１　団体の圏域

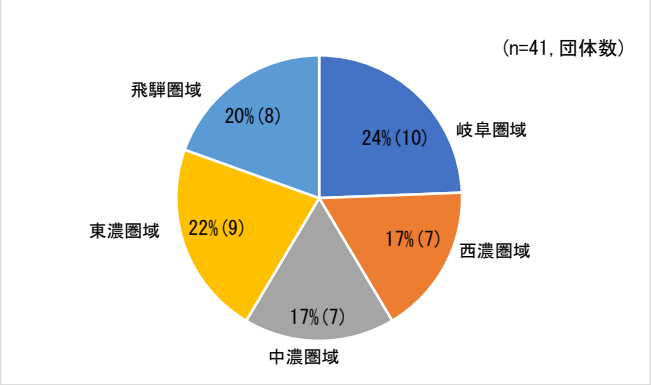

■　会員数

図２－２　団体の会員数

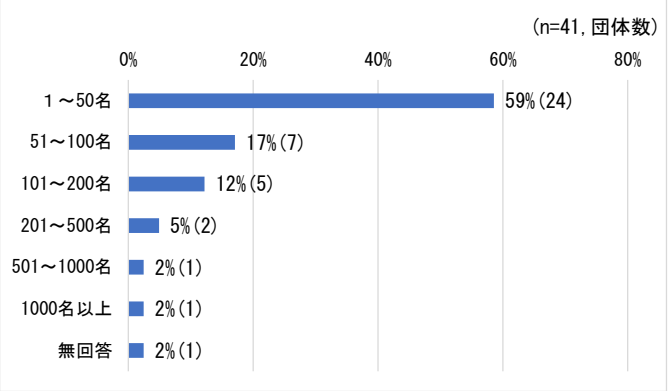

②アンケート結果概要

（ア）活動エリア内での散乱ごみや河川ごみの状況

「多いと感じる」と「少ないと感じる」が約３割で同程度となっています。

図２－３　活動エリア内での散乱ごみや河川ごみの状況

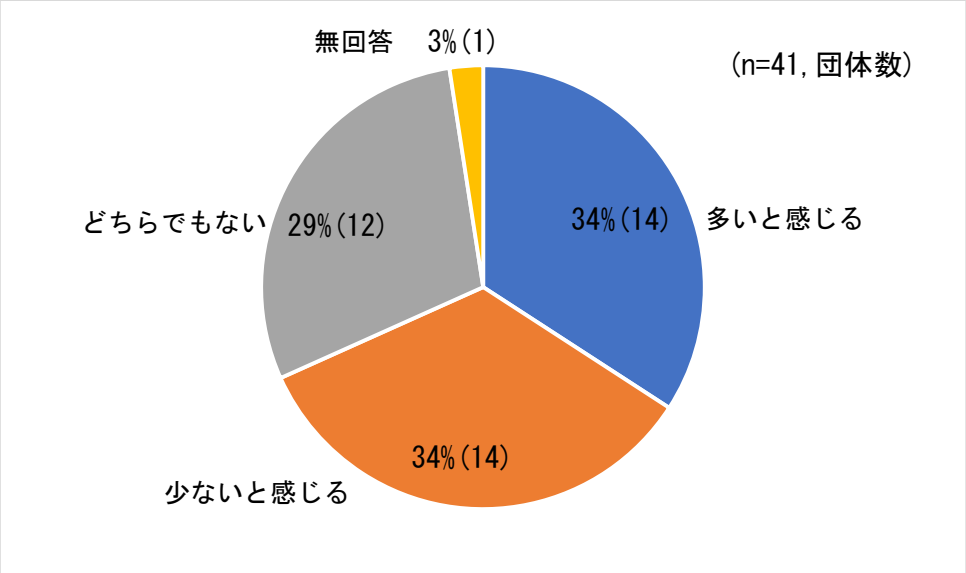

■特に気になるごみの種類

生活系のごみが約８割となっており、次いで不法投棄系、レジャー系が約４割で続いています。

図２－４　特に気になるごみの種類（※複数回答）

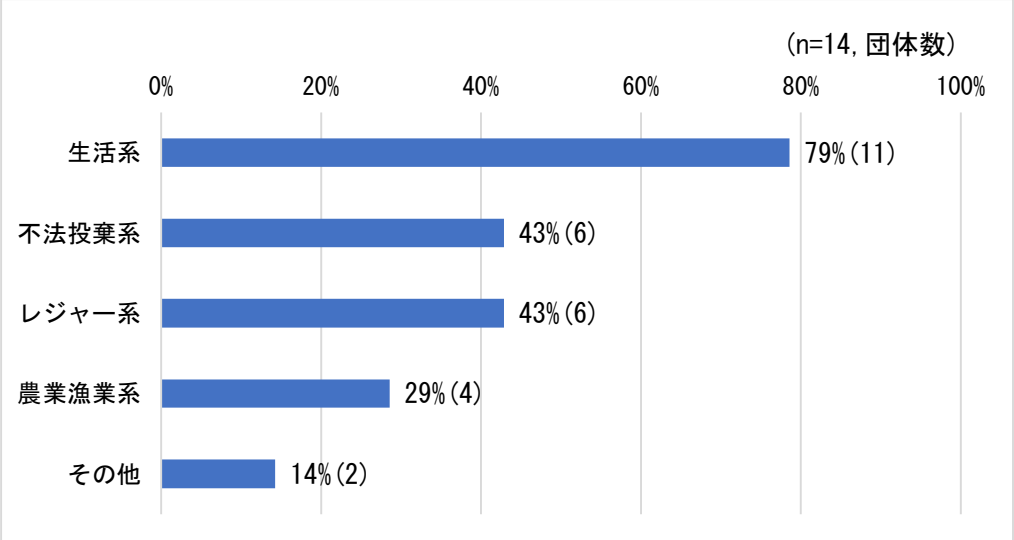

（イ）団体での清掃活動の状況

回答があった団体の約半数が清掃活動を実施しています。

図２－５　清掃活動の状況

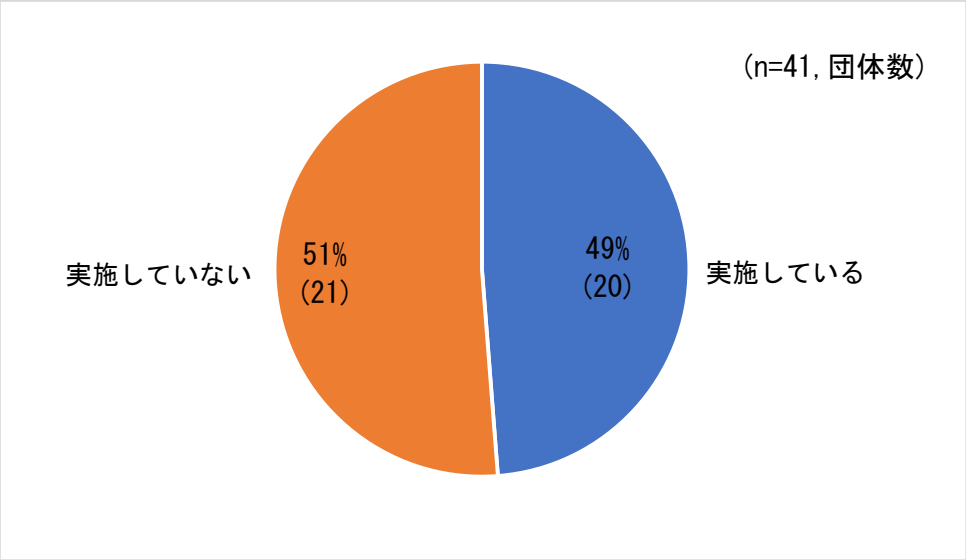

■実施時期

清掃活動の実施時期は、５月と 10 月に多くなっています。

図２－６　団体での清掃活動の状況（※複数回答）

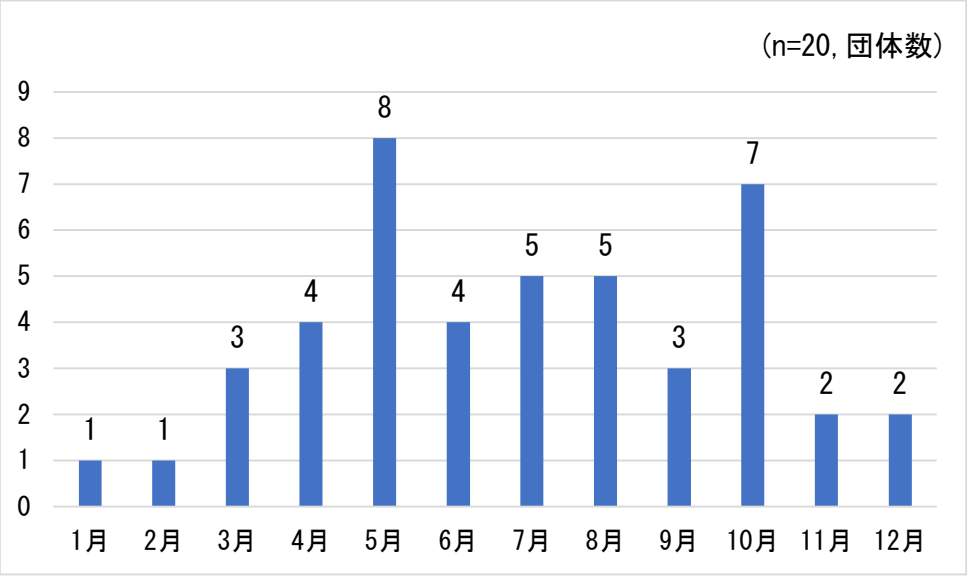

■実施頻度

清掃活動の実施頻度は、年数回程度が約７割を占めています。
一方で、週１回以上活動している団体も約３割を占めます。

図２－７　開催頻度

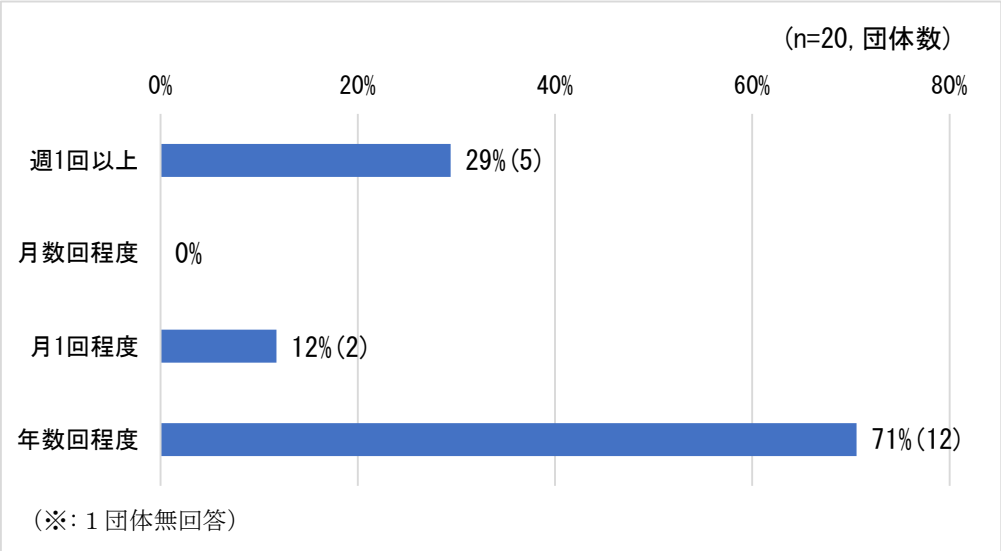

（※：１団体無回答）

（ウ）環境保全団体のための啓発活動や環境教育の状況

啓発活動や環境教育を実施している団体は約４割を占めています。具体的な活動としては、ごみステーション調査、野外活動、自然観察等があります。

図２－８　環境保全団体のための啓発活動や環境教育の状況

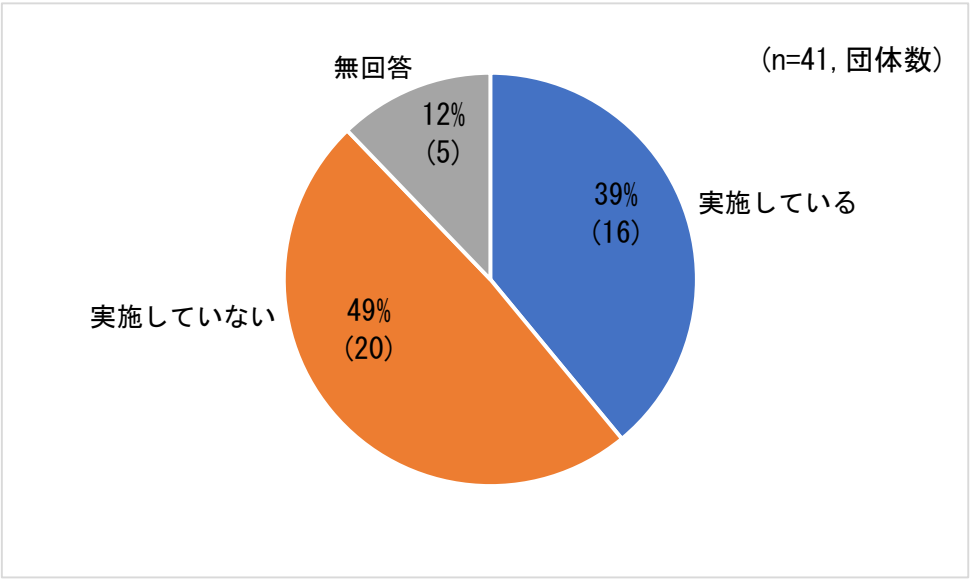

３　下流県における海洋ごみの状況

（１）漂着ごみ回収量の推移

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）に本県の下流４県（愛知県、三重県、富山県、福井県）の海岸で回収された漂着ごみの量の合計は 1,839～4,770 トン／年となっています。下流４県の中では、三重県や富山県での回収量が多い状況です。

図３－１　漂着ごみ回収量の推移（トン）

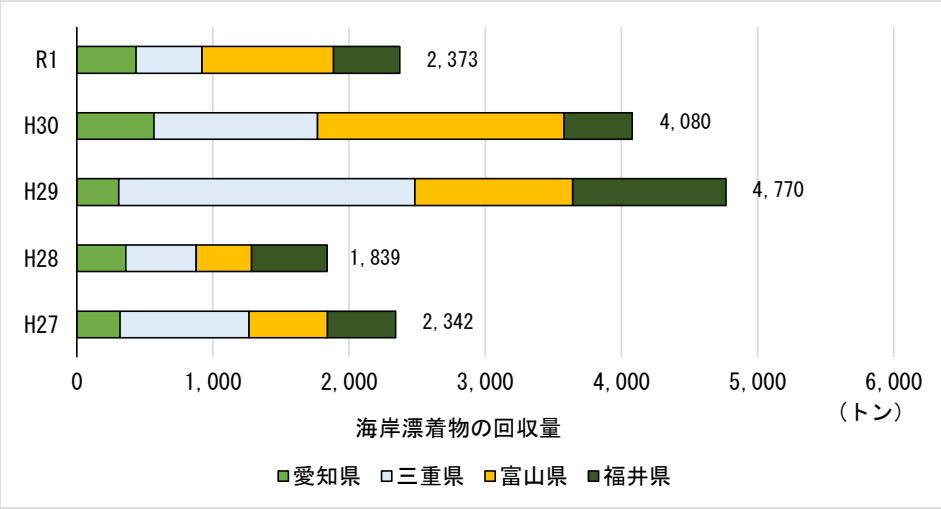

出典：令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

（２）漂着ごみ回収量の内訳

令和元年度海岸漂着物地域対策推進事業（環境省）による漂着ごみの回収量の内訳では、いずれの県においても自然物（灌木や流木等）が高い割合を占めています。

図３－２　令和元年度（2019 年度）漂着ごみの回収量内訳

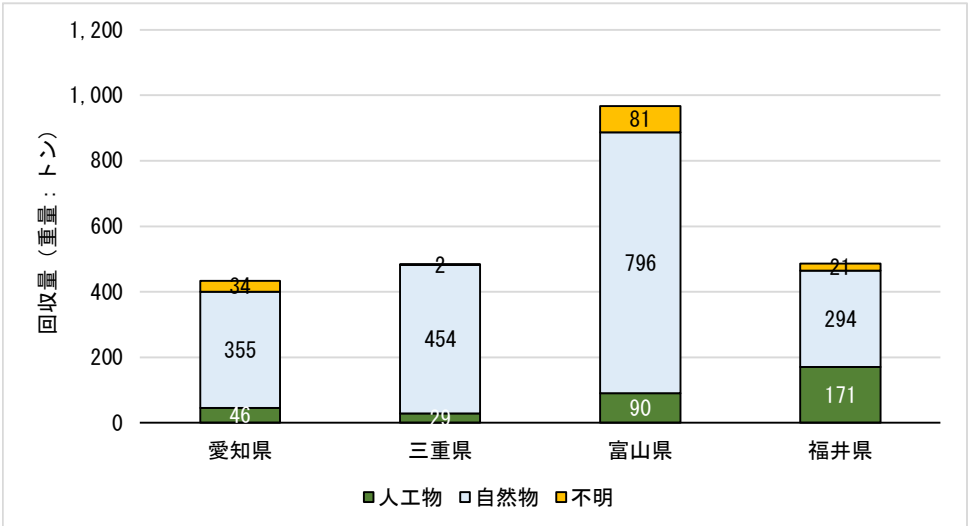

出典：令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

（３）自然物を除いた漂着ごみの組成

環境省の調査によると、漂着ごみのうち人工物を品目ごとに分類した場合、個数ベースでは「ボトルのキャップ、ふた」や「プラ製ロープ・ひも」が占める割合が大きく、重量ベースでは「木材（物流用パレット、木炭等含む）」に次いで「プラ製ロープ・ひも」が占める割合が大きくなっており、個数ベース、重量ベースともに、プラスチック製品の占める割合が大きくなっています。

表３－１　漂着ごみに占める割合が大きい上位 10 品目

品目上位10種（個数ベース）		
No	品目	割合
1	ボトルのキャップ、ふた	17.6%
2	プラ製ロープ・ひも	16.6%
3	木材(物流用パレット、木炭等含む)	9.2%
4	飲料用ペットボトル（2L未満）	6.9%
5	プラ製漁具（その他）	4.2%
6	プラ製食品容器（カップ等）	4.0%
7	プラ製荷造りバンド・ビニールテープ	3.7%
8	ウレタン	3.5%
9	プラ製食器（ストロー、フォーク、スプーン、マドラー、ナイフ）	3.5%
10	プラ製ブイ	3.2%

品目上位10種（重量ベース）		
No	品目	割合
1	木材(物流用パレット、木炭等含む)	32.9%
2	プラ製ロープ・ひも	19.1%
3	硬質プラスチック破片	9.0%
4	プラ製漁網	6.3%
5	飲料用ペットボトル（2L未満）	4.2%
6	発泡スチロール製フロート・ブイ	3.9%
7	プラ製ブイ	3.5%
8	プラ製漁具（アナゴ筒）	3.4%
9	靴（サンダル、靴底含む）	1.2%
10	ガラス製食品容器	1.2%

出典：海洋ごみ実態把握調査（平成 22 年度～令和元年度）のとりまとめについて（環境省）

（４）海岸での清掃参加者数

漂着ごみを回収するため、下流４県の海岸で清掃に参加した人の合計（平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度））は 20, 380～33, 325 人／年です。直近の令和元年度（2019 年度）は富山県内での参加者が最も多く、およそ 2.3 万人が参加しています。

図３－３　海岸での清掃参加者数

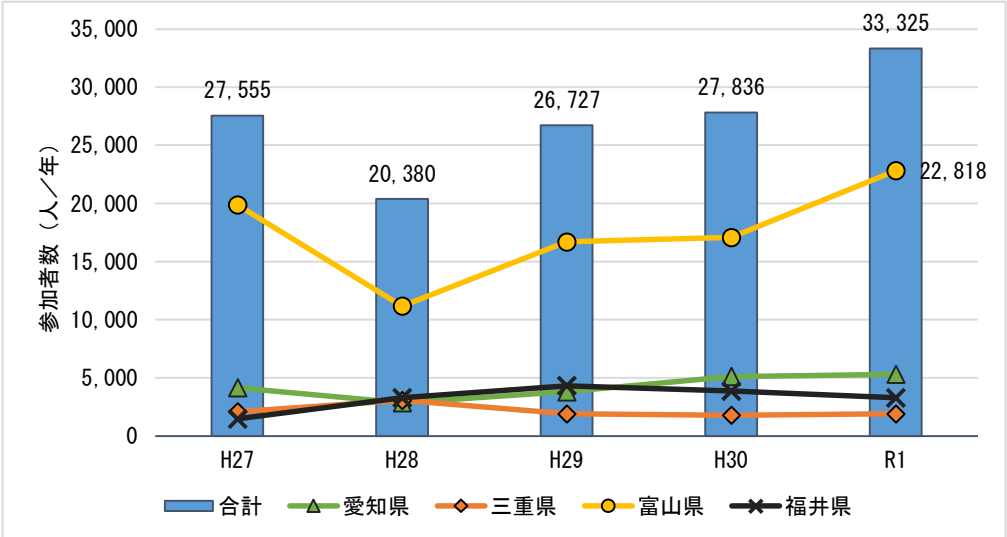

出典：令和２年度 海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書（環境省）から作成

（５）漂着ごみ対策事業

漂着ごみ対策として、平成 29 年度（2017 年度）に下流４県が実施した「清掃回数又は事業件数」及び「事業費」は以下のとおりです。事業費の総額はおよそ９億円で、4,866 トンの漂着ごみを回収しています。

表３－２　平成 29 年度（2017 年度）　漂着ごみ対策事業

	清掃回数又は事業件数	事業費（千円）	回収量（トン）
愛知県	552	40,053	361
三重県	57	711,336	2,376
富山県	205	83,108	1,159
福井県	52	83,831	970
合計	866	918,328	4,866

※　国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業を含む

出典：平成 30 年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書（環境省）

（６）海底ごみの組成

環境省の調査によると、本県の河川が流れ出る富山湾の沿岸海域（岩瀬、新湊）では、プラスチック類の割合が最も高く 62.8%～95.9%（重量割合、以下同じ）となっています。

また伊勢湾の沿岸海域（鈴鹿沖）では、金属類に次いでプラスチック類の割合が 20.7%となっています。

図３－４　海底ごみ調査位置（平成 28 年度（2016 年度）、平成 30 年度（2018 年度））

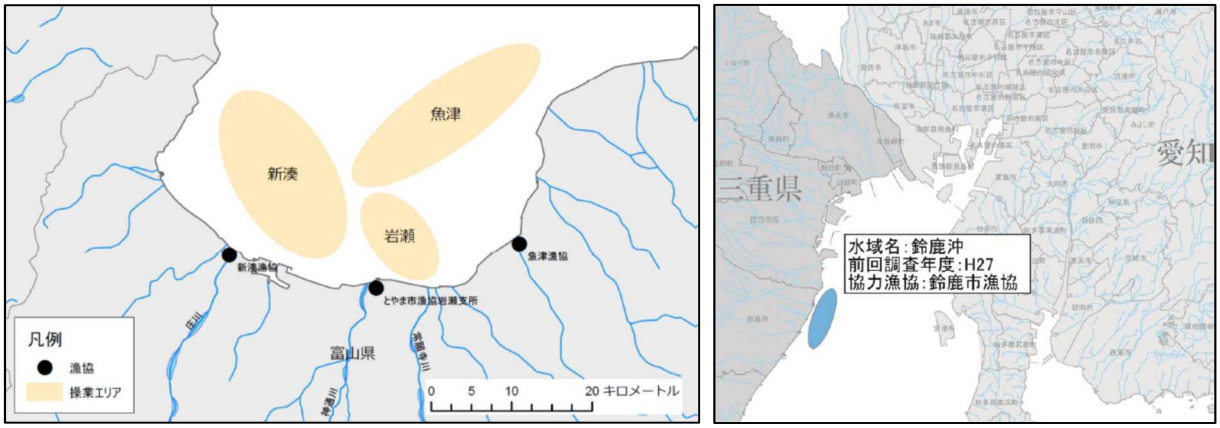

出典：平成 28 年度・平成 30 年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書（環境省）

図３－５　海底ごみの分類別の重量組成比（富山湾・伊勢湾）

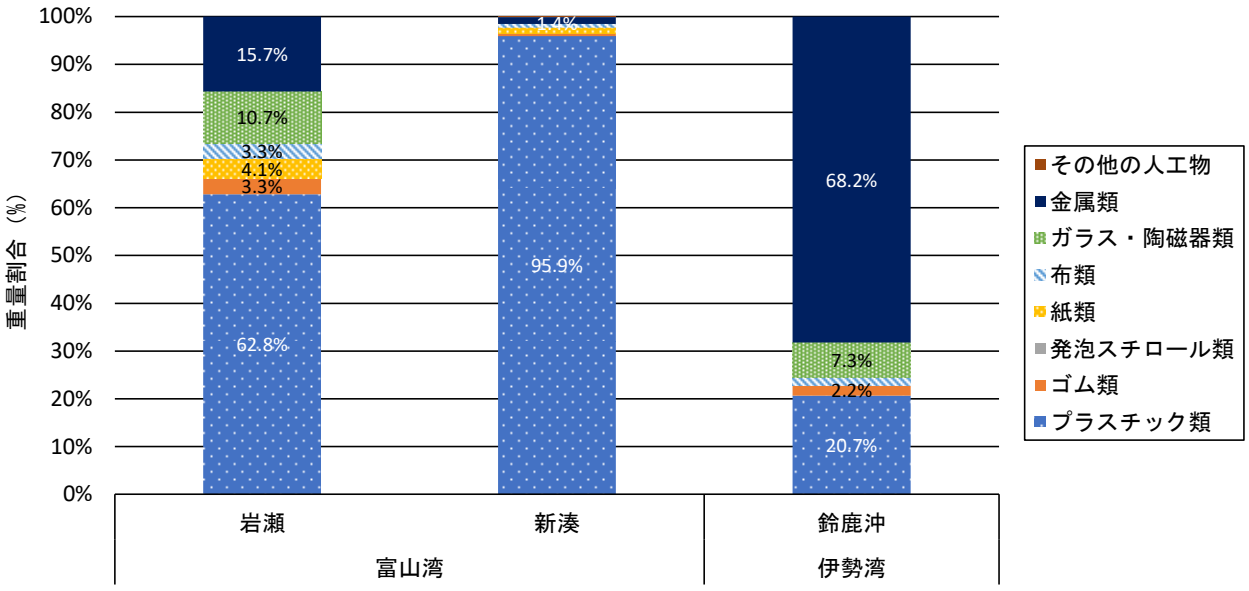

出典：平成 28 年度・平成 30 年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書（環境省）から作成

４　計画策定経過

令和２年９月２日	岐阜県河川ごみ実態調査（９月 15 日まで）
令和３年７月 26 日	令和３年度第１回岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会 （計画骨子案の検討）
令和３年 10 月４日	岐阜県議会厚生環境委員会（計画骨子案を説明）
令和３年 10 月 29 日	令和３年度第２回岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会 （計画素案の検討）
令和３年 11 月 24 日	計画案に対する県環境審議会委員への意見照会
令和３年 11 月 24 日	計画案に対する国・流域圏関係機関(県・市町村)等への意見照会
令和３年 12 月 13 日	計画案に対するパブリックコメント（～令和４年１月 11 日）
令和４年２月４日	令和３年度第３回岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会 （計画案の検討）
令和４年２月 22 日	岐阜県環境審議会（計画の報告）
令和４年３月〇日	岐阜県議会厚生環境委員会（計画の報告）

５　岐阜県海岸漂着物等対策推進協議会委員名簿

（敬称略・区分毎に 50 音順に記載）

学識経験者	伊藤（いとう）　栄一（えいいち）	ＮＰＯ法人森のなりわい研究所代表理事所長 岐阜県木の国・山の国県民会議会長
	大藪（おおやぶ）　千穂（ちほ）	岐阜大学副学長・教育学部家政教育講座教授 岐阜県消費生活安定審議会会長
	佐治木（さじき）　弘尚（ひろなお）	岐阜薬科大学副学長・大学院薬学研究科長・教授 岐阜県環境審議会会長
	千葉（ちば）　賢（さとし）	四日市大学環境情報学部学部長・教授
住民及び民間の代表	朝田（あさだ）　憲祐（けんすけ）	中日新聞社岐阜支社報道部長
	宇野（うの）　弘幸（ひろゆき）	岐阜県農業協同組合中央会総合企画部長
	奥村（おくむら）　佳子（よしこ）	岐阜県商工会女性部連合会会長
	神原（かんばら）　和義（かずよし）	岐阜県森林組合連合会常務理事
	坂井田（さかいだ）　節（たかし）	NPO法人長良川環境レンジャー協会理事長
	酒向（さこう）　保成（やすなり）	岐阜県漁業協同組合連合会参事
	佐藤（さとう）　圭三（けいぞう）	全岐阜県生活協同組合連合会専務理事
	野中（のなか）　準二（じゅんじ）	岐阜新聞社報道本部長
行政機関	岩田（いわた）　幸雄（ゆきお）	国土交通省木曽川上流河川事務所総括保全対策官
	髙橋（たかはし）　淳一（じゅんいち）	岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会会長 中津川市環境水道部長
	中島（なかしま）　良重（よしえ）	岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会副会長 輪之内町調整監兼住民課長

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画
（令和4年度～令和12年度）

発行年月：令和4年〇月
発 行 者：岐阜県環境生活部廃棄物対策課
〒500-8570
岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1
TEL 058-272-1111（代表） 内線 2714
FAX 058-278-2607

資料3－3

（参考）

「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」を踏まえた新規事業概要（予定）

1　目的

本県における海洋ごみ対策を推進するため、県内の散乱ごみの状況や清掃活動を「見える化」するウェブページを導入し、散乱ごみの発生抑制を図るとともに、清掃活動を活性化するなど、県民による行動変容を促進する。

2　概要

（1）ごみ拾い活動投稿アプリと連携した「見える化」ウェブページの導入

■イメージ

参加団体等一覧

企業

株式会社エーティーワークス
ユーシン建設株式会社
ymmt
XYZ
富山応援隊unicity shizentoita
JFEマテリアル
ネッツトヨタ富山
ネッツトヨタ富山魚津店 たじ
ネッツトヨタ富山 南店
(株)POLA富山ゾーン
ReThink Project
日本たばこ産業富山支店
テクノメタル株式会社
グリーンパーク吉峰
千住システムテクノロジー(株)
千住システムテクノロジー株式会社
YKK（株）　黒部事業所
Hamakurosaki Camp
協和ファーマケミカル
クラシエ製薬株式会社高岡事業場
東ソー・セラミックス株式会社

NPO、NGO、社団法人、財団法人など

富山県環境保全協同組合
フェリーバク3
公益社団法人富山県浄化槽協会青年部会
まるごとTOYAMA
Green bird富山チーム
富山応援隊
公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

学校、部活、生徒会など

3F2
Miya
高岡支援学校おやじの会
有澤正至
廣田健大

町内会、自治会、商店街など

美しい富山湾クラブ
射水市庄西地域振興会
T-H

任意団体、サークルなど

まるごとToyama no.3025

（２）街中の散乱ごみの状況調査及び「見える化」ウェブページへの反映

■イメージ

①車載カメラで車道を撮影　②機械学習でごみの数を解析　③地図上にごみ分布を表示

３　県環境審議会委員への依頼事項

内陸県から発生する海洋ごみ対策の機運を醸成するため、本事業を活用した清掃活動にご協力いただきますようお願いいたします。

※事業詳細は新年度改めてご案内させていただきます。

岐阜県ごみ処理広域化･集約化計画案の概要

環境生活部廃棄物対策課

資料4－1

第１章　総論

○　**計画策定の趣旨**

・　人口減少によるごみ排出量の減少が想定される中、社会資本の維持管理・更新コストの増大、気候変動問題への対応や災害への対応力強化といった課題が山積

・　将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理を確保するため、市町村等と連携し、新たな広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な処理体制の構築を推進

○　**計画の基本事項**

＜計画の位置づけ＞

県廃棄物処理計画における一般廃棄物の広域的な処理の基本方針

＜計画期間＞

令和４年度～令和12年度（９年間）

第２章　旧計画の評価

次の３項目について評価を行った。

①　ごみの排出抑制

・　ごみ総排出量は、一時的に増加したが、最近は減少傾向

・　平成30年度は652千ｔであり、平成11年度の693千ｔから減少

年度	H11	H16	H21	H26	H30
ごみ排出量（ｔ）	693,235	734,156	736,104	680,621	652,087

②　ダイオキシン類の排出削減

・　平成30年度のダイオキシン類排出量は0.18g-TEQ/年

・　旧計画により推計した予測値の0.42g-TEQ/年の1/2以下の水準まで減少

年度		H10	H20	H30
ダイオキシン類排出量（g-TEQ/年）	排出量予測	－	1.88	0.42
	実績値	23.48	1.47	0.18

③　ごみ焼却等施設の集約化

・　平成10年度の38施設から、平成30年度の21施設の約1/2に集約化

・　旧計画策定後、100ｔ/日以上の処理能力を持つ、全連続燃焼式ごみ焼却施設が４施設新設

第３章　本計画の基本方針

・　市町村等と連携し、以下に示す基本的な考え方によって新たに本計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進

・　ごみ減量化及びリサイクルの推進に取り組み、ごみの焼却量等を可能な限り削減

○　**本計画の策定に係る基本的な考え方**

・　令和32年度における人口減少などを踏まえたごみ排出予測等から、ごみ焼却等施設の望ましい姿（配置・施設数）を設定

・　各市町村の現在のごみ処理施設整備計画を活かしつつ、新たに広域化ブロックを設け、当面の令和12年度のごみ焼却等施設数の目標を設定

・　100ｔ/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置し、可能な限り300ｔ/日以上のごみ焼却施設の設置も目指す

第４章　広域化ブロックごとの廃棄物処理体制

○　**広域化ブロック区割りの見直し**

・　滞りなく災害廃棄物処理ができる体制が必要であることも考慮しつつ、地域の意向・実情を鑑み、岐阜・西濃、中濃、東濃、飛騨の４ブロックに広域化ブロック区割り

○　**広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の検討**

①　各広域化ブロックのごみ排出予測量から、ごみ焼却等施設の必要処理能力を推計し、処理能力300ｔ/日の施設の必要数を推計

②　施設の被災も考慮した令和32年度のごみ焼却等施設の望ましい姿は県内10施設

③　市町村のごみ処理施設整備計画の新設・更新予定を考慮、約30年で11施設の削減を見据え、施設数20施設以下とする目標と設定

○　**広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の計画**

令和12年度までに以下の広域化ブロックごとの施設数とする計画

広域化ブロック名	R2	R12目標	R32望ましい姿
岐阜・西濃ブロック	8	9	4
中濃ブロック	3	3	2
東濃ブロック	6	5	2
飛騨ブロック	4	3	2
合計	21	20	10

第５章　計画の推進・進捗管理

○　**各主体の役割**

・　安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するため、各主体が連携し、広域化・集約化

＜市町村＞　広域化・集約化を推進するため、広域化ブロック内で会議等により広域化・集約化の実現可能性等の検討・調整　等

＜県＞　広域的な調整が必要となるため、市町村間の調整に係る支援や、広域化・集約化の進行管理、技術的援助

○　**計画の進行管理**

毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握

資料4－2

岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画
（案）

令和４年３月

岐阜県

目　次

第１章　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　旧計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　ごみの排出抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２　ダイオキシン類の排出削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　３　ごみ焼却等施設の集約化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３章　本計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　１　本計画の策定に係る基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・６
　２　計画の推進・進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　３　処理の広域化、施設の集約化について
　　具体的に検討する際に考慮する事項・・・・・・・・・・・・・・・・６

第４章　広域化ブロックごとの廃棄物処理体制・・・・・・・・・・・・・９
　１　ごみ焼却等施設の広域化ブロック区割りの見直し・・・・・・・・・９
　２　広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の検討・・・・・・・・・１０
　３　広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の計画・・・・・・・・・・１３
　４　本計画策定後の広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の方向性・・１５
　５　ごみ焼却等施設以外の廃棄物処理施設・・・・・・・・・・・・・１５

第５章　計画の推進・進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　１　各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

参考資料
　表１　資源化施設の今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　表２　粗大ごみ処理施設の今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・２４
　表３　最終処分場の今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第１章　総論

１　計画策定の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成９年５月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出抑制を図るため、平成 11 年３月に「岐阜県ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定しました。

旧計画策定後 20 年余りの間に、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の大幅な排出削減が図られ、循環型社会の実現に向けた３Ｒ（排出抑制・再使用・再生利用）を推進すべく法整備が進められるなど、ごみ処理に係る状況は大きく前進しました。一方、人口減少や厳しい財政状況により、一般廃棄物処理を担う市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）では、廃棄物処理に係る担い手の不足や老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大といったごみ処理の安定的かつ持続可能な事業運営に関する課題が生じています。さらに、地球温暖化などの気候変動問題や、近年頻発化している大規模災害に備え、一般廃棄物処理における温室効果ガスの排出抑制やエネルギー回収の促進、災害廃棄物処理の適正化・迅速化など、新たな課題への対応や、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）への貢献が必要とされています。

このような状況下において、平成 31 年３月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成 31 年３月 29 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）が発出されました。この通知において、都道府県は市町村等と連携のうえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定することが求められています。

これらを踏まえ、本県では、一般廃棄物の処理主体である市町村等と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続可能な適正処理の確保に向けた新たな「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

２　計画の基本事項

（１）計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第５条の５第１項の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画において、同条第２項に一般廃棄物の広域的な処理に関する事項を定めるよう規定されており、「第３次岐阜県廃棄物処理計画」（令和３年３月）（以下「県廃棄物処理計画」という。）においては、市町村と連携して広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することを掲げています。

このことを踏まえて、本計画は「県廃棄物処理計画における一般廃棄物の広域的な処理の基本方針」と位置付けることとします。

なお、廃棄物処理法第４条第２項の規定により都道府県は市町村等に対して技術的援助に努めることとされています。

（２）計画期間

令和４年度から令和 12 年度までの９年間とし、県廃棄物処理計画との整合性を確保します。

なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行や新型コロナウイルス感染症の影響など、一般廃棄物処理を取り巻く環境や社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じ計画を見直すこととします。

第２章　旧計画の評価

１　ごみの排出抑制

旧計画においては、ごみ処理の基本として、ごみの絶対量を減少させることが最も重要であることを掲げ、地域の実状に合わせ、広域的処理が可能となる分別収集を図るとともに、住民に対する普及・啓発を努めることとしていました。

旧計画策定後のごみ総排出量の推移をみると、表１のとおり、一時的に増加傾向もみられましたが、現在は減少傾向に転じており、平成 30 年度のごみ総排出量は 652 千ｔであり、旧計画始期（平成 11 年度）の 693 千ｔから減少しました。

表１　ごみ総排出量の推移

年度	H11	H16	H21	H26	H30
ごみ総排出量（ｔ）	693,235	734,156	736,104	680,621	652,087

※一般廃棄物処理実態調査結果より

２　ダイオキシン類の排出削減

旧計画においては、ダイオキシン類の排出削減を主目的に位置付けており、既存のごみ焼却施設におけるダイオキシン類の排出削減のための恒久対策を実施し、新設のごみ焼却施設を含め、さらなる削減を図っていくこととしていました。

旧計画策定後、高度な排ガス処理装置の普及や安定的な燃焼状態の確保が維持できるようになり、表２のとおり、平成 30 年度のダイオキシン類排出量の実績値※は、旧計画で推計された平成 30 年度の排出量予測の１／２以下の水準まで減少しました。

表２　ダイオキシン類排出量の予測と実績値※との比較

年度		H10	H20	H30
ダイオキシン類排出量	排出量予測	－	1.88	0.42
(g-TEQ/年)	実績値※	23.48	1.47	0.18

※平成 10 年度の実績値は旧計画での推計、平成 20 年度及び平成 30 年度の実績値は次のとおり推計。

実績値（g-TEQ/年）＝排ガス量（㎥N/年）×排ガス中のダイオキシン類濃度（ng-TEQ/㎥N）×10^{9}

・排ガス量は、ごみ１ｔの焼却において 5,000 ㎥Ｎとして推計。

・排ガス中のダイオキシン類濃度は、各年度における測定実績（各施設の実績合計）を使用、炉が複数ある場合は、高い方の数値を採用した。

３　ごみ焼却等施設の集約化

（１）ごみ焼却等施設数

表３のとおり、ごみ焼却等施設数は、県全体で平成 10 年度の 38 施設から、平成 30 年度には 21 施設と、約１／２に集約化されました。

また、ブロック別の施設数は、岐阜市・羽島市・羽島郡ブロックで２施設、西濃ブロックで７施設、南濃ブロックで１施設、中濃・郡上ブロックで２施設、東濃東部ブロックで２施設、飛騨ブロックで３施設が減少しました。

表３　旧計画におけるブロックごとのごみ焼却等施設数の推移

ブロック名	H11	H20	H30
岐阜市・山県郡	2	1	2
岐阜市	1	1	1
岐阜市・羽島市・羽島郡	2	1	0
各務原市	1	1	1
西濃	8	7	1
大垣市	1	1	1
南濃	3	2	2
中濃・郡上	4	4	2
可茂	1	1	1
東濃西部	4	4	4
東濃東部	4	3	2
飛騨	7	4	4
合計	38	30	21

（２）処理能力 100ｔ／日以上のごみ焼却等施設の設置状況

旧計画において、新設する施設は、最低でも 100ｔ／日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を原則とし、発電等に余熱利用を効率的に実施することが可能な能力である 300ｔ／日以上を目指すこととしていました。

旧計画策定後、13 施設が新設され、そのうち、全連続燃焼式ごみ焼却施設で 100ｔ／日以上の処理能力の施設が４施設設置されました。

第３章　本計画の基本方針

将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町村等と連携し、次に示す基本的な考え方によって新たに本計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。

なお、ごみ処理において最も重要なことはごみの減量化であることから、施設整備費や処理費、エネルギーの削減、廃棄物処理施設の延命化など、持続可能な適正処理を確保するため、県廃棄物処理計画や各市町村の一般廃棄物処理基本計画等に基づく施策により、ごみ減量化及びリサイクルの推進に取り組み、ごみの焼却処理量等を可能な限り削減します。

１　本計画の策定に係る基本的な考え方

- 令和 32 年度における人口減少などによるごみ排出予測等を踏まえ、ごみ焼却等施設の望ましい姿（配置・施設数）を設定します。
- 各市町村の現在のごみ処理施設整備計画を活かしつつ、新たに広域化ブロックを設け、当面の令和 12 年度のごみ焼却等施設数の目標を設定します。
- ごみ焼却施設については、エネルギー利活用の観点から、100ｔ/日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置することとし、可能な限り 300ｔ/日以上のごみ焼却施設の設置も目指すこととします。

２　計画の推進・進行管理

- 県は、広域化ブロック会議を開催し、市町村の協議・検討を支援するとともに、広域化ブロックごとの施設整備の進捗を管理します。
- 市町村は、広域化ブロック内で、ごみ処理の広域化、ごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）の実現可能性やごみ分別区分の統一化、費用分担等具体的な課題を協議します。

３　広域化・集約化について具体的に検討する際に考慮する事項

本計画策定後、市町村が主体となって広域化・集約化について具体的に検討する際に考慮する事項は、次のとおりです。

（１）持続可能な適正処理の確保

人口減少による一般廃棄物処理の担い手不足、厳しい財政状況や老朽化した廃棄物施設の増加に伴う安定的かつ持続可能なごみ処理の事業運営の困難化等が懸念されており、あらためて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。

このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、施設間の連携により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化に努めます。

また、ごみ処理施設への廃棄物の運搬は、生活環境の保全の観点から経路を検討する必要があります。さらに、大規模災害時においても稼働できるような廃棄物の運搬経路を確保しておく必要もあります。

（２）廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品廃棄物や容器包装廃棄物を分別収集して再商品化するなど、様々な廃棄物の資源化に努めます。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギーを利用することで温室効果ガスの排出削減にもつながることから、地域特性に応じて、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが望まれます。

また、廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル及びエネルギーの利用に必要な量が確保されることが期待されます。

（３）災害対策の強化

ごみ処理施設の整備にあたっては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、災害に対する施設の強靭化を図ることで、地域の防災拠点として、特にごみ焼却施設については、大規模災害時にも稼働を可能とすることにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できます。

また、災害時の広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との連携体制の構築を進めることが重要です。

（４）気候変動対策の推進

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化、発電や熱利用等の効率的なエネルギー回収を行い、温室効果ガスの削減及び廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減に努めます。

（５）地域への新たな価値の創出

ごみ処理施設整備にあたっては、効率的なエネルギー回収による地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用など、各地域の状況やニーズに応じて社会インフラとしての機能を高め、地域循環共生圏の核となりうるごみ処理施設の整備を目指します。

第４章　広域化ブロックごとの廃棄物処理体制

ごみ焼却等施設に係る広域化ブロック区割りを見直し、広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数を検討し、目標を設定しました。

なお、ごみ焼却等施設以外の廃棄物処理施設について、資源化施設及び粗大ごみ処理施設については、ごみ焼却等施設の処理対象に影響を受けることから、焼却等施設の統合等にあわせて集約化の可能性を検討することとします。最終処分場については、残余容量や焼却等施設の統合等を踏まえて検討することとします。汚泥再生処理センター（し尿処理施設）については、岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画（仮称）において検討することとします。

１　広域化ブロック区割りの見直し

旧計画では、交通事情等の地理的条件、過去の経緯等の社会的条件を考慮し、最低でも処理能力が 100ｔ/日以上で、可能な限り、300ｔ/日以上程度の施設が整備できるよう 12 ブロックに区割りし、１ブロック１施設とするよう目標を設定していました。

新計画では、滞りなく災害廃棄物処理ができる体制が必要であることも考慮しつつ、現在の岐阜圏域及び西濃圏域の一般廃棄物処理体制は２圏域を跨いで行われていることから、地域の意向・実情を鑑み、表４のとおり、岐阜・西濃ブロック、中濃ブロック、東濃ブロック、飛騨ブロックの４ブロックの広域化ブロック区割りとします。

表４　広域化ブロック区割り

ブロック名	構成市町村等
岐阜・西濃	山県市、岐阜市、岐阜羽島衛生施設組合（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町）、各務原市 大垣市、西濃環境整備組合（大垣市、瑞穂市、本巣市、北方町、 揖斐川町、大野町、池田町、神戸町、輪之内町、安八町）、垂井町、 南濃衛生施設利用事務組合（海津市、養老町、関ケ原町）
中濃	中濃広域行政事務組合（関市、美濃市）、郡上市、可茂衛生施設利用組合（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町）
東濃	多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市
飛騨	下呂市、白川村、高山市、飛騨市

２　広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の検討

ごみ焼却等施設は耐用年数が 20 年程度であり、また、基幹的設備改良も含めると、建設後 30 年程度運用されることを考慮し、約 30 年後である令和 32 年の県内の人口減少等に伴うごみ排出量予測を踏まえて、令和 32 年度の広域化ブロックごとのごみ焼却等施設数の望ましい姿を設定し、それを見据え令和 12 年度の施設数の目標を設定することとしました。

なお、令和 12 年度の施設数の目標を設定する際には、各市町村の現在のごみ処理施設整備計画を踏まえて、検討しました。

（１）令和 32 年度の人口及びごみ排出量予測

約 30 年後である令和 32 年度までの人口予測は表５、ごみ排出量予測は表６のとおりです。人口もごみ排出量も、今後減少傾向であることを踏まえて広域化ブロック区割りを見直します。

表５　令和 32 年度までの人口予測

広域化ブロック名	Ｒ２人口（人）	R32 人口（人）	Ｒ２人口に対するR32 人口の割合（%）
岐阜・西濃ブロック	1,144,029	943,301	82.5
中濃ブロック	363,989	292,865	80.5
東濃ブロック	324,303	230,519	71.1
飛騨ブロック	140,643	90,799	64.6

※市町村照会結果を集計

表６　令和 32 年度までのごみ排出量予測

広域化ブロック名	Ｒ２ごみ排出量（ｔ／日）	R32 ごみ排出量予測（ｔ／日）	Ｒ２ごみ排出量に対するR32 ごみ排出量の割合（%）
岐阜・西濃ブロック	1,195	964	80.7
中濃ブロック	348	290	83.3
東濃ブロック	355	263	74.1
飛騨ブロック	135	96	71.1

※市町村照会結果を集計

（２）令和 32 年度のごみ焼却等施設数（推計）

表５のとおり、広域化ブロックごとの人口が令和２年度から令和 32 年度にかけて 64.6～82.5%に減少し、表６のとおり、ごみの排出量も 71.1～83.3%に減少します。目標施設数を設定するにあたり、表６のとおり、ごみ排出量の減少率と同様に、ごみ焼却等施設の必要処理能力も 71.1～83.3%に減少すると仮定し、上記の各広域化ブロックのごみ排出量予測を踏まえ、表７のとおり、各広域化ブロックにおける処理能力 300ｔ／日の施設数を推計しました。

表７　令和 32 年度のごみ焼却等施設の処理能力・施設数（推計）

広域化ブロック名	Ｒ２処理能力（ｔ／日）	R32 推計処理能力（ｔ／日）	R32 推計焼却等施設数
岐阜・西濃ブロック	1,458	1,176	4
中濃ブロック	483	402	2
東濃ブロック	496	367	2
飛騨ブロック	201	143	1

ごみ処理施設の被災に伴い廃棄物処理が滞らないようにするため複数の施設設置が必要であり、廃棄物処理を安定的に行う必要があることから、推計では複数設置が必要とされない飛騨ブロックについても令和 32 年度に２施設とします。

このため、令和 32 年度のごみ焼却施設の望ましい姿としては、表８のとおり、岐阜・西濃ブロックで４施設、中濃ブロックで２施設、東濃ブロックで２施設、飛騨ブロックで２施設の県内で計 10 施設と設定します。

表８　令和 32 年度のごみ焼却等施設の望ましい姿

広域化ブロック名	Ｒ２施設数	Ｒ32 望ましい姿
岐阜・西濃ブロック	8	4
中濃ブロック	3	2
東濃ブロック	6	2
飛騨ブロック	4	2
合計	21	10

（３）令和 12 年度のごみ焼却等施設数の設定

令和 32 年度のごみ焼却等施設の望ましい姿を見据えて、広域化・集約化の検討を着実に実施し、計画的に施設の集約化を進めるため、図１及び表９のとおり、令和 12 年度のごみ焼却等施設数を 20 施設以下と設定しました。

これは、各市町村の現在のごみ処理施設整備計画における市町村のごみ焼却等施設の新設・更新予定を踏まえたごみ焼却等施設数とも整合が図られています。

図１　令和 32 年度の望ましい姿を見据えたごみ焼却等施設数

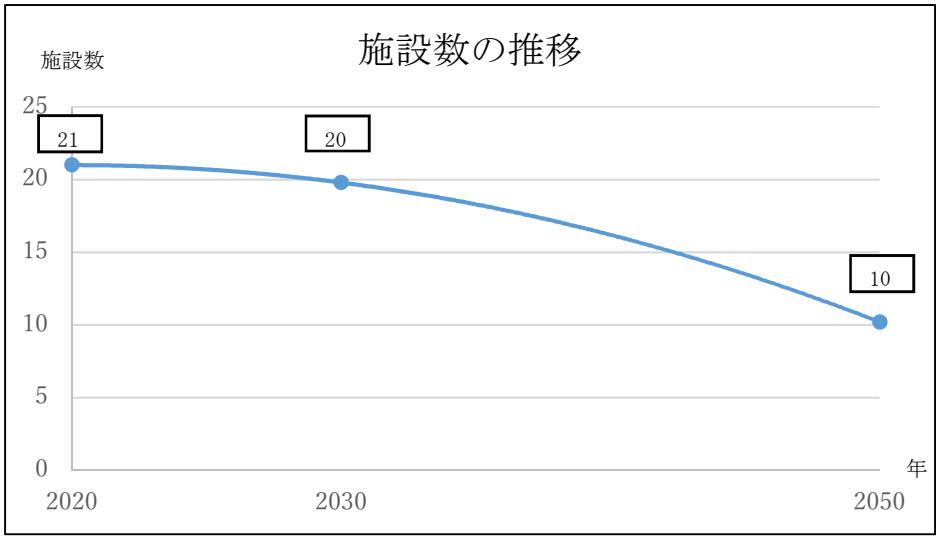

表９　令和 32 年度の望ましい姿を見据えた令和 12 年度の広域化ブロック別ごみ焼却等施設数

広域化ブロック名	Ｒ２	Ｒ12 目標	Ｒ32 望ましい姿
岐阜・西濃ブロック	8	9	4
中濃ブロック	3	3	2
東濃ブロック	6	5	2
飛騨ブロック	4	3	2
合計	21	20	10

３　広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の計画

○　岐阜・西濃ブロック

表 10 のとおり、岐阜・西濃ブロックでは、令和２年度時点でごみ焼却等施設が８施設であり、今後、処理能力が 100ｔ／日以上のごみ焼却施設１施設が新設されることで令和 12 年度には９施設とする計画とします。

表 10　岐阜・西濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
①	山県市	クリーンセンター（2炉）	H22.4	36t	山県市	クリーンセンター（2炉）	H22.4	36t	
②	岐阜市	掛洞プラント（1炉）	S54.3	150t	岐阜市	掛洞プラント（1炉）	S54.3	150t	
③	岐阜市	東部クリーンセンター（3炉）	H10.3	450t	岐阜市	東部クリーンセンター（3炉）	H10.3	450t	
④	羽島市	民間委託	—	—	羽島市	ごみ処理焼却施設（2炉）【岐阜羽島衛生施設組合】	R9.4	130t	R9.4新設
	岐南町	民間委託	—	—	岐南町				
	笠松町	民間委託	—	—	笠松町				
⑤	各務原市	北清掃センター（3炉）	H15.3	192t	各務原市	北清掃センター（3炉）	H15.3	192t	R8更新
⑥	大垣市	クリーンセンター（3炉）	H8.4	240t	大垣市	クリーンセンター（3炉）	H8.4	240t	R13.3まで延命
⑦	瑞穂市	西濃環境保全センター【西濃環境整備組合】（1炉、2炉）	H16.3	90t	瑞穂市	西濃環境保全センター【西濃環境整備組合】（1炉、2炉）	H16.3	90t	R12・15更新
	本巣市 北方町 揖斐川町 大野町 池田町 神戸町 輪之内町 安八町		H3.3	180t	本巣市 北方町 揖斐川町 大野町 池田町 神戸町 輪之内町 安八町		H3.3	180t	
⑧	垂井町	クリーンセンター（2炉）	H9.3	40t	垂井町	クリーンセンター（2炉）	H9.3	40t	将来的な施設集約化に向けて協議
⑨	海津市 養老町 関ケ原町	清掃センター【南濃衛生施設利用事務組合】（2炉）	H21.1	80t	海津市 養老町 関ケ原町	清掃センター【南濃衛生施設利用事務組合】（2炉）	H21.1	80t	
			小計	1,458t				1,588t	

○　中濃ブロック

表 11 のとおり、中濃ブロックでは、令和２年度時点のごみ焼却等施設を３施設のまま維持する計画とします。なお、郡上市の１施設は老朽化のため、焼却施設と粗大ごみ処理施設を統合した施設を新設し、郡上市内の施設の集約化を図ります。

表 11　中濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
⑩	関市 美濃市	クリーンプラザ中濃 【中濃広域行政事務組合】（3炉）	H15.3	168t	関市 美濃市	クリーンプラザ中濃 【中濃広域行政事務組合】（3炉）	H15.3	168t	R14から新設又は長寿命化
⑪	郡上市	郡上クリーンセンター(2炉)	H18.4	75t	郡上市	（仮称）クリーンセンター(2炉)	R11.4	40t	R11.3廃止予定 R11.4新設予定
⑫	美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町	ささゆりクリーンパーク 【可茂衛生施設利用組合】（3炉）	H11.4	240t	美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町	ささゆりクリーンパーク 【可茂衛生施設利用組合】（3炉）	H11.4	240t	R21.4新設予定
		小計		483t				448t	

○　東濃ブロック

表 12 のとおり、東濃ブロックでは、令和２年度時点でごみ焼却等施設が６施設であり、今後、１施設が廃止されることで令和 12 年度には５施設とする計画とします。

表 12　東濃ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
⑬	多治見市	三の倉センター（2炉）	H15.4	170t	多治見市	三の倉センター（2炉） ※笠原クリーンセンターは休止	H15.4	170t	R14.3まで稼働 その後は未定
		笠原クリーンセンター（2炉）	H11	18t					
⑭	土岐市	環境センター（3炉）	H2.3	70t	土岐市	環境センター（3炉）	H2.3	70t	R12まで稼働 その後は未定
⑮	瑞浪市	クリーンセンター(2炉)	H14.7	50t	瑞浪市	クリーンセンター(2炉)	H14.7	50t	R15.3まで稼働 その後は未定
⑯	中津川市	環境センター（2炉）	H16.4	98t	中津川市	環境センター（2炉）	H16.4	98t	R14まで稼働 その後は未定
⑰	恵那市	エコセンター恵那（RDF）	H15.4	90t	恵那市	エコセンター恵那（RDF）	H15.4	90t	R14まで稼働 その後は未定
		小計		496t				478t	

○　飛騨ブロック

表 13 のとおり、飛騨ブロックでは、令和２年度時点でごみ焼却等施設が４施設であり、今後、２施設を廃止、１施設に集約し、令和 12 年度には３施設とする計画とします。

表 13　飛騨ブロックのごみ焼却等施設

施設	R2				R12				備考
	市町村名	施設名	供用開始	能力	市町村名	施設名	供用開始	能力	
⑱	下呂市	クリーンセンター（2炉）	H31.4	60t	下呂市	クリーンセンター（H31.4）（2炉）	H31.4	60t	
⑲	白川村	委託	―	―	白川村	委託（高山市）	―	―	
	高山市	資源リサイクルセンター（2炉）	S61.3	100t	高山市	ごみ処理焼却施設（2炉）	R8.4	95t	R8.4新設
		久々野クリーンセンター（2炉）	H2.3	16t					
⑳	飛騨市	クリーンセンター（2炉）	H25.4	25t	飛騨市	クリーンセンター(H25.4)（2炉）	H25.4	25t	R15.3まで稼働 その後は未定
			小計	201t				180t	

4　本計画策定後の広域化ブロックごとのごみ焼却等施設の方向性

広域化ブロック内における市町村ブロック会議等において、広域化・集約化の実現可能性等を協議し、広域化・集約化を検討します。

また、広域化・集約化を検討する際は、ごみ排出量予測に加え、資源化量の実績値及びプラスチック資源循環法の施行などを踏まえた予測値、ごみの収集運搬方法や、ごみ焼却等施設以外の廃棄物施設の広域化・集約化なども含め、総合的に検討します。

なお、東濃ブロックでは、令和 12 年度以降、令和 12～15 年度の間に５市の施設とも相次いで更新時期を迎えるため、次期計画での広域化・集約化に向け、具体的な協議・検討を開始します。

5　ごみ焼却等施設以外の廃棄物処理施設

市町村のごみ処理施設整備計画をもとに、施設の新設、廃止、統合、長寿命化について参考資料表１、参考資料表２及び参考資料表３のとおり今後の予定を示します。

ごみ焼却等施設の広域化・集約化の状況を踏まえ、今後、広域化・集約化の可能性を検討します。

①　資源化施設及び粗大ごみ処理施設

資源化施設及び粗大ごみ処理施設の今後の予定については、参考資料表

１及び参考資料表２のとおりです。今後、各広域化ブロックにおいて、ごみ焼却等施設の統合やプラスチック資源循環法の施行等を踏まえて、広域化・集約化の可能性を検討します。

②　最終処分場

最終処分場の今後の予定については、参考資料表３のとおりです。一部事務組合における設置に加え、その構成市町村においても設置されている場合や、市町村内で複数設置されている場合があり、今後は、各広域化ブロックにおいて、残余容量の状況やごみ焼却等施設の統合等を踏まえて、広域化・集約化の可能性を検討します。

第５章　計画の推進・進捗管理

１　各主体の役割

安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するためには、県民、事業者等、市町村、県が連携し、広域化・集約化に向けた取組を進めることが求められます。

（１）県民

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを認識し、これまでのライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を通じて持続可能な循環型のライフスタイルに転換する必要があります。

①　ごみ減量化の推進

マイバッグ・マイボトルの利用、使い捨て商品の使用削減、食品ロスの削減、環境にやさしい買い物（グリーン購入）等に努めます。

②　リサイクルの推進

リユース、リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択します。

（２）事業者等

事業者等は、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、排出抑制と再資源化に取り組む必要があります。また、サーキュラー・エコノミーの実現のため、廃棄物を生み出さない設計などに取り組むことが求められます。

①　ごみ減量化の推進

簡易包装、レジ袋削減、マイバック使用の促進やごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造等に努めます。

②　リサイクルの推進

可能な限り再資源化を推進し、事業者や業界との連携により、再生資源

の利用や用途の拡大を促進します。

（３）市町村

市町村は、一般廃棄物の処理主体として、ごみの減量化とリサイクルの推進に向け取り組むとともに、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築する主体として、広域化・集約化を推進する必要があります。

①　広域化・集約化の推進

本計画策定後、市町村は広域化・集約化を推進するため、広域化ブロック内で会議等により広域化・集約化の実現可能性、ごみ分別区分・方法の統一化、費用分担、施設建設候補地の選定等の検討・調整を行います。

②　ごみ減量化及びリサイクルの推進に向けた取組

市町村の一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみの減量化や、プラスチック使用製品廃棄物や容器包装廃棄物を分別収集して再商品化するなどのリサイクルの推進に取り組み、安定的な廃棄物処理体制の構築を図ります。

また、地域の特性に応じて、廃棄物系バイオマスを利活用するなど、マテリアルリサイクルを推進します。

③　災害対策の強化

ごみ処理施設の整備にあたっては、施設の耐震化など災害に対する施設の強靭化を図るとともに、地域の防災拠点としての活用を考慮します。

また、年々激甚化する大規模災害に備え、広域的な災害廃棄物処理を見据えた処理体制を構築します。

（４）県

広域的な調整が必要となるため、市町村間の調整に係る支援や、広域化・集約化の進行管理、市町村への技術的援助を行い、広域化・集約化を推進します。

①　計画の進行管理

→「２　計画の進行管理」参照

②　市町村の支援・助言・調整等

県は、広域化ブロックにおいて広域化・集約化が円滑に進むように、必要に応じて市町村への支援・助言・調整等を行います。

③　災害対策の強化

県は、県内市町村をまたぐ又は県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との連携体制の構築を進めます。

２　計画の進行管理

毎年度、県は、広域化ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行います。

図２　広域化・集約化に向けたフロー図

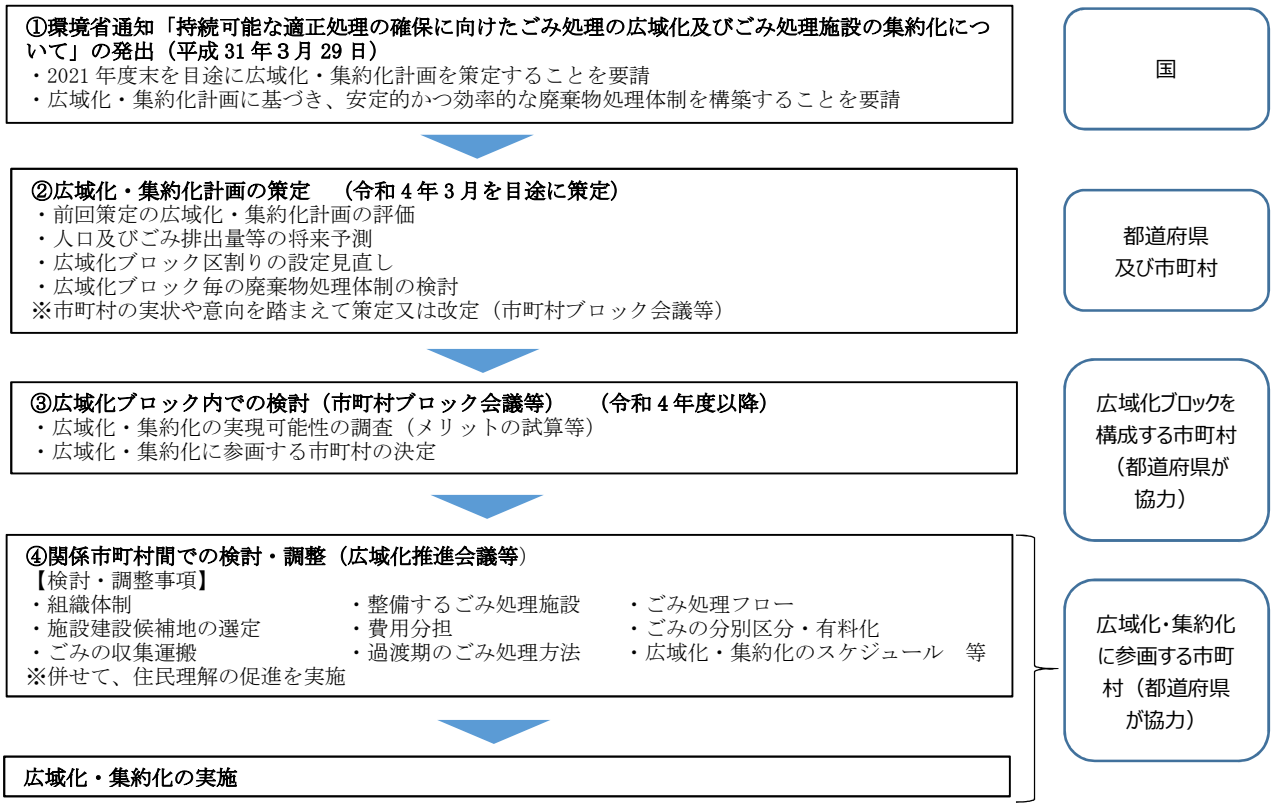

出所：広域化・集約化に係る手引き（令和２年６月環境省）をもとに県が作成

参考資料表１　資源化施設の今後の予定

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
岐阜・西濃ブロック						
岐阜市	岐阜市リサイクルセンター	H9.4	53t/日	選別・圧縮・梱包	ビン、カン、ペットボトル	R4.3廃止予定
	岐阜市リサイクルセンター	R4.4	46.1t/日	選別・圧縮・梱包	ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装	
羽島市	羽島市資源物ストックヤード	H21.1	―	選別	無色びん、茶色びん、その他びん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、白色トレイ、新聞紙、雑誌類、チラシ、ダンボール、牛乳パック・飲料用紙パック、蛍光管・電球、乾電池、廃食用油、古着、不燃ごみ	
各務原市	各務原市北清掃センター リサイクルセンター	H12.12	3t/5h	選別	ペットボトル	長寿命化(R20年度まで延命化)
	各務原市北清掃センター リサイクル施設	H23.3	かん3t/5h びん6t/5h	選別・圧縮・破砕	かん類 ビン類	長寿命化(R20年度まで延命化)
瑞穂市	瑞穂市美来の森	H10	―	選別・圧縮・梱包・破砕	金属類、ガラス・陶磁器類、ビン・缶・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ・古紙類(布含む)・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ・容器包装ﾌﾟﾗ・小型家電・電池・蛍光灯・ﾗｲﾀｰ・廃棄ﾀｲﾔ・剪定枝	長寿命化(R23年度まで延命化)
本巣市	真正ストックヤード	H17.6	－	選別	びん、金物類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、乾電池、蛍光灯・電球、ガラス類・化粧びん、陶磁器、刃物、ライター、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、飲料用パック、粗大ごみ（可燃・不燃）	

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
本巣市	本巣ストックヤード	H18.6	－	選別	びん、金物類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、乾電池、蛍光灯・電球、ガラス類・化粧びん、陶磁器、刃物、ライター、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、飲料用パック、粗大ごみ（可燃・不燃）	
	根尾ストックヤード	H17.6	－	選別	びん、金物類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、乾電池、蛍光灯・電球、ガラス類・化粧びん、陶磁器、刃物、ライター、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、飲料用パック、粗大ごみ（可燃・不燃）	
北方町	北方町リサイクルセンター	H17.4	3.36t/日	選別・圧縮・梱包・破砕	金属類、ガラス類、陶器類、ペットボトル、古紙類、プラ容器包装、布類、不燃物、粗大類	
大垣市	大垣市リサイクルセンター	H24.4	3.7t/5h	選別・圧縮・梱包	プラスチック	
神戸町	エコプラザごうど	H20	1.47t/日	選別	金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類、プラスチック、布類	
輪之内町	輪之内町エコドーム	H14.10	1.31t/日	選別・圧縮	金属類、ガラス、ペットボトル、紙類、プラスチック、布類、小型家電、粗大ゴミ	
	輪之内町エコドーム管理棟（生ごみ処理棟）	H16	0.136t/日	生ごみ堆肥化	生ごみ	
池田町	北部リサイクルセンター	H12.8	2t/日	選別・圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	
	南部リサイクルセンター	H31.3	4t/日 ※粗大と合算 （内訳不明）	選別・圧縮・梱包	ペットボトル、プラスチック	
南濃衛生施設利用事務組合	リサイクルセンター	H21.1	16t/日	選別･圧縮･梱包･破砕･溶解	プラ製容器包装、紙類、ビン類、缶類、発泡スチロール、陶器類、ペットボトル、タイヤ、剪定枝	R31.4に新施設整備予定(広域化も視野に入れて検討中)

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 (t/日)	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
中濃ブロック						
郡上市	郡上クリーンセンター	H18.4	13t/8h	選別・圧縮・梱包・破砕	ガラス類、陶磁器類、ペットボトル、プラスチック、布類、紙類、蛍光灯、廃乾電池、廃油	
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃リサイクルプラザ	H15.3	12t/日	選別・圧縮・梱包	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、その他資源ごみ	
可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパークエコサイクルプラザ　リサイクル施設	H11.4	66t/5h	破砕・選別	金属類・不燃粗大・可燃粗大・ガラス類	R21.4新設予定
東濃ブロック						
多治見市	リサイクルストックヤード	H17.4	―	選別・圧縮・梱包	ガラス類、ペットボトル	
中津川市	中津川市環境センター　リサイクルセンター	H28.4	4.9t/日	選別・圧縮・破砕等	缶類、ビン類、ペットボトル、小型家電等	
瑞浪市	リサイクル広場	H14.7	―	選別・圧縮・梱包	無色びん、茶色びん、その他びん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、蛍光管・電球、乾電池、廃食用油、小型家電	
恵那市	恵那市リサイクルセンター	H9.4	粉砕機4.5t/日 金属プレス機189t（主軸圧縮力） ペットボトル減容機300kg/時間 アルミ缶プレス機180kg/時間	粉砕	金属類、ペットボトル、アルミ缶	
土岐市	土岐市環境センター	H元.4	10.5ｔ/5h 1.5ｔ/5h	選別	アルミ缶 スチール缶	
			300kg/1h	圧縮	ペットボトル	

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力 （t/日）	処理内容	処理内容廃棄物	今後の予定
飛騨ブロック						
高山市	高山市資源リサイクルセンター容器リサイクル施設	H9.11	10t/5h	選別・圧縮・梱包	缶、びん、ペットボトル	
飛騨市	飛騨市リサイクルセンター	H27.4	2t/日（破砕、圧縮・梱包）	破砕、圧縮・梱包、保管（ストックヤード機能）	破砕（可燃性粗大）、圧縮・梱包（ペット、プラ製容器）、保管（段ボール、新聞、雑誌、牛乳パック、衣類、缶、びん、蛍光管、乾電池、廃食用油、鉄くず類、雑紙、プラ製品、小型家電、陶器・ガラス類）	
下呂市	下呂市クリーンセンター（リサイクル施設）	H5.4	2t/日	選別・圧縮・破砕	金属類、ガラス類、紙類の選別・圧縮・破砕	
	下呂市ペットボトル資源化施設	H10.4	2t/日	選別・圧縮・梱包	ペットボトルの選別圧縮・梱包	
白川村	白川村リサイクルハウス	H14	0.48t/日	選別・圧縮・破砕	紙・布・特定家庭用機器・粗大ごみ	

参考資料表２　粗大ごみ処理施設の今後の予定

市町村等名	施設名称	設置年月	処理能力	今後の予定
岐阜・西濃ブロック				
岐阜市	東部クリーンセンター	R3.3	30t/5h	
各務原市	各務原市北清掃センター　リサイクル施設	H23.3	34t/5h	長寿命化(R20年度まで延命化)
山県市	山県市クリーンセンター	H22.4	5t/5h	
池田町	南部リサイクルセンター	H31.3	4t/日	
西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	H10.4	70t/5h	
中濃ブロック				
郡上市	郡上北部クリーンセンター	H10.4	8t/5h	R11.3廃止し、機能を（仮称）クリーンセンターに集約
	（仮称）クリーンセンター	R11.4	4t/5h	R11.4新設予定
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃粗大ごみ処理施設	H1.3	50t/5h	
東濃ブロック				
中津川市	中津川市環境センター　粗大不燃施設	H16.4	17t/日	

参考資料表３　最終処分場の今後の予定

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積（千㎥）	対象地域	残余容量（千㎥）		残余容量が０になる年度（R12年までに０になる場合）	今後の予定
					R7年	R12年		
岐阜・西濃ブロック								
岐阜市	大杉一般廃棄物最終処分場	H23.3	270.0	市内全域	92.8	43.5		
羽島市	羽島市一般廃棄物最終処分場	H8.4	35.1	市内全域	18.7	—		
山県市	山県市クリーンセンター	H22.4	26.0	市内全域	1.3	0.0	R9	
本巣市	本巣一般廃棄物最終処分場	H2	27.6	本巣	20.8	—		R11年更新予定
大垣市	荒川町一般廃棄物最終処分場	H4.9	87.0	市内全域	6.2	4.8		
	上石津町上多良一般廃棄物最終処分場	H15.2	104.0	市内全域	37.6	30.6		
	草道島町一般廃棄物最終処分場	S62.3	8.4	市内全域	2.3	1.7		
	墨俣町一般廃棄物最終処分場	H6.4	8.2	市内全域	7.2	7.2		
海津市	福江一般廃棄物最終処分場〔安定型〕	H14.4	53.2	旧海津町	39.5	38.0		
	今尾一般廃棄物最終処分場〔安定型〕	S58.7	24.8	旧平田町	9.0	7.8		
	戸田一般廃棄物最終処分場〔安定型〕	H3.4	24.4	旧南濃町	—	—	R3	R7.3廃止予定
養老町	養老町横屋一般廃棄物最終処分場	H4.4	39.0	町内全域	2.0	1.1		
	養老町祖父江一般廃棄物最終処分場	H13.7	19.8	町内全域	3.8	2.7		

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積（千㎥）	対象地域	残余容量（千㎥）		残余容量が０になる年度（R12年までに０になる場合）	今後の予定
					R7年	R12年		
垂井町	垂井町矢取最終処分場	H9.12	6.4	垂井町	—	—		
	垂井町葉生最終処分場	S60.1	1.5	垂井町	1.313	1.288		
関ケ原町	筑田最終処分場（飛灰）	H20	7.6	海津市、養老町、関ケ原町	1.9	—		R10年廃止予定 次期は海津市に新設予定
神戸町	神戸町瀬古最終処分場	H17	28.3	神戸町内	10.7	9.8		
輪之内町	輪之内町最終処分場	H6.8	31.1	町内全域	10.6	10.5		
安八町	安八町一般廃棄物最終処分場	H8.4	12.3	町内全域	0.0	—	R7	R8.4更新予定
揖斐川町	坂内最終処分場	S48.4	0.8	坂内地区のみ（旧坂内村）	0.122	0.117		
西濃環境整備組合	一般廃棄物最終処分場	H28.4	19.2	構成市町全域	7.7	1.3		
西南濃粗大廃棄物処理組合	一般廃棄物最終処分場	H6.4	30.0	構成市町全域	10.0	8.0		
南濃衛生施設利用事務組合	一般廃棄物最終処分場	H21.4	7.6	海津市、養老町、関ケ原町	1.0	0.0	R10	R11.4新施設整備予定(広域化も視野に入れて検討中)
中濃ブロック								
美濃市	埋立処分場	S 56.4	12.0	市内全域	4.0	3.0		
郡上市	白鳥管理型処分場	H9.4	4.1	市内全域	0.4	0.3		
	八幡市島埋立場	H17.1	12.7	市内全域	6.1	4.4		
	和良埋立場	H12.10	5.5	市内全域	2.1	2.0		

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積（千㎥）	対象地域	残余容量（千㎥）		残余容量が０になる年度（R12年までに０になる場合）	今後の予定
					R7年	R12年		
美濃加茂市	山之上がれき処分場	H8.4	159.6	市内全域	139.5	138.7		排出量が低下しているため、廃止を検討中
可児市	大森瓦礫処分場	S60.4	40.5	市内全域	20.1	18.5		
	兼山瓦礫処分場	H4.11	2.0	市内全域	0.0	—	R7	
八百津町	錦織がれき処分場	S62	42.0	町内全域	38.0	38.0		
	久田見がれき処分場	H7	18.0	町内全域	17.0	16.0		
御嵩町	御嵩町南山一般廃棄物最終処分場	H22	4.3	町内全域	3.4	3.1		
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃一般廃棄物最終処分場	S58.3	125.7	関市+美濃市	39.0	34.0		
可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク　最終処分場	H11.4	43.2	可茂管内	—	—	—	R7年度廃止予定
	緑ヶ丘クリーンセンター最終処分場	H3.8	33.4	可茂管内	2.9	2.7		
東濃ブロック								
多治見市	大畑センター　（安定型） （管理型）	S 47.6 H 22.6	2320.0 35.0	市内全域 市内全域	116.0 19.0	111.0 14.0		
	笠原クリーンセンター（管理型）	H 7.4	30.0	H 28.4から受入休止 市内全域	29.0	29.0		
中津川市	中津川市環境センター　最終処分場	H16.11	73.1	市内全域	23.1	15.2		
瑞浪市	不燃物最終処分場	H17.1	52.5	市内全域	18.2	11.5		
恵那市	恵那市一般廃棄物最終処分場	H31.4	20.4	市内全域	2.2	0.0	R10	

市町村等名	施設名称	設置年月	全体容積（千㎥）	対象地域	残余容量（千㎥）		残余容量が０になる年度（R12年までに０になる場合）	今後の予定
					R7年	R12年		
土岐市	土岐市環境センター（管理型）	H1.3	532.0	市内全域	207.0	174.7		
	土岐市環境センター（安定型）	H1.3	375.0	市内全域	201.1	182.0		
飛騨ブロック								
高山市	高山市資源リサイクルセンター埋立処分地	H17.3	104.7	市内全域	3.0	0.5		
飛騨市	松ヶ瀬最終処分場	H1.4	26.0	市内全域	12.4	11.7		
下呂市	下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場	R4.4	28.0	市内全域	―	―		R4年度使用開始予定
白川村	保木脇埋立地	S47	25.0	白川村内	6.0	6.0		

岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画

（令和4年度～令和12年度）

発行年月：令和4年3月
発　行　者：岐阜県環境生活部廃棄物対策課
〒500-8570
岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1
TEL　058-272-1111（代表）内線 2716
FAX　058-278-2607